

(公開用 会議録と一部異なる部分があります。)  
令和元年第3回設楽町議会定例会(第1日)会議録

令和元年9月3日午前9時00分、第3回設楽町議会定例会(第1日)が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

- |         |          |         |
|---------|----------|---------|
| 1 七原 剛  | 2 原田直幸   | 3 加藤弘文  |
| 4 今泉吉人  | 5 金田敏行   | 6 金田文子  |
| 7 伊藤 武  | 8 土屋 浩   | 9 山口伸彦  |
| 10 田中邦利 | 11 高森陽一郎 | 12 松下好延 |

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	横山光明	副町長	原田和久
教育長	後藤義男	代表監査委員	黒柳俊彦
総務課長	鈴木浩典	企画ダム対策課長	澤田周蔵
津具総合支所長	村松静人	生活課長	久保田美智雄
産業課長	後藤武司	保健福祉センター所長	山崎裕子
建設課長	金田敬司	町民課長	大須賀宏明
財政課長	原田 誠	教育課長	遠山雅浩

4 議会事務局出席職員名

事務局長 佐々木智則

5 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

1 金田敏行議員

(1) 選挙投票所の設置個所数削減の考えについて

2 土屋浩議員

(1) 将来を見据えた町づくり

①財政について

②住民懇談会の役割について

3 加藤弘文議員

(1) 予防接種助成制度の見直しについて(高齢者肺炎球菌予防接種)

(2) 設楽町の障害者雇用の促進について

- 4 田中邦利議員
  - (1) 保育料無償化および給食費について
  - (2) 配食サービスの拡充について
- 5 七原剛議員
  - (1) 設楽町の業務継続計画（BCP）の策定状況について
- 6 金田文子議員
  - (1) 町長と住民の4地区懇談会における出席者に占める若者世代の割合と実数はどうか。町長発言「今後は町民の皆様に我慢していただくことができる」の示す具体内容を明示せよ。
  - (2) 自治体会計の変革期における取り組みの進捗を問う。
    - ①監査委員が定める監査基準の公表
    - ②決算統計資料の公表・開示時期
    - ③公共施設等総合管理計画の個別計画の策定体制とスケジュール
  - (3) 住民一人ひとりに寄り添うキャリア（職業・生涯の経歴の意）支援の今後の方針と具体施策を問う。
    - ①不登校、引きこもり等、生きにくさを体験している住民に係る今後の取り組み。
    - ②障がいを持つ児童・生徒に係る学校外生活の今後の支援体制
- 7 高森陽一郎議員
  - (1) 名倉地区発電事業について
- 日程第6 報告第8号
 

平成30年度健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第7 同意第4号
 

設楽町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第8 承認第5号
 

専決処分の承認について
- 日程第9 議案第51号
 

町道路線の認定について
- 日程第10 議案第52号
 

設楽町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第53号
 

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第12 議案第54号
 

設楽町保育料の徴収に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第55号

- 設楽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 56 号  
設楽町農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例及び設楽町農業集落排水処理施設等分担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 57 号  
設楽町簡易水道事業給水条例及び設楽町簡易水道事業分担金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 58 号  
工事請負契約の締結について
- 日程第 17 議案第 59 号  
工事請負契約の締結について
- 日程第 18 議案第 60 号  
工事請負契約の締結について
- 日程第 19 議案第 61 号  
令和元年度設楽町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 20 議案第 62 号  
令和元年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 21 議案第 63 号  
令和元年度設楽町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 22 議案第 64 号  
令和元年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 23 議案第 65 号  
令和元年度設楽町名倉財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 24 議案第 66 号  
令和元年度設楽町津具財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 25 認定第 1 号  
平成 30 年度設楽町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 26 認定第 2 号  
平成 30 年度設楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 27 認定第 3 号  
平成 30 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 28 認定第 4 号  
平成 30 年度設楽町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 29 認定第 5 号

- 平成30年度設楽町公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第30 認定第6号  
平成30年度設楽町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第31 認定第7号  
平成30年度設楽町町営バス特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第32 認定第8号  
平成30年度設楽町つく診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第33 認定第9号  
平成30年度設楽町田口財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第34 認定第10号  
平成30年度設楽町段嶺財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第35 認定第11号  
平成30年度設楽町名倉財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第36 認定第12号  
平成30年度設楽町津具財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

## 会 議 録

開会 午前8時57分

議長 おはようございます。定刻より少し早いようですが、皆さんおそろいですので会議のほうを始めたいと思います。それでは、ただいまから会議を始めます。本日は、皆さん「とましーな」シャツでの御出席をいただき、ありがとうございます。また、執行部の皆さん方におかれましても御協力をいただき、ありがとうございます。ただいまの出席議員は、12名全員です。定足数に達していますので、令和元年第3回設楽町議会定例会(第1日)を開会いたします。これから本日の会議を開きます。本定例会の議会運営ならびに本日の議事日程を、議会運営委員長より報告願います。

5 金田 令和元年第12回議会運営委員会結果の委員長報告を行います。令和元年第3回定例会第1日の運営について、8月29日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告します。日程第1、日程第2は、従来どおりです。日程第3「諸般の報告」は、議長より例月出納検査結果、議員派遣の報告、陳情書等の取り扱いについての報告があります。日程第4「行政報告」は、町長より報告がありま

す。日程第5「一般質問」は、本日7名が一般質問を行います。質問は受付順で、質問時間は答弁を含めて50分以内です。本日提案される案件は、町長提出31件です。日程第6、報告第8号から順次1件ごとに上程しますが、日程第12、議案第54号と日程第13、議案第55号の2議案は、一括上程します。日程第14、議案第56号と日程第15、議案第57号の2議案は、一括上程します。日程第16、議案第58号から日程第18、議案第60号までの3議案は、一括上程します。日程第19、議案第61号から日程第24、議案第66号までの6議案は、一括上程します。日程第25、認定第1号から日程第36、認定第12号までの12議案は、一括上程いたします。以上で委員長報告を終わります。

議長 ただいま、議会運営委員長から報告のありました日程で、議事を進めてまいりますのでよろしくお願いをいたします。

---

議長 日程第1「会議録署名議員の指名について」を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番金田敏行君、6番金田文子君を指名します。よろしくお願いをいたします。

---

議長 日程第2「会期の決定について」を議題とします。本定例会の会期は、本日から9月18日までの16日間といたします。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。会期は16日間と決定しました。

---

議長 日程第3「諸般の報告」を行います。はじめに、監査委員より地方自治法第235条の2第3項の規定により例月出納検査の結果について、令和元年の6月から8月実施分の結果報告が出ております。事務局で保管をしておりますので、必要な方は閲覧をお願いをいたします。

次に、議員派遣の件について、会議規則第129条第1項のただし書きの規定により、議員派遣を別紙のとおり報告いたします。

次に、陳情書等の取扱いについて、お手元の議事日程に綴じ込みで配布したとおりであります。陳情書5件、要望・要請は1件を受理しております。議会運営委員会にお諮りした結果、陳情の17号は議長預かり、18号から21号までの4件を文教厚生委員会に付託し、要望・要請の5号は総務建設委員会に付託することに決定をいたしました。以上で諸般の報告を終わります。

---

議長 日程第4「行政報告」を行います。町長から、行政報告の申し出がありました

ので、これを許します。

町長 皆さんおはようございます。本日、議員各位におかれましては、公私とも御多用のところ、令和元年9月議会定例会初日の開催にあたりまして、全員の方に御参集をいただき、誠にありがとうございます。最近は厳しい暑さも少しずつですが和らぎ、朝夕はずいぶん過ごしやすくなってまいりました。今後は、台風によるシーズンとなり、災害が危惧されますので、万全な体制を整えてこれに対応していきたいと思っております。

それでは、行政報告をさせていただきます。まず最初に、設楽ダムにおける小水力発電事業について報告をいたします。設楽町が、設楽ダムの放流水を活用する小水力発電事業計画を進めていくことにつきまして、8月1日に愛知県知事と国土交通省中部地方整備局長、また、8月27日、29日には下流受益地域の5市の市長さん方に、町の考えを直接説明をしてまいりました。この事業の実現に向けて、収支採算性を見極めるとともに、特定多目的ダム法や河川法、また電気事業法など必要となる法手続き、そして町における運営体制の確保、さらには、収益を活用した地域振興策の策定など、こうしたことに対して具体的に対応をしてまいります。

次に、新斎苑建設工事について報告をいたします。設楽斎苑、これは仮称でございますが、この建設工事の請負業者選定については、令和元年8月22日に、斎苑の利用町村である豊根村、根羽村、設楽町の3副町村長、担当課長など9名で組織をする「設楽斎苑建設工事請負業者選定委員会」を開催をし、「請負業者選定基準書」に基づき審査を行い、結果、太平・邦英・伊藤特定建設工事共同企業体に決まりましたので、報告をさせていただきます。なお、詳しくは9月議会最終日に、「工事請負契約の締結について」を追加上程をし、説明いたしますのでよろしく御審議をいただきたいと思います。なお、最終日には、つぐ診療所のX線撮影・画像読取装置の購入契約についても、追加上程を予定しておりますので、御承知おきいただきたいと思います。

次に、歴史民俗資料館・道の駅清嶺についてでございます。道の駅清嶺のテナント募集ですが、8月30日金曜日をもって募集を締め切った結果、1社の応募がありました。この後、審査を行い、事業者として適正かどうかを判断してまいりたいと思っております。

次に、プレミアム付き商品券について報告をいたします。今回の商品券配布の対象は、平成31年1月1日現在で設楽町に住民票がある今年度の住民税非課税者と3歳未満の子供のいる世帯の世帯主であります。現在、対象と思われる住民税非課税者の方々に「商品券購入引換券交付申請書」をお配りいたしました。子育て世帯へは、9月中旬頃に購入引換券を送付予定であります。商品券は、10月1日から販売をいたします。なお、購入引換券の交付申請、商品券の販売、商品券の使用については、いずれも期限がありますので、このこともお知らせをしてまいります。

最後に、消費税改定に伴う公共料金の考え方について報告をいたします。10月からの消費税増税に合わせ、農業集落排水処理施設の使用料、簡易水道料金等の改定を行います。これは、公営企業会計として消費税を適正に賦課するためのもので、今議会に料金変更の条例改正を提出いたしましたので、適切な審議をお願いをいたします。一般会計、診療所会計、町営バス会計については、消費税の納税義務が課せられていないため、料金改定が義務ではありませんが、民間業者等との均衡を考慮して決定することになります。庁内に検討委員会を設けましたので、委員会で検討後、必要なものは12月議会で条例改正をお願いをし、その後、町民に周知をさせていただき、4月から適用する予定としております。

本日は、7名の議員によります「一般質問」に続き、財政状況に関する報告1件、教育委員の任命に関する同意1件、専決処分の承認1件、町道認定1件、条例6件、工事請負契約の締結3件、補正予算6件、平成30年度歳入歳出決算認定12件の計31件を上程をさせていただきました。提出させていただいた議案等につきましては、本会議及び各委員会において慎重審議の上、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げ、議会定例会開会に先立ちまして、行政報告とさせていただきます。

---

議長 日程第5「一般質問」を行います。質問は受付順とし、質問時間は答弁を含め50分以内といたしますので御協力をお願いをいたします。

はじめに、5番金田敏行君の質問を許します。

5 金田 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。私は1件のみ、「選挙投票所の設置個所数削減の考えについて」をお伺いします。本年は、愛知県知事選から県議会議員選、そして設楽町議会選、さらに先日の参議院選があり、国政・県政・地方へと選挙戦が続く年となりました。設楽町は、平成17年10月1日に旧設楽町と旧津具村が合併し約274㎢の広大な面積となり集落も点在していることなどから、現在の投票所の数は23ヶ所となっております。

先の国政選挙の参議院選で、期日前投票とは言え、あってはならない投票用紙の交付ミスがあり、貴重な一票が無効になってしまいましたことは、新聞等の報道で、皆さん御承知のことと思いますが、誠に残念なことでありました。なぜこのようなことが起きてしまったのかと、反省と検証をしているところだと思いますが、原因の一つに投票所案内職員の経験不足および職員そのものの不足もあったのではないのでしょうか。投票所の職員の配置体制に問題がなかったのか考えさせられた一件でありました。

今回の参議院選挙の設楽町における投票結果ですが、全有権者数4,301人に対し、全投票数は全町で2,909票で全投票率は男性68.70%、女性66.65%で合計67.64%でした。各投票所の投票数は、田口投票所の721票から宇連投票所の10

票でした。この数字に期日前投票を含みますから、当日の投票数はこれより少ないのは当然であります。各投票所の投票数は、200票以上が3投票所、100から200票が7投票所、100票以下が13投票所です。また100票以下の投票所の内、3投票所は20票以下でありました。当日の有権者数は、各投票所の最多で1,139人、最少で12人とほぼ100倍近い格差が出ているのが現実であります。この数字をどのようにお考えでしょうか。

23投票所に配置する職員数は約80名です。1ヶ所あたりの職員配置数は、単純に割りますと3.5人となります。もちろん投票する有権者が多い投票所と少ない投票所とでは配置する職員数に差があるのは当然でしょうが、今回の参議院選では選挙区選出と、比例代表選出の投票がありましたが、過去には投票日に奥三河パワートレイルがあつたり、衆参同日選挙となったこともありましたことは記憶にあると思います。このような時には各行事に職員を配置するわけですから、いよいよ職員の数確保が問題になってくると思います。投票日には、ほぼ全職員が従事するため、余剰人員がなく、もし台風などの自然災害や火災災害が発生した非常時にはその対応が困難な状況にあると思われまふ。過去には今より多くの職員がいたから何とか対応ができましたが、年々職員数を削減してきている現状では、各イベントが重複した時の職員数を考えた時に、現状の投票所の数を削減する考えはないかお聞きします。

ちなみに今回の参議院選では、期日前投票も含めてですが、非常勤職員の報酬は1,642,600円、職員の時間外手当が2,921,770円、管理職特別勤務手当が150,300円でした。それに各投票所の投票立会人への報酬が1人10,700円で合計492,200円、投票管理者が23投票所で1人12,600円で合計289,800円となり、総額約5,500,000円にもなります、これをちょっと荒っぽい計算ですが23投票所で割れば1投票所で約239,000円となります。

国政や県政選挙では、その費用を国や県から交付していただけますが、我々の直近の選挙となる2年後の設楽町長選挙の費用は、当然、設楽町で全額負担することになっております。なにより国政や県政選挙にしましても、その元は我々の税金から成り立っております。経費節減は税金の節約にもなるのではないのでしょうか。

また、有権者の少ない投票所では、投票立会人を毎回毎回同じ方に依頼していると聞きます。その方々の御苦勞は拘束時間だけではなく、いかばかりかと推察いたしますとともに頭が下がります。

投票所を削減すると、有権者へは投票所までの足の確保をはじめとする負担はかなり大きくなり投票率の低下を招くことは予想できますが、反面、職員の時間外超過勤務手当などの人件費の削減や、現在町内にある119ヶ所のポスター掲示板の物理的かつ設置撤去を現在シルバーセンターに依頼しているわけですが、その費用もかなり削減できるのではないのでしょうか。投票所を削減し、余剰人員が確保されれば、各投票所への職員を手厚く配置でき、先の投票用紙の交付ミスな



どの事故が起こる可能性も低くなります。また、災害時や他行事が重複する時でも、今よりも対応できる体制がとりやすくなりますし、衆参同日選挙への対応もしやすくなるのではないのでしょうか。そして、なによりも投票立会人の削減もできるため、その費用の負担軽減もできると考えます。投票所を削減することは、確実に投票率は下がります。有権者の負担が大きくなることは想像つきます。

そこで現在行われおります期日前投票所とは別に、各地へ巡回式の期日前投票所を実施して、高齢者などを中心とした投票率の低下を防げないか検討してはいかがでしょうか。

以上のことを総合して投票所の削減について、以下のように質問します。1つ、「現在の投票所の数を削減する考えはないのか。」、2「有権者数の減少により、18時以降の投票者が少ないと思われるので、投票時間を18時終了とし、開票時間を早める考えはないか。」、3「高齢化に伴い投票立会人への負担も大きくなり、有権者の少ない投票所では、毎回毎回、同じ方に依頼していると聞かすが、投票所を削減したり、投票時間を繰り上げ、投票立会人の負担を軽減する考えはないか。」をお聞きし、私の1回目の質問とさせていただきます。

総務課長 選挙管理委員会所管の案件でございますので、書記長として私から回答させていただきます。「現在の投票所の数を削減する考えはないか。」についてお答えいたします。投票所の設置については、公職選挙法の第39条で、「市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける」というふうに規定をされております。議員おっしゃるとおり、設楽町の投票所は、現在23ヶ所ありまして、そのうち7ヶ所で投票時間を午後7時までに繰り上げを行っております。投票時刻の繰り上げを行っている投票所は、有権者が概ね100人未満で、開票所である役場本庁から比較的遠い場所に位置する投票所となっております。投票所は、いつから現在の箇所数になったかはわかりませんが、旧設楽町については、私が就職いたしました昭和60年には、現在の箇所数であったと記憶をしております。以前はですね、国や県から、「有権者が行きやすい場所に設置しなさい。」という強い指導がありましたけれども、車社会の定着もありまして、これは見直す時期がきているということを感じております。

次回の選挙は、衆議院の解散がなければ、議員おっしゃったとおり令和3年の10月の設楽町長選挙になります。これを目標にですね、見直しを進めたいと考えております。すでに、選挙管理委員会の委員長、それから委員の方々とも本件については話をしております。見直す方向で了解を得ております。ただし、見直すにあたりましては、有権者の利便性のバランスを考慮することが大変重要になってまいります。今後ですね、有権者の方の意見も聞きながら、調整を進めたいと考えております。

2番目の「有権者数の減少により、18時以降、6時以降の投票者が少ないと思われるので、投票時間を18時、6時ですね、とする考えはないか。」ということについてお答えします。投票時間については、これも公職選挙法の第40条で、「午

前7時に開き、午後8時に閉じる」と規定されております。ただし、「市町村の選挙管理委員会は、選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合、又は選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を開く時刻を2時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を4時間以内の範囲内において繰り上げることができる。」という形で、条件付きでありますけれども、時間の時刻の変更を認めております。選挙時間は、だいぶ昔ですが、午後6時まででありました。生活様式の多様化に合わせて時間を延長し、午後8時までになった経緯があります。直近の参議院議員選挙の当日の6時以降の投票者、これは設楽町内の6時以降の投票者ですけれども80人おりました。当日の投票者の総数が1,697人ありますので5%弱の方が6時以降という、これをですね、多いと捉えるか、少ないと捉えるか、若干難しい部分があるかと思えます。ただし、今現在、夜8時まで実施している期日前投票が定着してきたということもあわせて考えまして、投票時間の繰上げについても、全町的に検討をしていきたいと思えます。

3つ目のですね、「投票立会人の負担を軽減する考えはないか。」、これについてお答えします。投票立会人については、現在、関係地区の区長さんに協力いただきまして、選任していただいております。区長さん自らが対応していただくことが多いわけでありまして、有権者数が少ない投票区では、同じ方が選出されておるといふ場合が多々見受けられます。またですね、議員おっしゃるとおり13時間という長時間拘束されるために、立会人の方には非常に苦勞をおかけしておると感じております。これらを少しでも解消するために、投票所の箇所数、それから開設時間について検討するわけでありまして、設楽町の自前の選挙以外は、県との調整が必要になってまいります。また、有権者の方には、投票所が遠くなったり、時間に制約が加わるなど、不便をおかけすることも出てきます。有権者の方の意向を確認しながら、また県と調整しながら、箇所数の減、時間の短縮に向けて、これからですね、調整を進めてまいりたいと考えております。以上、よろしく申し上げます。

5 金田 今の答弁ですと、投票所の数は削減する考えで、その方向で進めたいという答弁だったと思えます。その方向でお願いしたいと思えます。

そしてですね、確かに、質問2の18時を終了とするのが、その後80人の方、約5%弱の方が18時以降に投票に来られておると。これをどう見るかと言われますと、確かにこれ貴重な80票の票でございます。ですから、これは無視するわけにはいきませんが、やはり18時に投票を終了すれば、現在21時、9時からの開票が、普通の全国の皆さんと一緒にテレビ放送で聞く、全国と一緒に8時、20時に開票が開始できるのではないかと思います。その点はいかがお考えでしょうか。

総務課長 おっしゃるとおりと言いますか、80人が多いか少ないかという部分、微妙な判断も必要になってくると思えます。で、ただ1個はですね、近隣の状況を見

てみますと、東栄町が6時までに行っている例がありますし、豊田市ですね、豊田市の旧の町村部も6時までというような例もあります。そういったのも念頭におき、内容等も確認させてもらってですね、検討を進めたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

5 金田 そのとおりなんですね。で、実際、私がなぜ開票時間を8時からと言ったのはですね、今まで9時から、この1時間で職員の時間外勤務手当等がだいぶ削減できるのではないかなと考えております。で、そのへんもちょっと前向きにまた検討していただきたいなと思います。

で、先ほど投票率の低下の心配をということ、私もちよっと発言したわけですが、実は隣の県であります郡上市が今回の参議院選挙で今まであった80の投票所を36に削減したわけです。半分以下に削減したわけです。やはり、とんでもない投票率の低下が心配されたわけですが、蓋を開けてみると、わずか1%しか違ってなかったそうです。これが、私どもの設楽町とまったく同じだということはいいませんけれども、やはり投票する意欲のある方は、多少投票所が遠くなっても投票に来るのではないかなと考えているのは、私は考えが甘いのかどうかわかりませんが、私はそう思います。で、そういうことを含めましてですね、先ほど私もちよっと最後のほうに言わせていただきましたけれども、今、期日前投票をやっております。今、津具と田口と2ヶ所しかありません。ここへやはり遠くの方から、特に高齢の方、車の乗ることができない遠くの方がここまで来るのも大変だと思います。ですから、巡回型といいますか、臨時といいますか、こちらから出向いてあげる巡回型の期日前投票所を設置する、設置するといえますか、行って、投票率の低下を防ぐという作戦も、作戦といいますか、考え方もあると思います。その点についてお考えはどうでしょうか。

総務課長 最初の答弁でちよっとお話しましたが、やはり有権者の方にも制約がかかる部分が出てくると。なるべくそこを減らしてく対応する必要があると考えております。で、議員おっしゃるような方法ですね、まだこれからの検討ですので、内容的に今ここで方針みたいなものは言えませんけれども、方向としては有権者を運ぶか、それか投票缶を運ぶか、出向くっていうおっしゃるとおりの。そのあたりの内容も含めて考えたいと思っております。以上です。

5 金田 選挙管理委員会の話もあります。ここですぐ答弁せよというのは無理な話だと思いますので、私はそれ以上は言いませんけれども、そういう考えもありますよということだけは、いっぺん検討の中に入れておいていただきたいなと思います。そして、1人でも多くの方に投票していただける、そういう体制を崩さないようにしながらも投票所の数を減らしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

時間はたくさん残っておりますが、私の件数は1件であります。このあと大勢の方の質問もありますので、これにて私の質問を終わらせていただきます。

議長 これで、金田敏行君の質問を終わります。

---

議長 次に、8番土屋浩君の質問を許します。

8土屋 それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。今年5月にですね、令和という新しい時代を迎え、早、5ヶ月ですか、また、今年4月には設楽町議会議員の選挙も実施をされ、無投票という結果ではありましたが、私自身4期目を迎えることとなりました。その責任の重さを痛感するとともに、これまで3期12年の間に、自分のなかで何ができ、何ができなかったかということを考えるなかで、これからの取組みをしていきたいなというふうに思っています。また私は、こうして議員として行政に携わらせていただくわけでありますけれども、次の世代にきちんとこの町を繋いでいくことが、私たちの大きな役割の一つだと思っています。

少子高齢化や急激な人口の減少など、多くの課題を抱える設楽町です。また一方で、住民の皆さんのニーズや社会のニーズが多様化する現代であります。それに応えるための行政課題の進め方も今後の大きなテーマであると思います。多様化するに伴い、行政として取組む課題は年々増加の傾向にあるというふうに感じています。そのようななか、この町の将来を考えると、住民の皆さんに設楽町の現状をきちんと理解をしていただき、住民の皆さんと一緒に将来に向けた町づくりをしなければいけない、そんなときを迎えているというふうに思っています。

そこで、きょうは、「将来を見据えた町づくり」に関して「財政について」と「住民懇談会の役割について」をお聞きしたいと思います。

それでは最初に「財政について」お聞きをします。今年、2019年の一般会計の予算額は70億7000万円と合併後最大の予算規模となっています。歴史民俗資料館・道の駅の建設事業の本格化、新斎苑の建設、防災行政無線の整備など大型事業が実施されることが要因であることは理解をしています。また、本格化する設楽ダム事業では、今年度約15億5000万円の事業が見込まれています。今後、計画どおりダム事業が進められた場合、本当に計画どおりに進むのかなという思いはどこかにありますけれども、令和8年2026年にダム事業は完了する予定というふうになっています。そこで、計画ではダム事業が終わっているであろう、10年後、2028年の財政状況についてお聞きをします。

現在、示されている人口ビジョンによりますと、2028年はこのまま推移をしますと、約3,500人程度、今進められている町内4地域の子育て世代の移住を目指した取組みが、計画どおり進められた場合でも、約3,800人から900人程度となっているものと推計がされています。私自身、あしたのこともよくわからないこんななかでありますので、10年後の予想というのは大変難しいものと思われまうけれども、この人口ビジョンに沿って町としての見通しをお聞きをします。

最初に、現在、設楽町において将来の財政見通しというものは示されていませんが、町の行政を進めていくうえで、ある程度の試算、推計はなされていること

というふうに思います。そこで、「ダム事業が完了予定となっている10年後、2028年の予算規模は一般会計でどの程度と推計をしているのか。」を伺いたいと思います。

次に、過去10年間の一般会計の決算額の推移からみると、平成21年2月のダム調印後の平成21年度から予算規模が飛躍的に大きくなっています。ダム事業に関連して、大型の公共工事が進められてきていますので、その点については理解ができるところであります。そこで、ダム調印前の平成20年度の財政状況を決算額で見えますと、決算ベースで一般会計は約46億円となっています。単純に比較ができるものではないことは承知をしておりますけれども、「平成20年当時と比べ現在は、子育て、医療、介護、情報ネットワークの整備、維持などにかかる経費は年々増加の傾向のなかにあります。それらのことを踏まえた10年後に向けた財政計画はどのようなになっているのか。」を伺いたいと思います。

次に、将来をみていくとき、財政の見通しは大変重要となりますが、「財政の推計や財政計画について、役場内で職員全員と共有されているのか。」を伺いたいと思います。

次に、「住民懇談会の役割について」伺います。設楽町の将来像を描き、町づくりを進めていくうえにおいて住民の皆さんとの関わり、住民の皆さんの手による町づくりはこれからの大きなテーマだと思っています。これからの町づくりにおいては、これまでのような行政主導のものから、住民の皆さんとともに進める町づくりが必要であることは、さまざまな場面で言われることです。そして、それを進めるうえで最も重要と思われるのが住民の皆さんとの対話だと思っています。そこで「住民の皆さんとの対話について」お聞きをしたいと思います。現在、設楽町においてもその方向性が住民の皆さんと協議をされ、町内4地区による活動など、それぞれいろんな形で進められています。この取組みも4年目を迎えたわけでありましてけれども、それぞれ住民の皆さんの活動には、頭が下がる場所でもあります。

今年も7月、町内4地区において住民懇談会が開催され、今年で2回目となりました。住民の皆さんの声を聞く場所として、大変重要な機会と捉え毎回参加をさせていただいております。私は、この住民懇談会の開催の大きな前提として、町の現状を正しく理解をしていただき、将来像を住民の皆さんと一緒に考えていくための機会だというふうに捉えています。そういった視点で今年度の懇談会をみると、今年度の予算の概要、歴史民俗資料館・道の駅の現状、町道奥三河線の状況、新斎苑計画の説明、WRCについて、設楽ダム事業の現状、小中学校の適正配置に関するアンケートについて、そして、田口地域においては下水道事業についての説明など、今年度の事業の説明が主だったというふうに思います。いずれも住民生活に直結する事業でありますので、この点に異存があるわけではございませんけれども、将来像を共に考えていくという視点に立つと、将来における見通しについて、財政面の視点からももう少し理解をしていただけるような話

をするときがきているのではないかというふうに感じました。もちろん、住民の皆さんの不安を煽るといことがあってはいけませんけれども、将来を見て、将来をどう捉え、先ほどお聞きをした10年後の財政をどう見て、どういう町づくりをしていくのかというところに繋がっていくものというふうに考えます。そこで、「住民懇談会を開催するにあたって、どこに目標を定めているのか。」を伺います。

次に、懇談会の最後の部分で「今後の中長期の財政見通しについて、町の人口規模、財政力を踏まえると、この状況は長くは続かない。新規投資はいずれ縮小せざるを得ない。来年度からというわけではないが、御理解をいただきたい。」「町財政の見通しは決して楽観視できない、将来的に皆さんに多少の不便と我慢をいただくことはあることを御理解いただきたい。」というような説明が少しありましたが、私には、そのときは、まだ今ではないというふうに聞こえたので質問をしたいと思います。設楽町として町の現状と10年後の財政状況を見据えたとき、この町の将来像を住民の皆さんに理解を求め、一緒に考えていく時期が、私はきているというふうに思っていますが、そのときが今でないとするなら、その時期はいつで、どのような形で説明をしていくことを考えているのかを伺って1回目の質問とします。

財政課長 土屋議員の質問にお答えしたいと思います。最初の財政についてです。そのなかの「ダム事業完了予定後の2028年の一般会計予算規模をどの程度と推計しているか。」ということです。今後の予算規模については、総括すると増加ということは考えにくく、多少の増減はあるものの順次減少していくものと見込んでいます。数値については、人口減少とこれまでの傾向を加味したもので、あくまでも概算・見込みという前提で御理解いただきたいと思います。

御質問のとおり令和元年度の70億円強の規模をピークと見込みますが、令和2年度、来年度も、設楽ダム関連事業、道の駅・民俗資料館建設事業及び新しい斎苑建設事業を継続し、令和3年度以降も、きららの森整備事業、北設広域事務組合が実施する情報ネットワークの更新事業への負担金等が見込まれていますので、当分の間、見込みで言いますと、令和5年度、2023年度ぐらいまでは、60億円台を維持することになると見込んでいます。その後は、歳入面で交付税や地方債の制度改正等が不明なため、現状の制度が維持されるという前提となりますが、50億円台になり、設楽ダム関連事業におおよそのめどがつくまでは50億円台を維持、その後は50億円台前後となって、御質問の2028年には、表現が適切かどうかわかりませんが、現時点で考えられる最悪の場合、最も低い見込みを想定した予算規模ということで、平成20年と同程度の40億円台後半の規模を見込んでおります。

続いて、2番目と3番目の質問ですけれども、関連がありますので一括してお答えします。先程回答した10年後の予算規模の見込みは、いわゆる財政計画に基づいたものではなく、人口減少や設楽ダム関連事業及び大型事業の進捗、財政

調整基金等の繰入金の傾向から見込んだものです。したがって、60億円台というようかなり大雑把な数値で表現させてもらっております。

財政計画については、過去においては、特定の項目に絞った5年程度の財政見込みを職員に示した経緯はありますが、設楽ダム関連事業が終了するまで毎年度の予算変動が大きく精度が低いもので、あまり参考にならないのではないかという判断から、いわゆる中長期の財政計画は作成していません。よって、中長期の財政計画については、職員全員が情報共有をしていないのが現状です。毎年度の予算編成において、町税や交付税が減少すること、基金繰入れにも限度があることなど財政運営は厳しいというなかで、当面の財政推計を示す程度にとどまっています。

確かに平成20年度当時と比べると、国の予算同様、社会保障の分野、特に医療・介護、そして子育て分野の経費が増加しています。また、情報通信機器や公共施設等の維持管理費も増加傾向にあります。そうしたなかで、予算規模が縮小に向かっていくという見込みを説明しましたが、当然のことながら規模を縮小するためには、歳出の圧縮・削減が必要となります。この場合、人件費、扶助費、公債費の義務的経費は、職員の大幅な削減など実現困難なこともあり、削減にも限度がありますので、義務的経費以外の物件費や補助費等、さらには繰出金について、いわゆる聖域という考えは改めるとともに、相当な経費を削減をしていく必要が生じます。具体的には、補助事業も対象となりますが特に町単独事業について、事業・施策の必要性や実績等を踏まえた縮小・廃止が考えられます。その前提として、行政サイドの今まで以上の合理化や努力による経費削減は当然のことですが、町民の皆さんに直接関係する分野において、現在実施している住民サービスや補助事業等を現状のまま維持していくことは難しくなると考えます。その場合、縮小・廃止について、いつ頃、何をどの程度ということの判断は、政策的な判断を伴うものもありますので大変難しいと考えますが、いずれにしても、役場職員は当然のことながら、町民の方にも、そういう可能性が高いという一種の危機感を持ってもらう必要性はあると考えます。

したがって、こうした状況を町民の皆さんに理解していただき、今から協力、準備等を考えてもらうためには、その根拠となる数値を示すことが必要となりますので、この先10年程度を見通した財政計画を策定する必要があると考えます。ただしこの場合、計画という表現はしませんが、財政課で可能な試算・推計に基づくというものですので、作成後も必要に応じて見直しを行い、数値に変動が生じていくことを御了承ください。この計画により、役場職員が今後の財政規模の見通しについて共通認識を持つとともに、町民同様一種の危機感を持って業務に当たること、また、予算規模が縮小していくなかでも、いかに住民サービスを低下させないかを今まで以上に真剣に考えるきっかけとして、来年度の予算編成に際して財政計画が示せるようにしていきたいと思っております。

また、議会に対しましては、この財政計画を当初予算発表にあわせてお示しす

るとともに、さらにわかりやすくしたものを、来年度以降の区長会や地区懇談会、広報誌等で町民の皆さんに公表できるように検討していきたいと思っております。以上です。

総務課長 総務課から、2番目の住民懇談会のことについてお答えさせていただきます。住民懇談会の目標についてです。さまざまな手段で、町民の方へ町政について情報提供を行っているつもりでありますけれども、なかなかうまく伝わらないということも、時に見受けられます。住民懇談会では、町の主要な施策について、内容や状況を理解していただくため、事業ごとの概要などを説明をしております。また、町からの説明の後に、町政全般について、質問や忌憚のない意見をいただきまして、今後の町政運営に活かしていくよう進めております。中長期の財政見通しに関し、先ほど、財政課長から説明いたしました。縮小せざるを得ない状況に近い将来来ると予想されております。今すぐ、大きな変化が訪れるとは考えにくいわけですが、そのときを見越して、議員おっしゃるとおり、早めの準備が必要と考えます。

町では、昨年度から学校の適正配置の検討を始めたところであり、本年度から公共施設等総合管理計画の個別計画を策定するよう進めているところです。学校の適正配置の検討もそうです。公共施設等総合管理計画の個別計画を策定するにあたりましては、町民の方の意見聴取・意見交換が必要になります。特に、公共施設の地区委譲や統廃合を検討する場合には、町民の方の了解が必要になりますので、今後は、丁寧な説明、それから調整を進めていく予定であります。

なかなか10年先を見越した財政計画ですとか、施設計画を策定していくことは、難しい面もありますが、将来に備えて、準備を進めることは重要なことと考えております。個別の案件についてはその都度、また、全般的な内容については住民懇談会などの機会を活用しながら、町民の方と意見交換しながら、調整を進めていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

8 土屋 今、10年後の予算推計が平成20年頃と一緒というような、同じ規模だという説明があったわけでありまして、平成20年のときには合併特例の措置があり、私議員になって2年目ですので、人口は約6,000人いました。で、そのときの予算規模が46億円としてですよ、で、今から10年後にはですね、合併の特例措置も終了をし、人口は上手にいても4,000人弱だということを勘案するとですね、にわかと同じ程度の財政規模が維持できるということはなかなか理解ができないわけでありまして、その金額について議論をするつもりはありませんので、その程度というふうにお聞きをしておきます。

そこでですね、先ほど言いましたけれども、今年度は最大の予算となっております。それは大型公共工事があるということは理解をして、承知をしておるわけでありまして、その結果として、予算上では約320,000千円の財政調整基金からの繰入れが必要ということとされております。必要な事業に、そのときのために積んだお金を使うということでありまして、理解できないことではないと



する一方ですね、普通の会社であったり、普通の家庭であればですね、どこか削減をして少しでも予算を捻出していこうという考え方があるわけですが、この予算編成段階ですね、そういった考え方はあったのかということをお聞きしたいと思います。

財政課長 財政調整基金につきましては、毎年度いろいろ堅いという言い方は変ですが、問題となるところでして、本来であれば一定の基準を設けてその中に収まるようにということが本来だと思いますけれども、なかなか現実的には難しいというのが現状です。ですので、もちろん検討はしております。が、最終的には歳出を削減できなかった部分を補うという形になっているというのが現状です。以上です。

8 土屋 わかったような、わからんような答弁でありましたけれども。過去ですね、予算書なり決算書を、私もこんな機会でしたのでずっと読み返してみました。そうするとですね、予算の概要のなかにですね、何年も前から財政運営の現状、課題としてですね、「地方分権時代における地方公共団体の行財政運営は自主的かつ総合的に広く担うこととされており、町をとりまく各種政策課題にかかる財政需要の増大がますます増大している。」と、「歳入面においては、町の歳入の半分近くを占める普通交付税が人口の減少や少子高齢化などにより、さらに減少することが見込まれる。歳出面においては、高齢化に伴う社会保障経費や公共施設の老朽化に伴う維持、補修費などの経常経費が増大を続けている。そして、予算編成の基本的な考え方として、今後の財政見通しを勘案すれば全ての事業の継続実施は不可能であり、限られた財源のなかで住民の要望に応じていくため、次の点に留意をして各事業の見直し、廃止を検討をすとしておる。」で、いくつか挙げられておるわけでありましてけれども、そのなかで、「安易な前例踏襲をすることなく、ゼロベースの視点で、needs、必要性と、wants、願望の違いを整理し、事業実施の妥当性を見極める。」というふうにされています。これ、何年も前から同じ文章がかなり載っておるわけでありましてけれども、先日の全協でも報告があったわけでありましてけれども、今後ですね、国保の一般会計からの補助であったり、保育園の無償化に伴う副食費の補助など、町独自のですね、補助事業が増加をしています。私、議員になって12年でありましてけれども、補助事業かなりふえておるという印象をもっています。先ほど言った国保の補助や保育園の無償化の副食費の補助が悪いというわけではありませんよ。悪いということではないですが、こうしてだんだんふえていく補助、でね、一度始めたものというのはなかなかやめにくいという現状のなかにあるわけですが、予算書を組む段階で、毎年こうやって書いてあるわけですね。前例を踏襲することなくゼロベースで事業の妥当性を見極めていこうということが書いてあります。で、お聞きをするわけですが、全ての事業の継続実施は不可能であるという視点にたってですね、現在、事業の廃止や縮小について、どのように取組んでいるのかを、ちょっとお聞かせください。

財政課長 御質問のことですけれども、具体的に取組んでいるというものはそうございません。特に、実績等を見て、来年度はこれは必要じゃないんじゃないかとか、数値が大きいんじゃない、ほんとにこの数値が必要なのかという見通し等を見ておりますので、具体的にこれをこうしたほうがいい、これをカットするというようなことまで踏み込んでいないのが現状です。ただし、考え方としては、これは検討して、来年度以降検討していきましょう。長期的にみて検討していきましょうというレベルでございます。以上です。

8 土屋 将来に向けて、廃止や縮小を必ずしていかななくてはならないわけですが、これをですねやるとするとですね、どんな手順で縮小や廃止ということをされていく予定とされているのかをお聞きしたいと思います。

財政課長 先ほど申しましたように、中長期の財政計画、かなりちょっと荒いものになってしまうとは思いますが、設楽町の将来、このまま、例えば基金を毎年3億円ずつ使っていったらこうなってしまうよというような財政計画を示して、そのなかで、じゃあどこをどうしていけばいいのか。どこを削減せざるを得ないのかというような説明をせざるを得ないと思いますので、そういうことを説明しつつ、なおかつ可能な範囲で極力住民の皆さんに負担、迷惑をかけないような形で削減、縮小をしていく予定であります。

8 土屋 私、一番大切なのは住民の方に理解をしていただくというところだと思っておりますので、このことについては、あと住民懇談会の役割のなかでお聞きをしたいと思っております。そしてですね、この財政見通しについてはですね、今後策定されていないということでもありますけれども、この質問するうえで役場からいただいた資料によるとですね、平成26年に、平成32年度、令和2年ですね、までの財政見通しがさまざまな前提条件を設定したうえで推計をされ、職員寺子屋という形のなかで、職員とは共有をされておるといふふうにお聞きをしております。平成17年から32年ありますので、合併後、特例措置の10年そしてその後の緩和措置の5年を経過する32年までということで、たぶん見通しを立てられたものだというふうには理解をするわけですが、30年までは結果が出ておりますので、見返してみました。割と繰越しがあつたりということがありますので、単年でみると若干の違いはあるわけではありますが、またいでみると、かなり正しい数字が書かれているなという、少し感心をしました。で、あとそれ2年で終わってしまうわけですが、2年で、今年度と来年度で終わるといふことですが、その先についてはまだ作っていないというお話でありましたので、聞いても作っていないことですので聞きはしませんけれども、この財政見通しについて、私の覚えておる限りでは議会に対して提示がされたということはないというふうには思います。平成30年でしたか、東海財務局の財政に対する説明が議会も交えてされたという記憶がありますけれども、予算規模が示されていたわけでもなく、なんて言うんですかね、起債の返済などに主眼がおいたものであったというふうには覚えております。で、ですね、将来について厳しいという認識は皆さん持ってみえると思

ます。議員の皆さん、皆さん、全員持ってみえろと思いますが、漠然とですね、将来は厳しいですよということではなくてですね、きちんと財政の見通しをある程度示したうえで、これくらい減ると。例えばですよ、今年、ダム事業を抜くと約55億くらいですね。で、将来、私は40億くらいになるのかなと思ってたわけですが、予算が3分の2になるということはですね、単純ではないですが、3分の1の事業はやめてかにかいあかんというふうな認識をしています。というなかです、私、どうしてこれを議会に示されないのかというのが、共に将来を考えていくといううえでは、必ずこの資料がないとですね、なかなか漠然としたものでは見通していけないと思います。で、どうしてこれを議会に対して公表しないのかということをお聞かせください。

財政課長 私も、合併前の話ですけれども、財政担当をやらさせていただいたことがあります。で、合併後においても、歴代の財政担当の方は内部的には見込みを立てていたかもしれませんが、2、3年程度では大きな数値が動いていない。で、結果的にこんな言い方が適切かどうかわかりませんが、なんとか運営していけるめどに落ち着いていたというところがあると思います。また、見込みとはいえ、公表するとなると、ある程度の根拠が必要となります。で、その根拠に、ほんとにそうなるのかという一種の自信みたいなものが持てなかったことということもあるかなと思います。さらに、イメージ、これあくまでもイメージの世界なんですけども、数値を公表しますと、なんか一人歩きして、あらぬ誤解を招くこともあるのかなという心配もあったと思います。という、それらを考えると、なかなか表に出すまでが至らなかったのかなというふうに考えます。しかし、先ほど答弁したとおり、今後見据えた場合、ほんとに厳しい状況ということを説明し、御理解を得ていくためには、今制度が低い云々話をしましたけれども、そういうことを少しでも高めて、前提を説明して、こういう計画になりますということはいくら説明していく必要があると思います。

8 土屋 これからの町づくりをするうえでですよ、財政の見通しがどうなっていくのかというのは、大変大きなところだと思います。そのうえでですね、きちんと前提を、住民の皆さんに説明するなかで進めていかななくてはならないわけでありますので、で、早急に向こう10年くらいの財政の見通しというものはお作りをいただきたいというふうに思います。

次に、「住民懇談会の役割について」お聞きをします。まず最初に、住民懇談会、今年2回目でありますけれども、去年と同じような顔ぶれの方が参加かをしてみえる。で、若い方であったり、子育てをする年代の方であったりという方の参加というのはほとんどないよう見受けられます。2回開催するわけでありますので、時間帯や開催の形態というものも含めてですね、多くの皆さんが参加ができる機会となるようなことは考えていないのかということをお聞きしたいと思います。

総務課長 なるべくですね、出ていただけるようにということで、各地区で2回とい

うようにさせていただきました。どちらも夜ということで、ちょっとそのへんも気配りがあったてもよかったのかなって、今の話を聞きまして思いましたけれども、で、いろいろ案内するわけですけども、なかなか出てきていただけないっていうところも、実は現実問題としてありまして、で、そのへん何かまた来年に向けて知恵を絞っていきたいと思います。以上です。

8 土屋 住民懇談会っていう形にこだわらずですね、いろんな場面でぼちぼち町民の皆さんと、あんまり堅苦しくなくてもいいと思いますんで、お話をするときがきてるんじゃないかなというふうには思っています。

で、次にですね、住民懇談会の役割として、今年度どんな事業が行われるかということも、住民生活に直結をするわけでありまして、一方で将来に繋がる話でもありますので、そこについて異存は、先ほども言いました、あるわけではありません。ただ、先ほども言いましたが、予算書の概要のなかではですね、「事業の創設と事業の廃止は車の両輪の関係であり、地域懇談会、審議会等、各種会議における住民意見を踏まえて再構築を進めること。自助、互助、共助、公助、役場の施策、ごとに役割分担を踏まえること。自助を基本とし、互助を補完する役割として公助の取組みを行う。」というふうにされています。これ明記をされておるわけでありましてけれども、住民懇談会の意見を持って意見を聞かなかで、事業の廃止であったり、創設だったりということを考えていくんだということだと思えますが、前提としてですよ、正しい将来像が漠然としたなかでは伝わらないわけでありまして、きちんとある程度将来像はこうなりますというものを示したうえで、住民の皆さんの意見を聞かんことには将来に全く繋がらんというふうに思いますが、どうです。

総務課長 おっしゃる意味よくわかります。ただ、実際に現場に行って、その懇談会を行うときに、なかなか漠然な内容ですと意見がもらいにくいっていうところもあるかと思えます。で、具体的な何か案をですね、こちらが告示して、それに対してもらうっていうのが、中身が充実するかなというような感じを、今、私としては思っております。ただ、もちろん全体的な、全体像ですね、全体像の議論も非常に重要かとは理解しておりますので、思います。以上です。

8 土屋 そういう意味ではないんですね。将来について、今年の懇談会で触れられている部分っていうのは、どの事業も将来に繋がると言えればそれまでですが、将来の見通しについて触れられている部分というのは、先ほども言いましたけれども、「今後の中長期の財政見通しについて町の人口規模、財政力を踏まえると、この状況は長く続かない。町財政の見通しは決して楽観視できない。将来的に皆さんに多少の不便と我慢をいただくこともあることを御理解いただきたい。」とだけ触れています。で、ですね、こんな漠然としたなかでですよ、どうやって将来をみるです。ある程度、数字的なものがあるんですよ、例えば「これぐらい今規模がありますが、将来、これぐらいの規模になっていきます。」と、そのなかで、皆さんとともに町をつくるために御意見をいただくということではないとす

ね、漠然としたなかで「将来は厳しくなりますよ。」って、皆さんね、住民の皆さんたぶんどなたも将来厳しくなるというのは思ってみえるところだと思います。住民の皆さんとお話をすると、将来に危機感を持った方、たくさんみえますので、皆さん、この漠然としたことでは将来に危機感を持ってると思います。で、そういう意味で、将来の姿、財政面からの姿というものも少し漠然とした形ではなく、数値的なものを示さないと、住民の皆さんに正しく理解をしていただくというところに繋がらないというふうに。

私、この質問をしようと思った一番の理由はですね、懇談会聞いとして、将来のそういうのお話があるのかなと思って聞いてました。聞いてましたが、出てきたのはこれだけだったんですね。で、そのなかで、「今年度からではないが。」という発言があったわけですね。今じゃないってって、10年後、今から用意せんと、たぶんなかなか「来年からこうですよ。」っていう話にならんとと思いますが、そのへんはどうです。

総務課長 おっしゃってる意味、非常にわかるんですけども、財政的にこう厳しいこともある、我慢していただくこともできてくる。「じゃあ、それ、何我慢するの。」っていう話をですね、なんかそういう中身を持って意見交換をするのがいいのかなというふうに、例えばですね、「公共施設、全部を維持していくのは難しいですよ。じゃあどこからどういう形で整理しましょう。」っていうような、なんかこう具体的なものが言えるといいのかなと。で、「ちょっと我慢していただくところも出るかもしれませんよ。」って言ったときに、具体的な話まで、今現在でお話しする場面までいってない部分ありますので、なかなかそういう具体的なお話ができなかったというふうに思っております。

8 土屋 私、課長が言っとるの反対だと思ってます。何をやめて、何を縮小していくのかを決めるのは、この予算の概要のなかにもあります住民懇談会などの意見を聞くうえで決めていくんだと、という順番になってます。なので、住民の皆さんの声を反映するなかで将来像を決めていくんだと、どういう町にするかを決めていくんだということだというふうに理解をしています。で、ですよ、住民の皆さんを正しく聞くには、正しい数値をきちんとある程度のものは示さないと、住民の皆さんだっつつかめないと思います。漠然と、「将来厳しくなるので何やめますか。」なんて言ったってですよ、そんなふうにはなかなかならないと思います。ので、きちんとした将来像を、きちんと示したうえで、予算的にですよ、の中で、この町は、予算書にもありますよ、「集中と選択をしていくんだ。」と。ということですね、話を聞くなかで進めるとするなら、きちんとしたものを少し提示をしないと、お話が進まないと思います。私、町づくりってそういうことだと思いますが、そういう認識ではないんですか。

総務課長 そういうもんだと思います。ですので、理解していただけるような、具体的な検討いただきたい中身を持ってですね、また地区のほうにも行きたいと思っております。お願いします。

8 土屋 これまで、行政の進め方として、私、12年議員をやるなかで感じることはですね、「来年からこうします。」といった形がよく見受けられます。で、それはですね、将来における財政の見通しであったり、計画がないということに起因をするんだと思います。来年度の予算を考えるなかで、「どこを減らすんだ。」、で、「ここを減らそうか。」というような話になってしまうから、「来年度からこうするんだ。」というような話が出てくるというふうに、私はそういうふうに思っています。で、ですね、現在、公共施設の管理計画、10年という期間を設けてですね、住民の皆さんとの意見を交換するなかで進めていくという方向性が示され、今進められている最中です。で、公共施設の管理計画って、この町の将来像と全く一緒に、全く同じですよ。将来全てのことをやってはいかれないので、何を選択して、何を選んで、どんな町を作るのかということだと思います。ですので、先ほど作るということでありましたので、早急にですね、財政の見通しを立て、住民の皆さんに提示をするなかで、住民の皆さんの声を聞いて、将来像をきちんと共に作っていくということをして、集中と選択、どこを集中と選択をするのかはわかりませんが、していただきたいと思います。

私、いろんな場面で住民の皆さんとお話だったり、要望を聞く機会があります。で、もちろん要望もお聞きをして役場にお伝えもするわけでありまして、そのなかでですね、私なりに、今まで聞いてきたこと、感じたことの中で、町の財政的に将来は厳しくなるということは、私も理解をしておりますので、住民の皆さんにそのお話をさせていただきます。「将来厳しくなるで、皆さん一緒に考えていくうえで、こういう考え方もありますよね。」っていうようなお話をさせていただきます。私、議員もその役割はきちんと持っているもんだというふうに思っています。なにより住民の皆さんと一緒に将来を考えていくということで、町づくりができると思います。

最後にですね、町長のお話を少しお聞きをしたいと思います。

町長 土屋議員からは、いろいろ今の町政、また財政状況、そうしたものを踏まえるなかで、多角的にまた将来を展望するなかでの、ほんとに町の将来を考えていく立場にある我々行政、また議会も一緒になって考える必要があるという思いのなかで、こうした質問をいただいたというふうに思っております。そうしたなかでですね、まず将来をみて、今後の町をどういうふうに、財政面も含め考えていくのかという点であります。これにつきましては、先ほど財政課長が説明を申し上げたわけでありまして、基本的にはですね、お話にもありましたように、これからの設楽町の財政規模を、具体的に、ほんとにどのレベルまでこう維持ができるのか、また実際のところの数値というのはどういうふうにつかんでおるのかという点であります。これはお話にありましたように、やはり今から10年ほど前、合併時に戻って、当時の財政規模、また収入見込み、そういったものも踏まえるなかで、継続していく。それはやっぱり40億円から50億円台、こういったところに推移するんじゃないかというふうに考えております。で、今、進めて

おります設楽ダム関連事業、御承知のように、数年、これが原因として、起因して大型事業となっておるわけであります。しかし、これが必ず終了する時期があります。それでこの終了する、完了すればどうかということになると、やはり現在の予算規模が推移して継続するなんてことは誰も思っていないことも、私も承知はしておりますけれども、やはり今申し上げたように、従来の予算規模には戻っていくんだということで、こうした状況のなか、今後、決して楽観視できるものはないという、ですが危機感はおおるつもりはございません。ですが、やはり町行政を預かる者としてですね、これを常に、こうしたことを持論として持ち、そして常に考えていくことはもちろんであります。で、今後のですね、町政運営を見定めていくなかで、従来から進めている諸々の施策や制度を決して後退させるということではなく、いかにすれば継続できていけるかという、そういったところの認識を持つ必要がある。そして、結果として方針転換もあり得るということもあるかなということも、可能性としては考えておらなければいかんと、そういうことを町民の皆さんにもお伝えをしていく。そして、理解をしていただくということが大変重要なことだと認識しております。そうしたなかで、指摘をしていただいたようにですね、今後の中長期的な財政見通しということ考えたときに、そういう状況を議会の皆さんと一緒に情報を共有して、そして状況を把握するなかで、こうしたことを説明していく、いう思いでこれからそういったことを進めていく必要があるというふうに認識しております。

そして、もう1点のですね、地域の住民の人たちとの私との懇談会、こうした貴重な時間を作ってください。そのなかのその意味合いというのは何かということころが、大きな視点だというふうに認識しております。今までもこうした時間を作っていただいておりますけれども、そういうなかで、直接、町民の人たちとの対話ができる課題、例えば具体的に申し上げますと、今の人口減少に伴うところの消防団の減少ですとか、やはり今運営しておる施設管理、その赤字体制をどういうふうに、先ほど言ったように基金の取崩しをしていけばまわっていく、それでずっといけるもんなのかとか、その実状というものをよくきちっと把握をして、そのことを伝えていかなきゃいかん。そういうこともこの皆さんの懇談会の席で話をする必要があるかなというふうにも思います。そして、いろいろこれから取組まなきゃいかん公共施設の管理の問題ですとか、そういったものを数値現状を持って、これを皆さんにもわかりやすく説明をするなかで話合いをしていきたいなど、こんなふうにも思っております。

いろいろ、きょうも課題という形でいい方向で、お互いに町のために頑張りたいということでおっしゃっていただきました。私もそう思っておりますので、ぜひ今後ともそういう方向を向けて、頑張りたいと思っておりますので、お願いをしたいと思います。以上であります。

議長 これですて土屋浩君の質問を終わります。

お諮りをします。休憩をとりたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは10時40分まで休憩といたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時38分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に、3番加藤弘文君の質問を許します。

3加藤 3番加藤弘文です。議長のお許しをいただきましたので、事前に通告いたしましたとおり、2つの件について質問をします。

まず始めに、「予防接種制度の見直しについて」質問をいたします。高齢者の肺炎による死亡率は脳疾患を超えて、心疾患・がんによる死亡率につぐ第三位になりました。これを受け、国が平成26年から5年を期限に助成を行う定期予防接種と指定しましたが、接種率が低いことを受けて、同制度を5年間の延長を決め、今年はその初年度になります。設楽町もこれを受けて、予防接種の奨励を目的とした助成制度を実施しています。先日、私も保健福祉センターから通知をいただき、高齢者肺炎球菌ワクチンの定期予防接種を受けることができました。その後、この接種助成制度について調べてみたわけですが、いくつかの点で、本町の制度に関して課題があるように思われたので、質したいと思います。

1つ目は、愛知県下の近隣自治体の高齢者肺炎球菌予防接種に対する助成は、豊橋、豊川、新城など多くの自治体では、自己負担2,000円となっています。郡内では豊根村が、診療所での接種で全額助成を実施しています。肺炎球菌ワクチンの接種費用単価は、病院によって少し異なりますが7,500円から8,300円でした。本町の助成額は4,000円であり、したがって自己負担額は3,500円から4,300円となります。自己負担額が、他の自治体と比べ高額になっているのには何か理由があるのでしょうか。平成30年度の設楽町の高齢者肺炎球菌ワクチンの接種率は、決算報告にあるように54%と他の予防接種の接種率に比べて低い。また、これまでの統計で、愛知県下で設楽町は肺炎による死亡率が高いという報告もありました。こうした現状を改善するためにも、また予防接種のさらなる奨励のためにも、早急に助成制度を見直し、高齢者の命と健康を守る町の姿勢を示すべきと考えますが、町の考えを質します。

2つ目は、高齢者肺炎球菌ワクチンの接種は、現在の国の基準では、1人につき生涯1回だけの助成を行っています。しかし、調べてみると接種後の有効期限は5年ほどとの情報があります。インフルエンザ、風疹ワクチン接種で、他に先駆けて先進的な予防医療実践を進める設楽町として、町民に対して独自に5年ごとに一定の助成を継続していくことで、死亡率の高い高齢者の肺炎球菌を封じ込める施策をとる考えはないでしょうか。また、現在限定使用されている23価ワクチンの他に、新たな有効性の高いワクチンが開発されているということもあり、こうしたワクチンを重ねて接種することに対しても助成制度を適合させることが必要と考えますが、町の見解を問います。

3つ目は、これまで本町の予防接種制度を調査するにあたり、他の自治体では、



全ての予防接種について詳細で最新の助成実施要綱を作成して、町のホームページなどで公開しています。本町の助成制度は、近隣の自治体に劣らない点も多く、住民に広く知らせるためにも、また移住定住対策の一環として、住民の命と健康を大切にす町としてアピールするためにも、こうした形で周知を急速にすべきと考えますが、そうした対応ができないかを質します。

次に、2件目の「本町の障害者雇用の促進について」問います。昨年4月、「障害者雇用促進法」が改正され、雇用についてさらに高い雇用率が国・地方公共団体・民間企業に求められました。昨年6月の1.22%という国の恥ずべき調査結果を受けて、障害者に限定した採用試験を実施するなどして、本年6月には、国の法定雇用率2.5%には達しないものの、国の公官庁ですが、2.3%まで押し上げてきたという報道が先日ありました。昨年の9月定例議会の一般質問で私が、本町の障害者雇用について質しましたが、決められた法定雇用率を満たしており、雇用をさらに進める予定はないとの答弁を受けました。しかし、昨年度末の人事で、障害のある方の退職に伴って、障害者雇用率は法定率を下回っているのが現状です。これを受けて、今年度職員採用では、どのような対策を講じているのか。本町での障害者雇用の実態、町及び民間についてですが、報告を求めるとともに、今後の障害者雇用についての姿勢を質したいと思います。

1つ目は、本町役場の本年度の障害者雇用率が、法定雇用率を下回っている現状を受けて、本年度職員採用についてどのような対策を講じたのか。また、今後国に準じて障害者に限定した採用枠を設定し、障害者雇用を高めていく予定があるのかを問います。

2つ目は、先にも述べたとおり、決められた最低雇用率を満たしていればよいというのでは、差別を禁止し、障害者就労機会を広げるという理念からすれば十分ではありません。また来年は、東京2020パラリンピックが開催され、主催国として障害者の自立を促す共生社会の実現への努力が強く求められています。町は、障害者雇用について、職員採用要領の見直し・職場でのサポート体制の構築・職場環境の改善を含め、他に手本を示す決断が必要と考えます。設楽町の姿勢を問います。

3つ目は、本郡に豊橋養護学校「山嶺教室」が設置され、知的障害のある生徒たちの自立に向けた就学の機会が広がるという、郡内教育における画期的な施策が実現しました。しかし、彼らが卒業した後の町内の進路・就労の機会が広がっていないことが課題となっています。やむなく、親元を離れ町外の企業に就職したり、町外の作業所に入所したり、一日の大半を自宅にとどまっていたりする現状があります。町内の障害者の現状について調査を進め、さらに障害者の就労実現のための支援のあり方を見直す中で、町役場の職員募集拡大を図るとともに、町内民間企業への障害者雇用の積極的な奨励などの具体的な施策を推進すべきと思いますが、町の見解を質します。以上で1回目の質問を終わります。

保健福祉センター所長 保健センターから「予防接種助成制度について」お答えいた

します。1点目の「高齢者肺炎球菌の予防接種について」は、設楽町は平成24年4月から75歳以上の方を対象に、任意の予防接種に対する助成を開始しました。定期予防接種が平成26年10月からスタートし、これまでの任意の予防接種の助成額と同じ額での助成を行っているのが現状です。御指摘のとおり定期の予防接種の自己負担額については、豊橋などと比べ高くなっておりませんが、一方、任意接種に対する助成については、豊橋、新城では実施されておらず、県下でも半数は任意接種への助成がない中で、定期接種の機会を逃した76歳以上の方への助成も設楽町では継続して行っています。また、肺炎球菌の定期予防接種の接種率も県内では2番目に高く、県平均31.4%のところ54.2%であり、これは住民の皆さんの予防意識の高さによるものと思っています。

定期予防接種はA類疾病とB類疾病に分かれ、A類疾病は子供の予防接種全般がこれにあたりますが、主に人から人に伝染することによる、発生及びまん延を予防するための集団予防を目的に実施し、接種を受ける努力義務があり、未接種者への接種勧奨を健診などの機会に行うこととなっているのに対し、高齢者肺炎球菌はB類疾病に分類され、主に個人の重症化予防に重点がおかれ、接種を受ける努力義務はありません。希望する方に予防接種を行うこととなっていますので、A類とB類での接種率の比較は適当ではないかと思えます。しかし、自己負担額の軽減は、接種率の向上につながる対策と考えていますが、本町では、定期接種の時期に接種できなかった方への任意接種への助成を継続することで、高齢者全体の罹患率を下げていきたいと考えます。

2点目の「5年ごとの助成について」ですが、厚生科学審議会の報告では、初回接種における有効性、安全性及び医療経済学的評価について、一定の評価ができることから、継続して実施することが望ましいとされていますが、再接種については、効果持続期間や再接種のデータが少ないことや、再接種の有効性についての根拠がまだ明確になっていないことから、引き続き検討していくこととなっておりますので、国の動向により検討をしていきたいと思えます。また、新たなワクチン、小児肺炎球菌ワクチンについては、子供の予防接種として導入して以降、高齢者の肺炎罹患率も減少したとする効果が認められています。その後、小児肺炎球菌ワクチンの対象が任意接種において、高齢者にも拡大されましたが、データの集積中であり、追加接種や使用するワクチンについても、海外の評価を参考として、引き続き検討されているところですので、その方針に沿って効果などを踏まえて考えていきたいと思えます。

また、肺炎の原因の4分の1から3分の1が肺炎球菌が原因と考えられていますので、予防接種だけでは全ての肺炎を防げるわけではありません。肺炎予防の第一歩は、感染予防になります。毎日の感染予防としてのうがい、手洗い、マスクの着用など、口腔内の清潔、免疫力を高めるための規則正しい生活など、日頃の健康管理が、肺炎予防には大変重要となりますので、感染予防についても啓発に力を入れていきたいと思えます。

3点目の「予防接種助成の周知について」ですが、各世帯にお配りしている「くらしの便利帳」への掲載と、組内回覧、対象となる方への個別の御案内を実施しておりますが、ホームページには掲載しておりませんので、掲載に向けて準備をしていきたいと思っております。以上です。

総務課長 続きます。総務課から2つ目の「障害者雇用」の本町での取組みについて、お答えをさせていただきます。「本年度職員採用についてどのような対策を講じたのか。また、今後、障害者対象枠などを設定し、障害者雇用を高めていく予定はあるのか。」という質問です。始めに、設楽町の障害者雇用の現状についても一度説明させていただきます。町の正規、それから再雇用、嘱託職員の総数は129人になります。法定雇用の障害者数の算定の基礎になる職員数に換算いたしますと120.5人という数字になります。これに法定雇用率の2.5%をかけると3.01人、非常に微妙で3を0.01超えた数字になります。法定雇用者数は、1人未満の端数を切り捨てた数字になりますので、町の法定雇用者数は3人という数字になります。現在、障害者手帳を保持している職員が2名、一般職で1名と、労務を中心とした業務に1名おりますが、合計2名でありますので、基準からは1名不足している状況になっております。

御質問の職員の採用につきまして、一般職の試験を受けて合格し、現在の手帳を保持している職員のように普通に勤務できる状態であれば、特に何ら問題はありませんけれども、障害者対象枠などを設けて障害をお持ちの方を特別に雇用しようと思えますと、まずどのような仕事をしてもらうのか、その仕事はどんな方であれば対応できるのか、そういった条件を考慮しながら職員募集をしていかないといけません。

また、当町の職員の職務分担の状況です。職員数が少ないために1人1担当で職務を行っている職員が多い状態になっております。市役所のように1つの担当を複数人で行っているような場合であれば、障害者の方も働きやすいと思えますけれども、当町ではそういうわけにはいきません。

また、町村合併以降、役場の機構改革等により職員数は少しずつ減少してきています。先ほど、法定雇用者数が3.01と説明いたしましたが、現在の職員数が1人少なくなりますと、計算の基礎となる職員数、これが119.5になりまして、計算によると法定雇用者数は2.98、切り捨てて2人という数字になります。数値だけ満たせばよいというものではありませんけれども、設楽町は、以上のような状況になっております。なるべくですね、一般の職務を遂行できる能力を持った障害をお持ちの方を雇用できるように職員採用には努めているのが現状です。

「決められた最低雇用率を満たしていればよいのではない。障害者雇用について他に手本を示す気概が必要と考えるが、設楽町の姿勢を問う。」という質問についてです。先に当町の現状を説明させていただきました。一般の職務を遂行できる能力を持った障害をお持ちの方を雇用することができれば、全く問題はありませんが、障害者対象枠等での採用は、現実的には先ほど言った理由で非常に難

しく、慎重に進める必要があると思っております。

「山嶺教室の卒業生の就労支援のために、町の職員募集拡大を図る施策をさらに推進すべきと思うが、町の見解を問う。」との質問についてです。これについては、先日、愛知県の教育委員会県立特別支援学校就労アドバイザーという方と山嶺教室の進路担当の先生が総務課のほうにいらっしゃいました。山嶺教室の生徒が、役場業務の中で対応できる業務のリストアップをすること、それから役場での職場体験、これらを実施いたしまして、就労支援に向けた準備を進めていくことを打合せをしております。今後は、関係機関で協力しながら就労の可能性について検討していきたいと考えております。総務課からは以上です。

町民課長 それでは「障害者の就労支援について」、町全体的なお話として、町民課からお答えしたいと思います。町では、設楽町障害者自立支援協議会の中で、障害者の就労支援について、現状の把握、調査、支援のあり方など、さまざまな検討を行っております。この協議会の下部組織であります「相談支援部会」では、障害者個別のケースについても、その現況やこれに対する支援方法などを検討しております。平成27年10月から平成28年3月にかけて、町内16の事業者には障害者雇用に関する意向調査を実施しまして、どのような仕事であれば雇用可能かなどを調査しております。就労を希望している障害者の方は、平成30年11月現在で、社会福祉協議会、保健センター、名倉にあります名倉福祉村の生活サポートセンター、それぞれで把握している合計として19名という数字をつかんでおります。

これらの方々が設楽町の中で就労するには、どういう仕事が可能なのか、同じく協議会の下部組織である「就労支援プロジェクト会議」で検討しております。その中では、例えば1つとして「障害者の優先調達法によりまして町内や近隣の公共施設、福祉施設、学校等の床面のモップ水拭き作業」、2つ目として「津具にありますジビエ加工処理のほうから発生する残渣肉によるペットフードビジネス」、3つ目として「エゴマの生産加工、ミニトマトの栽培やトマトジュース、ケチャップへの加工、ブドウを始めとする果樹栽培」等が検討されております。いまだ具体的には何も決まっておりませんが、福祉施設への呼びかけや事業所、NPO法人設立の可能性などを模索しながらその実現を目指しております。町内にこれらのような就労継続支援事業所を立ち上げることができれば、ここで支払われる賃金と障害年金をあわせて、経済的自立が少しでもできるような仕組みが構築できるものと考えております。以上です。

3 加藤 今、答弁をいただいたわけですが、私、高齢者肺炎球菌の接種率が低いといったのは、ほかのものと比べていたんですが、接種の、いわゆる希望者のみの接種とB接種と今お答えいただきまして、納得をいたしました。ただ、任意接種をしているところが確かに少ないというのを、私もつかんでいるわけですが、去年の任意接種の接種者数というのはたぶん5、6人だったような気がするんですが、いわゆる任意接種を行っているので、これの軽減は必要ではないというふ

うに、僕は聞こえたんですが、そういうふうにお答えになったのか、それとも軽減についての検討を進めていただけるのかというあたり、もう少し明確にお答えをいただければというふうに思います。

それから再接種の有効性とか、それから新しいワクチンの有効性については、私もネットで調べただけで、それからお医者さんにもちょっとお聞きもしたんですが、国に準じてということでもありますので、そこについてはこれからの検討をぜひアンテナを高くして、ぜひ進めていただきたいというふうに思います。

ホームページのことについては、実施をしていただけるということ、どうしてもこの医療に関わるところの予防接種関係のことについては、やっぱり関心もやっぱり高いと思いますので、そこらへんを広く知らしめる方法について、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいということを思っております。

先ほどの軽減について、もう一度お答えをいただければというふうに思います。

それから障害者雇用についてですが、町民課のほうでもうすでに自立支援に向けたプロジェクトが開始されているということで、ぜひここで実績を作って、実際に机上の空論ではなくて、実際に障害のある方が自立に向けた動きをしているという、ぜひ実績を早急に作り出してください。そのために必要なことがあれば、またぜひ検討していただければなというふうに思っています。

それから、役場内の雇用について、私、大変無理なことを言っているのかもしれないと、いつも思います。しかし、今年、参議院選挙で重度の障害者が、これ雇用とは少し違うのであれですが、重度の障害者が国会に登院する折に、その障害者も仕事ができるように環境を整え、サポート体制を整えて、障害者の方でもこうやって仕事をできるんだという、ひとつの典型を示してくれたような気がするわけですが、そうした意味では日本という国がそういう姿勢を示し、そして示していくことが大事だというのは地方自治体も同じことであろうというふうに思います。で、問題はどんなことかということ、どんな仕事をさせるのか。どんな雇用をするのかを考えなければいけないので大変だと。でも、その大変ことをするのが障害者雇用だというふうにのみ込まないと、障害者雇用は進んでいかないんだというふうに思います。一般の力を持った障害者の方を、来るのをじっと待っているというふうな雇用の仕方というのは、法定率を打ち出してまでも雇用を高めようとした国の姿勢と違うのではないかと。まだ国も達成していないのであれですが、要するに、障害者に優しく、障害者に关心のある町っていうのは、障害のない方にとっても安心して暮らせる町なんだということが、しばしば言われるわけですが、さっき数値の形でお話がありましたが、きちんとそのへんの考え方を持って障害者雇用をするということの意味は、「大変だから。」とか、それから「人数が少ないから仕事のあまりできない人は雇えない。」とか、そういう感覚ではなくて、障害のある方も町で安心して暮らせる。町内で皆で共生して生きていける。そういう社会を実現するというのをぜひ見せていただきたいというのが思いです。そうした点で、再質問したいと思います。

町長 今、加藤議員から御質問いただくなかで、再質問について、私のほうからお答えをさせていただきます。今、担当が申し上げたようにですね、この高齢者の肺炎球菌ワクチンの件でありますけれども、この自己負担額については、その現状というものは私も認識をしております。そして、助成金の格上げをするということで、接種率もよくなるということも比例していくんであろうなということで理解をしておるところでもございますが、予防接種率についてはですね、先ほども担当が申し上げたように、県下では2番目に今高いというような状況であることもあります。また、こうして高齢者の肺炎球菌の原因菌の2番目に多いということでも言われておるのが、インフルエンザの予防接種が必要であろうということも指定の1点として言われておるなかでありまして、今年から町としては、このインフルエンザの予防接種についても全額助成をさせていただいたということ。そして、こういうことも含めてですね、多くの方々が受診をされるということで、町全体のまん延を予防していきたいということでありまして、こうして高齢者の肺炎球菌の定期予防接種が開始がされてから5年も過ぎたというようななかで、特に65歳以上の方への接種の機会もひととおり確保されてきたんだろうなというふうには思っております。そうしたなかでありますね、こうした予防接種の機会を作っていくということで、これから将来受けていく人の数も減少をしていくのではないかとというふうに予測するところでもありますけれども、接種者の状況ですとか、また国の審議会でも検討されている状況を把握し、その結果を踏まえて、これからの助成等についても検討してまいりたいというふうに思っております。

そしてもう1点のですね、障害者雇用の件についてであります。意識を高めて、具体的に雇用推進を図れと、そういう気概を持って設楽町の姿勢を見せよ。こういう御指摘をいただきました。当然、我々としてもそういう意識を高めることが必要だということは認識するところでもございましてですね、こうして雇用の場を皆さんの場を確保していくということは、またそしてこれへの支援、そうしたことを強化を図るということは重要なことだというふうに思っているところでもございます。これらの現状を理解をして、また具体的なですね、就労の機会を作ること。そして、その中にはこうした意識を高めるなかで、仕事として参加できる仕事、そういう職種、そしてそれを受け入れていただく企業さんですとか、また事業所さん等、そうしたところと連携を充実させていくことも必要だろうということで、こうしたことを踏まえながら、今後、目標機会の増加に繋がるように力を注いでいきたいと、こういうふうに思っております。

3 加藤 町長から答弁をいただいたので、その方向については、今お話をいただいたとおり、助成についての検討を進めるというのは、これは実をいうと、ちょっと問題だなと思うのは5年の期限の初年度であった今年はこうで来年からということに支障があるのかなということも思うわけですが、そういうことも関わらずですね、ぜひ助成については、近隣の自治体に比べて高いんだと。実は私、ぶっ

ちゃけた話、静巖堂で予防接種を受けてきました。そのときに窓口の方が、「新城なら2,000円なんですけどね。」って一言言ったのが、実は「えっ。」って思ったきっかけでありました。近隣で行っても、そういうふうに、同じ病院使っていてそういう事態が起こってるっていうことも、何か住民にとっては矛盾を感じることもなっていることを強く思いましたので、助成を検討していただく、してもらえろという話ですので、ぜひ期限を切って検討を進めていきたいと思ひます。

障害者雇用については、町長のほうからそのことの重要性についての共通認識ができたというふうに思ひます。なんとか町民課のほうでも努力していただいておりますが、そのように、またぜひ逐一報告をいただけるとありがたいなというふうに思ひます。最後質問でなくて申し訳ありませんが、以上で質問を終わります。

議長 これでは加藤弘文君の質問を終わります。

---

議長 次に10番田中邦利君の質問を許します。

10 田中 財政健全化は常に努力しなければならないことではあります、それは住民福祉の向上のためであり、目的を取り違えることなく、財政へのメスを入れるべきであります。これから子育て支援、高齢者にまつわることにつきまして質問をしますが、心置きなくお答えください。

御案内のように、まず「保育料無償化および給食費について」質問をいたします。御案内のように、10月から幼児教育・保育の無償化が始まりますが、その財源は逆進性がある消費税からとされており、もろ手を挙げてこの措置に賛成というわけにはいきません。保育料はすでに所得に応じて、生活保護世帯・階層区分1の0円から町民税所得割額が397,000円以上、階層区分11の56,300円までと段階的になっているため、低所得者層では、消費税増税による負担が無償化の配分、消費税還元措置を上回ってしまうこととなります。議会全協で保育料無償化についての概要説明がありましたが、無償化の対象は保育所の3歳から5歳児と0歳から2歳児の非課税世帯のみに限られています。0歳から2歳児は無償化になる子供とならない子供がでてしまい、保護者に不公平感を与えることになりかねません。今回の保育無償化は以上申し上げたような矛盾をはらんだものとなっております。

さらに、給食費は無償化の対象外とされたため、低所得層においては、「これまで払ってきた保育料よりも高い給食費」を支払わなければならない事態が起きる問題、例えば「階層区分2の町民税非課税世帯の場合、3歳児1人目の保育料は3,000円だが、保育料に含まれているとされてきた副食費は4,500円になってしまう。」や「徴収のための保育現場での事務量が増加する。」などの問題などが懸念されておりました。

幸い、町においては副食費を町が全額負担することになって大きな問題のいく

つかは解決することになりました。ただし、主食費は従来どおりです。今回の副食費の全額町費負担を高く評価するものでありますが、保育無償化の詳細を改めてお尋ねするとともに、さらなる子育て支援策の進展のために、給食の全面無料化を断行する考えはないかなど、以下質問するものであります。1「保育園利用者数と無償化の対象者数はどうなりますか、現時点の数字をお聞きします。無償化後、延長保育、一時預り保育、実費徴収に係る補足給付事業、行事参加費とか文具代など、への保護者負担はどうなりますか。」、2「0歳から2歳児においては、無償化対象外の園児の副食費も徴収しないことになるのか。その場合、副食費は保育料に含まれていたから、保育料は下がることになるのか。0歳から2歳児の保育料基準額表は残るのか。」、この答えはのちほど条例提案となって出てくる予定であります。3「幼児教育・保育の無償化によって、町は副食費を含む保育料の収入がなくなるが、町への影響額はいくらか。令和元年分は臨時交付金で措置されるが、次年度以降の公立保育園の負担は全額市町村持ちと聞くがどうか。国に是正を求める考えはないか。」お聞きします。4「児童福祉法は「給食は保育の一環」と位置付けています。保育所に調理室が設けられているのはこのためだと思われまます。当町が子供の医療費を高校3年生まで無料にするなど、子育て支援をしっかりとするまちとしてアピールし、若者の定住・移住へとつなげてきました。この際、給食における主食費も、「保育料を町独自に負担軽減していた予算」を回すなどして、無料化を実現する考えはないか。」、以上、お答えください。

次に、配食サービスの拡充について質問します。高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるようにするために、また、「地域の実情に応じて、高齢者が可能なかぎり住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるようにする」ための一環として、出典はちょっと忘れましたが、その一環として配食サービスは欠かせないし、その拡充は重要なことといえます。それは、高齢者の安否確認や栄養改善の面からも必要であると思えます。このため、高齢者福祉計画においても配食サービスの拡充が掲げられましたが、調理はできても配達が難しいなどの理由で実現に至らずに今日に至っています。平成30年度からは東三河広域連合の事業に移行したのを契機に、町としては、広域連合の目指す週5回とまではいかないが、週2回を目指すこととされました。しかし、広域連合の介護保険事業の平成30年度決算における「配食サービス事業費」の額は、前年度構成市町村、8市町村の事業費の数倍に急伸しています。構成市町村の特別給付や一般財源で実施した配食サービス件数は除外しており、実質的には増加は5万食程度のようにありますが、に対しまして、設楽町では週1回のままです。週1回でも、ボランティアやその他の人たちの努力には敬意を表しますが、他市町村と比べると「最低レベル」といわざるをえず、早急な改善が求められています。

そこで、以下、問うものです。1「広域連合の介護保険事業において配食サービスが数倍に急伸しているが、それぞれの市町村で行っていた前年度と比べて、



構成市町村の実施状況にどのような格差や変化が起きているのか。」、お答えください。2「先に述べたように、設楽町では週2回の配食サービスの計画がいまだ実現していません。滞っている原因はどこにあるのか。具体化の進捗状況はどうか。詳細を明らかに説明していただきたい。」と思います。3「当町において、「週2回」をいつまでに実現・実施するのか。」期日を明確にするよう求めまして、第1回目の質問といたします。

町民課長 それではまず、「保育料無償化および給食費について」お答えします。お尋ねの内容は4点ほどあったかと思えます。順番にお答えしたいと思います。現在の保育園利用者数は82名で、うち無償化の対象者数は59名です。延長保育は現行どおり御負担はいただきません。一時保育は現行どおりの1日当たりの基準額で御負担をいただきます。実費徴収、いわゆる日用品や文房具等の購入費用や行事費等などはこれまでも負担いただいておりますので、これらに対する補足給付を行うことはありません。

無償化対象外の0から2歳児の副食費については、これまでも保育料の中に入れておらず負担いただいておりますので、今後も徴収いたしません。保育基準額表は、議員さっきおっしゃったとおり、今回の条例改正のとおり残ることになります。

無償化による町への影響額につきましては、令和元年10月から令和2年3月間の6ヶ月分で、保育料が6,187,320円、副食費が1,215,000円を見込んでおります。御承知のように保育料分については、臨時交付金で補填されますので実質副食費分が町への影響額となります。次年度以降につきましては、無償化に係る地方負担分を地方財政計画の歳出に全額計上して、一般財源を増額確保したうえで、普通交付税の算定で地方負担分の全額を基準財政需要額に算入することによって措置される予定となっております。このような地方財政措置が実際に始まってみないと、国に対して制度の是正等求めることはできません。

主食費の無料化については、在宅で子育てをする場合でも生じる費用ですし、授業料が無償化されている義務教育の学校給食も自己負担されていることを踏まえたと、月700円の実費負担は、お願いすべきものと考えております。保育料関係については以上です。

次に、「配食サービスについて」お答えしたいと思います。お尋ねは3点ほどあったかと思えますので、これも順番にお答えしたいと思います。介護保険の地域支援事業として実施しました配食サービスは、先ほど議員がおっしゃったとおりですが、実績として200,457食増の対前年実績となっております。ただし、前年度分として、豊橋市が特別給付分141,772食、東栄町が一般財源分として8,665食の実績がありますので、この件数を加えますと、先ほど議員おっしゃったとおり、実質的には50,000食程度の増加といった結果となっております。この結果の要因ですけれども、日中独居世帯も新たに事業の対象としたこと、それから1週あたりの上限を5回までとしたこと、かつ1日1食の配食であることには変わり

ありませんけども、昼食だけでなく夕食も選択できるようにしたことで、より多くの方が利用できるようになったこと等が要因と考えられております。特に5市では対応可能な民間事業者がたくさんありますので、十分対応できたものと考えます。

次、作る側、配達する側の体制に問題があるのは、議員、御承知のとおりです。現在、地域ケア課題検討会議におきまして、商工会を構成委員として招きまして、町内事業者の協力等について検討を重ねております。さらに、ひとり暮らしや夫婦のみの要援護高齢者世帯の生活を身近で支えていただいておりますケアマネの皆さんを一堂に会して、さまざまな現状や要望等を伺って、解決案や調整案を検討するための会議を、今月、9月13日に行う予定となっております。また、生活支援体制整備事業で毎月実施しております定例会議においても検討を進めております。作る側として、学校や保育園の調理員の経験者、また生活改善グループ、それから元気なおばちゃんグループなどへの呼びかけや、配達する側として地域おこし協力隊やシルバー人材センターの移送サービスとの併用など、さまざまな可能性を具体的に考えていきます。しかしながら、町内事業者等の調整がうまく進まない場合は、町外の宅配サービス事業者進出の可能性も視野に入れて検討してもよいのではないかと考えております。

週2回の実現につきましては、令和2年4月の開始を目指します。以上です。

- 10 田中 主食費については、家でも食事はするんだから今度の無償化に応じて無料にすることはしないというお考えを述べられました。で、ただ副食費についてもうちで食事するのと一緒のわけで、町の説明資料によりますと、保育所の給食の材料にかかる費用については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用であり、原則保護者がその費用を負担するところですが、設楽町では10月からの保育料無償化にあわせて、保護者の負担軽減を図るため町が全額負担すると、こういうふうに、今言われた課長の原則とは同じ原則があるんだけど、副食費については町が負担する。こうなっているわけで、今の説明と少し齟齬があるふうに思うんですが、そこはどういうふうに理解すればよろしいでしょうか。

それからもう1点ですね、確認をするわけですが、臨時交付金が国のほうから手当をされてくるわけですが、これは今のお答えですと、今設楽町が負担している、設楽町が徴収している額に応じて、つまり実績に応じて、どうも負担がくるように思うんですが、その場合、国が定めている基準単価との関係というのはどうなるのか。どういうふうに考えて国は実績に応じてしか、保育無償化の負担をしないのかということですね。

それから、これお答えいただいてないと思うんですが、町が例えば基準単価を軽減してきておるとか、あるいは第2子分、第3子分を半額、無料にしてきている。そういう独自の措置の費用が出てると思うんですが、その額についてはいくらぐらいになっているのか。お示してください。

- 町民課長 今言われた主食費の関係ですけども、今までも主食費のほうは保育園さん

のほうで通帳管理していただいて、徴収をしていただいております。ということで、保護者さんにつきましては、主食費の徴収についていろんな要望とか受けておりませんし、今回、副食費のほうを町として無料化するといったことで、せめて主食費だけでも御負担いただいて、ある程度の負担は、保育にかかる負担はしていただきたいという考えでありますので、私の発言に齟齬があったかもしれませんが、一応そういったことで、ある一定の負担だけは月700円ということなので負担していただきたいということで、今回このような制度といたしました。

臨時交付金の関係なんですけども、まだ正式な通知が来てません。で、実際には、町が保育料を免除している額を、この10月から来年の3月までで6,187,320円なんですけど、これ、御指摘のように、町として独自に保育料免除している部分が合計として1,031,220円あります。で、実際に、これらの額の合計でくるかっていうこともわかりませんし、町が減免するというさっき言った6,187,320円になるのか、それとも保育園の国の徴収単価でいくと、合計が14,800千円くらいになるんです。それがまるまるくるはずは絶対ないと思うので、そこらへんの通知がまだ今後来るということで、まだそこはどうなるかわかりません。ただ、町が減免した最低額ぐらいは来るんじゃないかなという見込みを立てているのが現状です。

で、もう1つ、今言われた、そうですね、3つ目がそれですね。独自に減免している部分はそういうことです。

10 田中 町が独自に減免している1,030千円の費用は、ちょうどその、例えば主食費を無料にしてもかなりその金額を超えると。で、もともとこの保育の無償化という場合に、国の制度で、何でその副食費をわけてくるのかと。それから、もともと無償なのに有料化部分があるなんていうのはおかしい話で、本来は国のほうが全額無償化というならば負担して、子育て支援とかいろんなことに発展させるためにやるべきなんです。国がやらないから、ひとつそれはおかしいじゃないですかと、地方自治体のほうから実施して声を上げていくということも大事ではないかと思うんです。で、ぜひですね、これからも、これは保育園に限ったことではなくて、学校教育についても、やはり食事は学校でやっても、家庭でやっても同じだから、それは無料にできないと、こういうふうにならざるを得ないと言われておりますけれども、やはりそれをやっぱり無償化にしていくということで、引き続きがんばっていきたいというふうに思いますので、ぜひ保育園の主食につきましても無料化の方向で検討していただきたいなというふうに願っております。

それから、配食サービスにつきましては、もう期日もはっきり令和2年からやっていくということでありますので、ぜひ間違いなく実現していただくようお願いをして、私の質問、ちょっと早いですが終わります。

議長 これでは田中邦利君の質問を終わります。

お諮りをします。休憩をとりたいと思いますが御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 13時まで休憩をとりたいと思います。

休憩 午前11時42分

再開 午後1時00分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に、1番七原剛君の質問を許します。

1七原 1番七原剛です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。私からは、「設楽町の業務継続計画（BCP）の策定状況について」お尋ねします。近年、大型の台風の上陸、大規模な地震の発生等に伴う大規模な災害が我が国では頻発しております。当町においても、記憶に新しいところでは平成30年の台風24号の直撃により、長時間の停電、多数の倒木等の被害がありました。このような被災時の対策として、防災計画または非常配備計画等があるわけですが、いくら計画があっても行政自らが被災した場合、災害対応、特に初動対応に大きな支障をきたすと言われております。

業務継続計画とは、内閣府の資料によれば「被災時に行政自らも被災し、人、物、情報等、利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務、いわゆる非常時優先業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画」とされております。我が国におきましては、平成22年4月、内閣府において「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説」が策定され、地方公共団体における業務継続計画の策定推進が図られてまいりました。その後、平成25年8月の総務省消防庁の調査により市町村における策定状況が13%にとどまり、小規模な市町村ほど低位な傾向にあるということが明らかになりました。内閣府では、これらの市町村では職員の少なさや庁舎の耐震化の遅れから、大規模災害時により厳しい現実に直面すると想定し、平成27年5月に人口1万人未満の市町村向けに「市町村のための業務継続計画作成ガイド」を発行し、さらなる計画の策定推進が進められてまいりました。平成30年12月26日に発表されました総務省消防庁の報道資料によれば、平成30年6月の時点で全国の市町村の80.5%がBCPを策定済みであります。さらに愛知県内の市町村においては同時点で87.0%が策定済みとなっております。また、同資料の添付資料によればですね、設楽町の策定予定年度は平成30年度となっておりますが、いまだ策定完了とは伺っておりません。

これらの現状に鑑みまして、質問させていただきます。1つ目、「現在、当町におけるBCPの策定状況が進められていると聞いておりますが、作業の進捗状況はいかかなもののでしょうか。」。2つ目、「その策定作業の完了予定はいつ頃になっておりますでしょうか。」。3つ目、「隣町の新城市では地域防災計画に対応する形で南海トラフ地震を想定したBCPが策定されておりますが、当町のBCPも被災の可能性の高い災害に対応したものと考えてよろしいのでしょうか。」。以上、1回目の質問を終わります。

総務課長 それでは総務課から、「業務継続計画（BCP）について」の質問にお答えさせていただきます。当町で最も甚大な被害として危惧されていますのが、やはり南海トラフ地震であります。想定震度は5強から6弱と言われており、家屋全壊30棟、最悪の場合には死者が10名との被害予想も出されております。有事の際には、役場は直ちに災害の対策本部を立ち上げまして、人命救助を最優先に対応することになります。そのような状況の下においては、通常業務を行うことは大変困難となります。繰り返しの説明にもなるかもしれませんが、業務継続計画とは、このような状況の下で、優先的に実施すべき業務、先ほど言われた非常時優先業務を特定するとともに、業務の執行体制や手順、資材確保などをあらかじめ定め、適切に業務が執行できるようにするための計画です。

お問い合わせのありました、御質問のありました当町の計画の策定状況につきましては、職員による計画策定委員会を、昨年度、30年度の12月に開催いたしました。で、それからですね、優先業務の整理、それから行政データのバックアップ体制の確認、必要な資機材の確認等の作業を現在進めております。しかしながら、まだ計画策定にまでは至っておりません。本年度も引き続き検討を進めまして、本年度中のなるべく早い時期の完成を目指しております。

内容について少し触れておきます。新城市と同様、地域防災計画に対応する形で、南海トラフ地震を想定した計画を考えております。起こりうる災害で最も大きな災害と考えられる南海トラフ地震を想定いたしまして、業務継続計画を策定することで、そのほかの自然災害にも対応が可能となると考えております。平常時から災害時の課題をリスクとして事前に認識し、いざ、災害が発生したときには、業務レベルの向上や、業務の立ち上げ時間の短縮を図りまして、迅速な業務再開を目指すものです。現在、策定を進めておる段階ですので、またできましたら報告させていただきます。以上です。

1 七原 ありがとうございます。現在、策定中ということですので、おっしゃっていただいたとおり、早期の策定をぜひともお願いしたいと思います。いつ災害はやってくるかわかりませんので、よろしくお願いします。

で、次にちょっと、今策定中ということなんです、ここまでできているかわからないんですけども、重要な行政データのバックアップっていうのが、この項目のなかに、「市町村のための業務継続計画作成ガイド、業務継続に必要な6要素を核とした計画」というこの書物、書物かまあ書式ですね、これによりますと、「重要な行政データのバックアップっていうのもきちんと計画してください。」ということになっておるんですが、これ、新城市の計画ですと、新城市BCPさんですと確かですね、項目が非常に多数になっておりました。具体的には、87項目ですか、新城市さんの場合には計画があがっておったと思います。で、ですね、あと長野市さんなんかの、隣の県の長野市さんの場合ですと、ICT版のBCPっていうことで、このデータだけに特化したBCPっていうのも定められております。で、それらを見比べてみますと、やっぱりその市町によって

重要なデータの順番っていうのが違うんだなというふうに感じましたけども、設楽町においてもですね、特に老人世帯、お年寄りが多いということもありますし、地域柄、なんて言うんですか、名倉地区、津具地区、田口、清嶺と、道路で寸断される可能性も高いような地域ですんで、重要なデータというのの順序もですね、一概に国や県が指導してくれるような順序とは変わってくると思うんです。そのへん、今重要なデータというのは、何を根拠に、どういう順序で選んでるとか、そういう作業内容が今現在わかっていることがあれば教えていただきたいと思います。

総務課長 重要なデータということで、やはりですね、住民にかかる情報、これ第一に非常に重要になってきます。で、そのへんの考え方ですけれども、幸い26年の1月にこの新しい庁舎ができて、そういったサーバールームもしっかりした形にできあがっております。で、そこ自体が潰れてしまうということは考えにくいわけですけれども、考えられるのは電源の問題、非常電源ですとか、そういったことが非常に危惧されます。で、先ほど例に出された台風24号のときも非常にですね、あちらこちらで停電が長く続いたといったようなこともありまして、今、各それぞれの施設もそうですし、防災行政無線等のバックアップ用の電源装置も若干ながら整備し、対応をしているところです。で、そのデータの重要性のランク付けというあたりはですね、まだちょっとしっかり整理ができておりませんが、そういった住民系のデータを重点に考えていくことになろうかと思っております。以上です。

1 七原 ありがとうございます。今、総務課長おっしゃられるように、住民系のそういったデータですね、特にニュース、ごめんなさい、何のニュースで見たか忘れちゃった、熊本地震のときのニュースだったと思いますけど、罹災証明書をですね発行するのに、もうデータが飛んじやっててどうしたらいいかわかんないっていうようなこともあったと。現実には、紙データで出したのか、システムが復旧してからそういう発行したのか、そういう作業になったと思いますけども、とにかく初動の遅れというのが非常に、あとあと大きく影響が出てくると思いますので、そういった重要なデータの順序づけとかですね、そういう策定作業というのを、特に気をつけてやっていただければなと思います。

あとですね、この同じくこの業務継続計画の作成ガイドなんか見ますと、内閣府のなんて言うんですか、提言じゃないですけど、方針としてですね、設楽町もそうなんですけども、新庁舎で耐震基準がしっかりしているわけです。建築基準法にちゃんと通してやっているわけですが、だからといって、庁舎が新しいからといって代替庁舎を定めないということではなくって、あくまで計画ですから、最悪の場合、ここがだめになった場合は、代替庁舎としてどこを定めるかというようなことも、きちんと定めるようにというようなことが書いてありますので、そのへんもしっかりやっていただければなと思います。

Q&Aという形で、これ出ておりますけども、「新耐震基準は一般的に震度6

強でも倒壊しないという保証であり、被災後の使用が可能であることを保証するものではないですよ」と、これ建築基準法の話ですね、で、「過去の災害においても津波、水害、火災、液状化、天井の崩落、設備の甚大な被害等により、庁舎内で業務が遂行できなくなった例がある」というふうな記載もされておりますので、可能性は低いですが、計画は計画としてきちんとあげておいていただきたいなと思います。

それから、この策定作業、最終段階だと思うんですけども、策定してそのなんというんですが、公布というか、発表する前にですね、これは役場のなかの話になるとは思うんですが、訓練ですね、町民側には防災訓練ってやりますけど、そのBCP版といいますか、そういった役場内での、そういったBCPの発動の訓練というものはスケジュールに入っておりますでしょうか。

総務課長 計画の策定途中ということで、まだそこまでのスケジュール的なものをしっかり今現在できておりませんので、今おっしゃられた内容も含めて、これから調整してまいりたいと思います。以上です。

- 1 七原 ありがとうございます。私も今現在計画中のことに質問しているんで、なかなか確定的なお答えをいただけないということは理解はできます。業務継続計画については、実際、民間では事業継続計画っていう名前で、イギリスで発想された計画の内容、日本もそのままJIS規格あるいはISOの2万、ごめんなさい、ちょっと忘れちゃった、2万何千かのシリーズで採用しているところもありますし、中小企業向けのそういった事業継続計画なんていうのも、コンサルタントがいるぐらい一般化してきているものでございます。で、そのなかでですね、この内閣府の資料にもありますけども、一番肝心なところが何かっていうとですね、PDCAサイクルをまわし業務継続計画の実効性を高めていくことが望まれるというところだと思います。そうしないと、策定してそのままっていうのが一番まずいわけですよ。特にこのPDCAサイクルっていうのは、非常に古い考え方でして、今はPDCAは古いなんていう論文も出てるようなことも聞きましたけども、古い理論だからこそ、科学技術でいうところの枯れた技術みたいなもので、非常に確定していて、いいところも、悪いところもわかってるというところがあるわけですが、一番肝心なのは、やっぱりシートヘチェックとアクションですね。評価の機会と改善の機会っていわれるものですが、それを行うことにより、危険の元凶となる事柄を特定してリスクアセスメントを行うということで、常に最新の状況に、いわゆるバネみたいにスパイラルアップしていく、そういうことで、この計画自体が洗練されていくんじゃないかと思います。で、このBCPの策定によるメリットの1つにですね、トップの、トップっていうのはこの場合ですと町長ということになるとは思いますけども、被災時の精神的なショックを和らげる。パニックにならないようにする効果っていうのがあるというのをいわれております。災害時っていうのは、通常時なほど冷静な判断ができません。しかしそんな状況でもトップには数多くの、なんて言うんですかね、決めなきゃい

けない事柄ってというのが、どんどん、災害時のほうがトップには多く求められるようになります。で、トップがない場合は優先順位が下にあって、副町長にいたり、その下、どなたの順になるかわかりませんが、そういうことで重大な責任を伴う判断というのが、次から次へ求められるということになります。その場合に、このBCPというものを作成しておけば、いくぶんかでもこのやる手順がわかってるだけショックが和らげられると、こういう効果があるというふうに言われております。

早いですが、最後に町長に質問ですが、今、私申し上げましたそういったBCPの訓練計画あるいはこのBCPの更新計画ですね、最低でも年に1度はこういった訓練をし、その結果を見直してこの計画を見直し改善していくというのをぜひ役場の、設楽町としての行事計画のなかにきちんと盛り込んで、明文化していただきたいと思います。そうしないと、やはりこの計画をたてるのが目的ということになりかねないと思います。そのへん、町長いかがでしょうか。

町長 この業務継続計画、BCPの策定でありますけれども、当然のことながらこうした災害、決してあってはなりませんけれども、そういう災害はいつ、どこで発生するかわからない。そういったことを想定するなかで対応をする。そのための対応策をきちっと整理をしておくということが定められた計画だというふうに認識をしております。そして、この計画を策定していくなかには、いろいろな状況を想定するなかで、特に先ほど課長申し上げたように、住民サイドに立って、まず安全、そしてその対応をどう図っていくか。そうしたことをきちっとまとめていくことは当然のことだというふうに認識をしております。そして言われるように、計画を基にそれを対応していくための準備ということで、日頃から職員、また役場全体、そして地域住民の人たちにも一緒になってこうした対応を図っていけるよう、訓練等も重ねていく必要があるかというふうに思っております。以上。

1 七原 私からの質問は以上です。ありがとうございました。

議長 これで、七原剛君の質問を終わります。

---

議長 次に6番金田文子君の質問を許します。

6 金田 6番金田文子です。3点の質問通告をしております。通告に従い質問いたします。まずはじめに、町長の住民との対話姿勢について問います。先ほど、同僚議員が、住民懇談会の役割・目標について質問いたしました。私の問題意識と共通していると感じています。私の質問通告1では、今後の町のありようを共に考えていただくべき、中核となる若い世代の方々の参加実態について報告いただくよう要請してあります。4地区の懇談会における出席者に占める若者世代の割合と実数はどうだったのでしょうか。

また、懇談会における町長の発言「今後は町民の皆様に我慢していただくこと



ができる。」の示す具体内容を明示いただきたい。どのような根拠で、何を我慢するよう、求めるのですか。我慢しなければならないことを住民の皆様オープンにし深く理解していただくことしか、行政への無関心や単なる批判、あきらめを払拭する途はないと考えます。ともに考えてもらえるならば、行政職員の仕事が徒労、無駄な骨折りになることもないでしょう。

先ほど、やりとりが長い時間あってたくさんお答えになりましたが、そのときに答弁の際にお答えになったこと以上に、何かはまだあるならばつけ足していただきたい。また、落ちていたことがあるならばお答えいただきたいと思います。午前中の答弁でお答えになられたことは、重ねては結構です。

次に、自治体会計の変革期における取り組みの進捗を問います。1つ目は、監査委員が定める監査基準の公表についてです。2020（令和2）年4月からの監査基準は、「監査委員が作る」ことになっています。2019年3月に総務省通知が出され念押しされた形です。監査委員の負担が大きいとも言われています。来年4月からの予算執行を考えると、そろそろ草案ができていなければならない時機ですが、設楽町ではどのような進み具合なのか、監査委員事務局は把握していることと思います。いかがでしょうか。

2つ目は、決算統計資料の公表・開示時期についてです。決算議会で審査する2018（平成30）年度決算について、決算書、決算成果報告書が8月21日に配布されました。膨大な資料作成と年々充実した資料になっていることから、担当職員の真摯な取り組みを認めるところです。審査する議員の立場から申しますと、膨大な内容の精査、経年変化の考察などをするためには、時間がたりません。もっと早く公表してもらいたい、できると考えています。

財政統計資料である「決算状況調査表」や、詳しい説明がある「決算状況調査の検収調書」を、国や県へは早い時期に提出しているのですから、同じときに公表していただきたい。町のお金の使い方は、主役である自治体町民に先に知らせるべきもので、そもそも順序が逆でおかしいことです。次年度からは、せめて、県へ検収調書を提出する時には公開できると思われませんが、いかがでしょうか。

3つ目は、「公共施設等総合管理計画」の個別施設計画の策定体制とスケジュールについて問います。これについても、若干、午前中に触れられていましたので重なることは結構です。個別の施設ごとの計画を策定し、いよいよ実施する時期が近づいています。個別施設計画の策定を急いでいることは承知していますが、住民の納得の上で進めなくてはなりませんから、住民が理解し検討できる十分な材料準備と、合意を得る時間が必要です。先送りすることなく、対策を講じるのは、今を生きている私たち全員の責務です。個別計画の策定体制とスケジュールはどうなっていますか。

最後に、住民一人ひとりに寄り添うキャリア支援、この場合のキャリアは職業・生涯の経歴の意味を使っています。キャリア支援の今後の方針と具体施策を問います。法整備や国の検討会議等により、生きにくさを感じている人たちが、

住み慣れた地域で安心して暮らしていくための支援に、目が向けられる時代になりました。皆がこの町で安心して生活できるようにしていくことは、自治体経営の基本中の基本です。しかしまだ、家族の問題と矮小化して片付ける人があったり、支え合うコミュニティづくりについての機運が未成熟にも見えたりするときだけに、行政の方針や体制が明るい見通しを持てるものであることが重要です。具体的なことで問います。「不登校、引きこもりなど、生きにくさを体験している住民に係る今後の取組みの方針」はどのようなものですか。2つ目は、障がいを持つ児童・生徒に係る学校生活の支援は、教育委員会、教育課をはじめ、関係機関の連携と努力により、よその市町に誇れる支援がされるようになりました。学校外の生活の今後の支援体制のほうはどうでしょうか。「学校外生活の支援体制の方針について」伺います。以上、1回目の質問です。御答弁よろしくお願ひします。

総務課長 それではまず「地区懇談会について」、総務課からお答えします。6月19日から7月18日までの間の8日間で地区懇談会を開催しました。延べ出席者数は、133人、御質問の若者世代の割合ですけれども、年齢別の集計はしておりませんでしたので把握できておりません。ただし、私ですね、全会場に出ておりますので感覚的なことをお答えいたします。20代、30代はほとんどいなかったと思います。60歳以上の方が多く参加されておりました。今後は、若者世代にも参加してもらえよう仕掛けを考えたいと思います。

「今後は町民の皆様にご我慢していただくことができる。」との町長発言について、私の方からお答えさせていただきます。今の設楽町ですけれども、ダム関連事業で多くの事業が行われております。そして、その財源として、補助金以外に県と下流市の負担金あるいは水源基金による助成金が充てられており、少ない町費で各種事業が実施できている状況にあります。設楽ダムが完成いたしまして、関連事業が終了すると、今までのようにはいきません。自主財源の少ない当町では、限られた財源を有効に使いながら、事業を取捨選択して執行していくことになります。現在では、福祉や子育てに比較的手厚いサービスができていると考えておりますけれども、これがいつまでも続けられる保証はありません。周りの動向を見極めながら、将来を見越した財政運営が必要になると考えます。そういった意味を込めて、「今までどおりにはいかない。」「見直しが必要。」といった意味をですね、込めて「我慢しなければならぬ。」という言葉になりました。具体的な内容については、その都度、これからですね、皆さんに必要なに応じて説明していくわけですが、説明をしながら今後の町政運営を進めていきたいと考えております。

続きまして、総務課、監査委員事務局として、次の質問の「監査基準について」をお答えをさせていただきます。監査基準は「監査委員が作る」ことになっている。設楽町ではどのような進捗具合なのか。という御質問です。平成29年6月に地方自治法が改正されまして、32年、令和2年ですね、4月までに監査基準の

策定が義務づけられました。また、その基準は、監査委員が定めること、定めたときは、議会、教育委員会などに通知し、公表するということが義務づけられました。監査基準の策定にあたっては、国から指針が示されており、監査委員の方、それを参考に、来年、令和2年の4月までの策定に向けて検討しています。「負担が大きいという声がある。」ということについては、国から示された指針では、行政リスクの管理について強化ということがされておりまして、今まで以上の監査の強化が求められております。負担は増えますが、その件も含めて監査基準の策定を進めていきます。進捗状況ですけれども、実はまだ検討をはじめたばかりという段階でありますので、御報告いたします。以上です。

財政課長 2番目の質問の「決算統計資料の公表開示時期について」お答えします。決算統計については、一応6月末、毎年6月末に県へ最初の報告をしていますが、その後、ヒアリング、7月から8月上旬にかけて数値の修正等が行われ、県全体でとりまとめた後に国へ報告されます。その後、9月末に速報値が総務省ホームページで公表され、11月に確定値が同様に公表されます。この結果は、公営企業分と合わせて最終的には地方財政白書に編纂されています。また、この確定値を基に翌年3月に総務省が全国の市町村毎の決算カードという形でその概要を公表し、町のほうではそれを受けて3月末までに、そのカードをわかりやすくした財政状況資料集を作成しホームページで公表しています。ちなみに決算統計については、年間の決算状況ですので、調査表や検収調書、関係する資料は膨大なものとなり、近隣市町村でも時期を問わず公表している自治体は見当たりません。このように決算統計事務については、町だけではなく、県及び国が協働して事務を行っており、単に県に報告して終了という事務ではありません。県を経由して国が集計・編集した資料を基に最終的に財政状況資料というわかりやすい形で公表するため、一定期間を要しているのが実態です。

町としましては、毎年度の決算審査のための決算書の付属資料として決算成果報告書を作成していますが、その前半部分であくまで任意の資料として、決算統計の一部の数値を記載しています。議員御指摘の検討日数がたりないということですが、県の修正等のスケジュールを考えると、この時期での作成が限度となります。こうした仕組み・状況であることを御理解していただきたいと思っております。なお、決算統計数値は修正等があるとはいえ、大きな変動は基本的にありませんので、決算書の配布前でも、財政課において、その時点、その時点で、ただし一応6月7月以降になると思っておりますけれども、状況は説明しますので、重ねて御理解をお願いします。

続いて、3番目の公共施設等総合管理計画、この際、以下全体計画といたしますが、これについて説明いたします。と個別計画について説明いたします。全体計画については、平成28年度に策定済みで、御質問のとおり令和2年度末までに全体計画に基づいた施設毎の個別計画の策定を行う必要があります。

この個別計画については、施設一つひとつについて具体的な対応方針を定める

必要があり、方針を定めるにあたっては町民の意見や要望を可能な限り反映させたものとなるよう調整を図る必要がありますので、ある程度の時間が必要となります。こうしたことから策定の体制としましては、役場全体で取組む必要があること、策定について職員の知識や経験が少ないことから専門業者への委託により進めていくことが妥当と判断し、全体計画策定時同様、その費用を当初予算で計上しました。業務委託については、すでに6月下旬に契約を締結し、体制整備と今後の進め方等についてアドバイスをいただきながら業務に取りかかっております。それから、役場全体で取組むということでは、全体計画の策定時に設置した「設楽町公共施設等総合管理計画策定委員会」に準じ、副町長、教育長及び各所属長を構成員とした「策定委員会」を設置しました。今後はこの委員会において、施設を所管する各課の検討内容の調整・集約を行うとともに、施設ごとの維持管理や更新等に関する具体的方向性の決定に向けた検討を行っていくこととなります。なお、委託業者もこの委員会に出席していただき、進捗管理とともに方向性の決定等に関し、他の市町村の事例等のアドバイスをお願いする予定です。

次に、スケジュールとしましては、すでに8月下旬に第1回の策定委員会を開催しています。今後の全体の予定としましては、本年度と来年度の2年間で策定することとしています。

本年度は、最初にまず年内をめどとして対象施設の維持的経費のコスト情報や利用状況を精査し、これらの情報を基礎としつつ各施設の公共性や代替性の有無を検討、各施設の対応方針、具体的には長寿命化するのか、地区に移譲するのか、統廃合するのか等の方向性の素案を作成する予定です。続いて来年3月末までをめどに住民の皆さんにこの素案を説明し、意見・要望等を伺う機会を設ける予定です。

その後は、来年度になりますけれども、住民説明会の意見を尊重しつつ、町の行財政運営上の中・長期的観点を見据えた政策的判断を行い、9月頃をめどとして各施設の具体的な方針や取組み内容を定めた最終計画を策定します。その際、「町営住宅ストック総合計画」など他に計画がある施設は、当該計画と整合した内容となります。そして、最終的に計画の公表については、10月以降を予定しています。以上です。

6 金田 時系列をお話になったんですけど、どんどんどんどんスピードを上げて話されているので、何をいつやったのか全くわかりませんので、もう1回はっきりと。何月に何をというのをはっきりと答弁してください。

財政課長 すみません。どういうことかもう一度。時系列という、事項列というのは。

6 金田 個別施設計画のスケジュールについて、すごい早いスピードでおっしゃいましたので、何をどういうふうにするのかわかりませんでしたので、ゆっくりきちっとお話くださいってことです。

財政課長 スケジュールです。先ほども申しましたように、個別計画を策定するにあ

たっては、全体の予定としては今年度と来年度の2ヶ年で策定することとしております。で、今年度は12月までをめどに対象施設の維持的経費のコスト情報や利用状況を精査して、これらの状況を基礎としつつ各施設の公共性や代替性の有無を検討し、各施設の対応方針、具体的には長寿命化するのか、地区に移譲するのか、統廃合するのか等の素案を作成する。が、12月までです。で、一応その素案を作成して、当然、若干の調整が必要になりますけども、それから当初予算の時期にも重なりますので、うちの都合で申し訳ないのですけども、早ければ来年の3月、要は年度内をめどにこの素案を住民の皆さんに説明します。で、そこで御意見や御要望等を伺うと、予定しております。で、そのとりまとめにも時間がかかりますし、年度が切り替わりますので、そのあとは来年度になりますけども、住民説明会の御要望等をまとめて、それプラス町の方針、政策的判断を加えて、9月頃をめどに最終的な計画を策定します。で、その計画が一応OKであろうということであれば、最終的には計画を10月以降に公表する予定です。以上です。

教育課長 続きまして、大きな3番、「住民一人ひとりに寄り添うキャリア支援の今後の方針と具体施策を問う」というところについて回答させていただきます。教育委員会からは、学校教育・学校生活の観点にて回答させていただきます。議員の御質問のうち「不登校」関連についてですが、設楽町教育大綱では「いじめ・不登校防止体制の強化」を重点項目に掲げております。迅速な対応に留意し、いじめの兆候が見られれば各校早急に調査を行い、本人への指導や保護者への連絡対応など、少しでも早くその芽を摘み取るよう丁寧かつ慎重に対処しております。いじめに限らずさまざまな事情により休みがちな児童生徒に対しましては、定期的な家庭訪問などにより状況を把握するとともに、直接の対話等にて改善に取り組んでおります。いずれも教育委員会と各校との連携が不可欠ですので、毎月開催の校長会等によりつぶさに情報共有するとともに対応を協議しております。

ちなみに、昨日の話なんですけど、9月の校長会を開催させていただきました。夏休み期間中とかですね、2学期初日の状況などにつき詳細な報告をいただいております。そのなかでもですね、1学期に休みがちだった生徒さんが元気に登校してきたといったような報告もございました。気になる事象の際には、これとは別に校長が直接教育委員会を訪れてですね、協議・調整をするといったような場合もありますけれども、これらを含め日々のこうした連携により円滑に進めさせていただいております。

さまざまな個性とかですね、特性を持たれる児童生徒さんがみえるなか、教育委員会、学校としましては、よりきめ細やかな対応が必要ですので、指導・運営体制や学校施設など、ソフト・ハード両面の整備・改善により適切な支援を行いながら、「一人ひとり丁寧に」と「みんな一緒に学ぶことができる」といった、この両方をですね高次元で実現できますよう、ひいては家庭や地域とも密に連携しまして共生社会の中で全ての方が暮らしやすい社会となるよう、その理念の中で取り組んでおります。以上でございます。

保健福祉センター所長 保健センターでの取組みについてお答えいたします。保健センターの今年度の取組みは、ひきこもりの人や家族の居場所と社会参加のきっかけづくりとして「ひきこもりの人と家族の集い」を9月と3月に開催します。また、ひきこもりの理解のための教室の開催も予定しております。当事者や家族が、当たり前のこととして支援を受けることができる雰囲気や環境をつくるためには、地域全体がひきこもりやその支援についての理解をし、応援することが大事であることから、普及啓発の機会と合わせ、継続して「集い」の事業を行っていきます。また、ひきこもりの多くが、発達障害などの特性を持ち合わせているという報告もありますので、関係各課と連携し、乳幼児期から適切な支援につなげ、将来を見据えた支援体制づくりが必要と考えています。以上です。

町民課長 町民課のほうから、「生きにくさを体験している住民とか、障がいを持った児童・生徒さんの関係について」、総括としてお答えしたいと思います。不登校、引きこもり等の「生きにくさ」は、若者の発達に影響を及ぼす経済や文化・価値観等の社会的背景や若者の発達を規定する学校・家族・地域等の社会システムの変容の中で深刻になっているものといわれております。高等学校を卒業するまでの子供たちについては、令和2年1月6日開設予定の「子育て世代包括支援センター」において、保健センター、教育委員会、町民課が一体となってサポートいたします。

議員御指摘のように「地域の支え合い」の機運の高まりがとても大切であり、これにはまず、身近な住民の「気づき」が重要であると考えます。これによって、心の悩みを抱える住民を拾い上げ、認知症の人や要援護高齢者への対策と同様に、民生委員や保健師をはじめとする関係役場職員による早い段階でのアウトリサーチ、訪問活動ですね、や見守り体制につなげる取組みを進めます。

それから、障がいをもつ児童・生徒に係る学校外生活につきましては、引き続き新城市にある児童発達支援施設や放課後等デイサービスへの通所支援を継続するとともに、町内における放課後等デイサービス事業開設の可能性について公営、民営の両面から検討します。この場合、障害者福祉のノウハウを持つ名倉福祉村との連携が大切であり、施設活用の協力等について相談したいと考えております。

子供たちへのキャリア支援については、御本人はもちろんのこと、親御さん方の御意見・御意向に十分耳を傾け、自助、互助、共助、公助の原則に則り、役場として何を支援すべきか検討いたします。

子供たちが大人になったときの就労等の問題については、先ほど加藤議員の質問でお答えしましたとおり、就労支援プロジェクト会議等において、その時からではなく、今現在から子供たちの未来のための体制整備を進めていきます。やはりこの場合も、「子育て世代包括支援センター」の役割が重要であり、開設後は、こまめな相談・支援体制を構築していきます。以上です。

6 金田 それでは、御答弁していただいたことをちょっと確認していきます。まず、

若者世代の懇談会の参加実態はあまりにも少ない状態なので、対策を工夫していくというふうに聞こえました。それでよろしいですね。対策については具体的にお考えでしょうか。それを、再質問でお聞きしたいと思います。

それから、町長さんにお尋ねしたいんですが、一番最後まで結構ですけども、町長さんが「我慢してもらわなくてはならない」という、最大の根拠は財政状況がひっ迫していくことでしょうか。そのところをお願いします。

それから、決算の監査基準については、今取りかかったところなので、鋭意努力をしていくということで了解しました。

決算統計資料の公開については、設楽町で担当の方が詳しく結果を報告して、それに基づいて決算統計資料が総務省のホームページに掲載されるので、それから私たちも決算カードなどを調査することができるんですが、決算カード等にまとまって出るよりも先に、町でちゃんと一番設楽町のことをよくわかっている職員の方が県へ検収調書などを提出しますよね。そこには非常に県の方が読み取る力がないのかしらないけども、ものすごい詳しくいろいろなことが説明されているはずですよ。ですから、それを県の人たちに出せるなら町民や議会にも出せるでしょうという意味で、決算の成果報告書みたいなこういう立派なものにまとめるってそういう意味ではなくて、統計の基になる資料について、県と同じ時期に出してください。できるじゃないですか。うちの役場の職員の財政課の皆さんならできるじゃないかっていうふうに思いますが、重ねて早い時期の公開をお願いしたいということ、これについてももう一度伺います。

それから、個別施設計画の策定のスケジュールについては、非常に担当の人が大変悩んだと思うし、だって担当が1年ごとに替わっちゃったんですもん。3年間同じ人とか、同じチームでやれたならまだしも、1年ごとに担当が替わっちゃったんですから、そりゃあいくらなんでも、いくら能力が高い職員でもお気の毒すぎます。おまけに固定資産台帳とかもものすごい膨大な量の資料を作成しなくてはならなかったんで、コンサルに頼まなくちゃしょうがないってこともよくわかりますので、今回はコンサルをお願いするっていいことだと思うんですが、今、小さな自治体あるいは市部でも問題になっているんですが、コンサルがあまりにも発達して専門業者に頼むあまりに、自治体職員の力量が落ちてしまった。昔の職員よりも、自分たちで処理することができなくなっちゃった。力が落ちちゃったってことが問題点として指摘されているということ、よその市町の議員さんからも聞いておりますが、そういう懸念があるといけなないので、今回は仕方がないとしても、また次年度から、最初のものを作ったとしても、また次年度、翌々年度っていうふうに、少しずつの手を入れていくことがあり、5年くらい経ったらまた大きく手を入れていくことがあると思うのですが、そういうときには、自前でできるようなふうに、人事をすとか、プロジェクトチームを作るとか、そういうことについてのお考えを持っていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

それから、まだこれから住民説明をして個別計画を作っていくわけですから、どういう対策を講じたらこれくらい費用負担が軽くなるよとかいうことは、まだまだ示せないと思うんですが、現実には個別の施設計画の策定のもとになるその前の大もとの公共施設等総合管理計画を、これはもう総務省のページにも全国の市町村で全部一覧表になって載ってるんですけども、うちが公表している数字は、30年後には人口が50%減になると。公共施設の耐用年数で更新していくための費用は40年間で328億円ですと。ここまでは書いてあることですが、単純に計算すると、年平均8.2億円かかりますね。そうすると、現在ですら5億円強ですから、人口が2千数百人となる30年後は到底まかなえませんので、もうすでに公表されていることで私らは調べようとすれば具体的にこのようにわかるんですが、住民の皆さんは、まったくそんなこと今まで、特に生活に必要でもなかったし、役場に任せとけばいいと思っていたところ、突然我慢することがいっぱい増えるっていうことでは納得できないと思うし、今までうちの町、うちの村、うちの字にあったものがなくなっちゃったり、人がおらんくなっちゃったのに「区で管理しろ」なんて言っても「困るわ」ってなるのが現実だと思いますので、そこらへん対策の効果を示すことや、それから住民の皆さんの納得の上でできるような合意して、縮小するなり、複合するなり、どういう対策を講じるかっていうことについて納得していただけるような説明まで、今のお話だともものすごい時間がないような気がしたんですけど、そここのところ重要なところだと思うんですが、そこのお考えをもう一度確認します。特に住民の納得を得るために、十分な資料準備をし、プレゼン能力もやっぱり職員の方も、話し方とか皆さんの熱意が伝わるとか、どのくらい問題なんだよってことがはっきりわかるとかって、そういうプレゼン能力も必要になってくると思うので、そこらへんの対応についてお伺いします。

それから最後に、引きこもりや不登校のことについても、1月に開設される「子育て世帯包括支援センター」に非常に期待していますし、具体的に保健センターなどをお訪ねしても、連携をとって、町民課や教育委員会とすごく連携をとって一人ひとりに寄り添って考えてくださること、よくわかります。親御さんから、親のグループっていうか、親のグループの話し合いなんかのときも、ほんとにほっとしたお顔で話されているところに出会ったりしますので、大変認めるところですが、これからとっても重要な、一番自治体の一番基本中の基本のことだと思いますので、よりいっそう具体的に進めていただきたいというふうに思います。8050、80、50問題。高齢世代の親が実は不登校とか、小中学生とか高校生ではなくて、長い時間の引きこもりとか、実際家の中ばっかりにいるわけじゃないんですが、自分の気に入ったときは出てくとか、自分のなんか、自分の中のルールに従っては部屋からは出るっていう、そういうようなことがあるんですが、現実には、設楽町は非常に高齢化が進んでいる地域なので、8050問題の実態も深刻な事例があるんじゃないかと。こんだけ世の中で騒がれてるときですから、具体的には、



私は障害をお持ちの方の保護者の方としか具体的な御相談はしていないのですが、8050問題の実態はどうかと思いますので、そのへんの事例についてとか、深刻な事例はありませんか。対策はどうですかというようにことをお聞きしたいと思います。

それから、さっき話しましたように、障害者のもうだいぶ年齢の高い障害者のお母さんからの相談ですが、仕事一応してるんだけど、とても職場の皆さんにばかにされているような気持ちになっちゃうと、本人ね、ほんとはどうかかわらないですが、そういつてなかなか就労が続きそうもない、このまま我慢させていいんだろうかっていうような、そういうようなこと御相談いただきましたので、専門の方につないだほうがいいと思ひまして、専門の窓口をちょっとお尋ねしたら、県へ、「県がそれ担当してるから県へどうぞ」って言われたんですが、ちょっとそのお母さんが県の窓口に行って相談するっていうのはなかなかしんどいことだなと、年齢もいつてきたし、しんどいことだなと思うので、なんかつなぐ相談窓口っていうか、この役場とか保健センターのほうに、実際全ての専門機関の人たちの能力を皆が身につけるのは大変ですが、そこまでつなげるような、うまいこと「安気に相談できたじゃんね」って、「親身になって聞いてくれたじゃんね」っていうような窓口の設置は急務ではないかっていうように思うのですが、そのへんはいかがでしょうか。

町長 町長にという話でしたので、私から、冒頭の一番最初に再質問していただいた住民の人たちに説明のなかで、「これから「我慢してもらわなくてはならん」ということも起こりうりますよ」というお話なんですけど、指摘をされたとおりですね、今後これからは、今以上に財政状況というのは大変厳しい、厳しいというのは今のダム事業、先ほどもお話申し上げとりますけど、今計画どおり進めておる財源を裏付けとしたこうした公共投資、こうした事業が終わっていくと、その向こうにはやはり財政状況、同じような財源として確保することは難しい状況が出てくるということで、本来そうした特別なダム施策でない、原点に戻ったときの状況を勘案すると、やはり財政的にもそれに見合う財源しかないよと。ということであれば、皆さんに不自由をきたすようなことがあるかもわからん。これはあるようなことを、私が「なりますよ」ということを言うんでなくて、そういう状況にもなりうる状況があるということ、また皆さんにもわかっておっていただきたいということ、それと同時にハード事業ですとか、そういったような諸々の新しい事業というものは、やはりこれからは起こしにくい状況にもなると。そして一方では従来から進めております諸々の施策の制度、こうしたものに後退するようなことがないように、なんとか継続していく方法も、これから我々も行政として責任持って考えていく。そうした意識を高めていきたいと、こういう思いを込めてお話を申し上げたということでございます。以上です。

総務課長 一番最初にいただきました若者が少ない対策をとということなんですけれども、なかなかです、いろいろやったり考えたりするんですが、じゃあ曜日を

変えれば、時間を変えれば、若者出てきてくれるかということ、そうでもないな。じゃあ何をすれば出てきてもらえるかなっていうところで、今後ちょっと検討をしていく必要があるかなと思います。ぜひですね、皆さんというか、議員の方々も、そういった「こういうのがいいんじゃない。」という御提案がありましたら、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

町民課長 8050 の関係ですけれども、実際に町民課としてはそのような事例を数件聞いておりますし、なかには障害者の子を持つお子さんを軽度の認知症のお母さんが面倒見ているとか、そういう事例もあります。で、ほんとに困っている事例も結構見受けられるんですが、そういった障害の関係ですと、社会福祉協議会とか、あと名倉の福祉村にある生活サポートセンターっていうところあるんですけど、そちらに障害者の支援相談員が1名ずつおまして、個々の事例について定期的に町民課のほうにも報告をいただいて、一緒になって支えるような体制をとっています。で、ほんとにその1つの事例としては、引きこもりが長く続いていたんですが、相談支援員さんとかのいろいろな活動の中で、訪問介護とか訪問看護を取り入れることによって、少しずつその心を開いていただいて、ある程度改善の傾向がみられるっていうのが、最近なって報告をいただいていますので、やっぱりこまめに支えていくっていうか、見守っていくっていうのがとても大事だと思ってます。ですので、周知の仕方が悪いとは思いますが、なんかそういうことがあったら、例えば町民課でもいいですし、保健センターもいいし、社会福祉協議会でも、そういう窓口ありますので、御相談いただければすぐに協力体制とってですね、ケース会議とか開催して、支援したいと思っておりますので、そこらへんの相談しやすいような環境づくりのために、まずそういったどこに相談すればいいのかなっていうことを周知できるようなことを、例えばホームページだとか、広報だとか、そういったものを使って、早急にやらなければいけないと思っております。

財政課長 まず決算統計とか決算状況の件ですけれども、やはり決算統計の書類を作るだけでも結構な日数かかります。さらにそれに、それをまた加工してわかりやすいものを出すというのは、時間的に非常に厳しいというのが実態ですので、あくまでも現在ある決算統計の帳票だとか検収調書について、それを公表するということはちょっと現実的には厳しい。ですので、もし時間がたりないということであれば、前もって来ていただければ説明はいたします。公表するというのは、なかなか先ほど言いましたように、よその町村でこれを出しているところはありませんので、事前に。というか、そもそもなじまないっていうようなものであるというふうに感じております。

それから公共施設の管理計画のことですけれども、確かに職員のほうに負担はかかります。が、そのへんは毎年度引き継ぎでちゃんとやってもらおうというのが大前提ですし、体制づくりにつきましても、役場のほうで副町長を頭とする委員会を設置しております。で、当然、その委員会にかけるにあたって、各担当の意見

を吸い上げて各課長さんは、それを諮るわけですし、各課長さんもそれぞれ各担当職員にバックしてこうなったよってということをお伝えするわけですので、ちゃんとした連携体制をとれておりますので、新たなプロジェクトチームというのはちょっと今のところは想定できませんけれども、今ある策定委員会を最大限活用してやっていきたいと思っております。で、町民に対する説明なんですけれども、先ほどちょっと説明不足でしたけれども、一度素案を作って、こういう素案を作りましたということで説明させていただきます。で、いろんな御意見、要望あると思いますけども、それをまとめて、もう一回こういうのを、こういう考えでどうでしょうかと、一応2度の予定をしております。場合によっては、施設によっては3回、4回という可能性はあると思いますけども、そういうことを説明をします。で、当然、説明に際しては、わかりやすく言うとともに、具体的に、あまり細かいことを言ってもわからないと思うので、わかりやすくなおかつ数値を、根拠をしっかりと示した説明をしてもらって、わかりやすく、納得してもらおうということをお前提にしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

6 金田 皆さん、一生懸命取組んでいこうという気持ちはあられることはよくわかります。ですが、なんでも机上で悩んでいると、時間ばかりたって、「あれもだめだ。」「これもだめだ。」となっちゃうので、災害のときの情報と同じで、からでもいいので若者に意見を言ってもらえるような何かアイデアが出たら、とにかくやってみる。とにかく課長さんじゃなくても、平の、皆がしゃべりいいような職員の人でいいのでやってみるというような、行動するっていうことをまず気をつけていかないといけないなっていうふうに、日頃のコミュニティの活動などでも思ひます。

それから、財政の見通し、中長期計画のことを午前中にも相当言われましてけれども、材料がないと、見通す材料がないとはとても思ひません。例えば、さっき言った検収調書などを出すときの決算カードを見れば類似団体とかもありますよね。うちの場合は、今2、0かなんかだったと思うけど、もう5,000人割ったので、今度1のほうにいくと思ひますので、類似団体もあるし、そうしたら基準財政需要額もわかるし、というようなことがあるので、まったく材料がないとは思ひないということと、この間配ってもらったこれには、決算成果報告書の31ページには、「性質別歳出における一般財源充当額の状況」という新しいページができて、去年までなかったと思うんですが、で、ここに財源構成の帯グラフがすごい出てて、ちゃんと出てて、一目瞭然で努力すべき分野のところがすごいわかります。で、これで見ると、やっぱり人件費とか、物件費、補助費のところはどうしても努力しにゃあいかんところだと思ひんですが、最後にお願ひをして確認をしておきたいと思ひます。特に、物件費、補助費の中で、福祉系のことは切らないでほしいと思ひます。子供たち少人数なので、少人数だからこそ、いろんな補助できるじゃないですか。大きな町だったら億もかかっちゃうのでできない。

そこを設楽町の強みとして残しておいてほしいと思います。で、補助費とか物件費の中には、町民直接我慢するんじゃないくて、先ほどのコンサルの委託料とか、そういう外注するものにお金がたくさんいっていると思うので、そのへんのところもきちんと検討していただいて、福祉系のことは切らないで、そして財政の健全化に努めていただきたいと思います。いかがでしょうか。財政課長、どうですか。

議長 文子君、時間ですので。質問終わります。これで金田文子君の質問を終わります。

---

議長 次に11番 高森陽一郎君の質問を許します。

11 高森 失礼します。議長のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。口に大きな入れ歯が入ってなかなか発音しにくいので、見苦しい、聞き苦しいのをお許してください。私の質問は1点でございます。表題「名倉地区発電事業について」です。6月議会前の全員協議会で簡単な説明のあった名倉地区における太陽光発電建設の決定の経緯と契約内容及び名倉地区住民への周知、住民説明会のありようについて説明を求める。

1「民有地ではなく名倉の丸織の広い空き地に建設決定となった経緯はどのようなのか。」、2「町として公式に太陽光発電を推進していないのになぜ突然建設が始まったのか。」、3「契約内容はどのような内容なのか。」、4「大規模な開発、しかも民間企業による町有地の指定管理によらない事業に使用貸借を認めたこの決定はどこが行ったものか説明を求める。」、5「町有地の使用貸借、売買には議会への報告ないし承認または議決を必要と考えるべきだが適切に処理されているといえるかどうか。」です。具体的に質問させていただきます。

1「民有地ではなく名倉の丸織の広い空き地に建設決定となった経緯はどのようなのか。」、設楽町は飯田市のように再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例を平成25年に制定し積極的に太陽光発電を推進しているわけでもないのに、いきなり民有地を飛び越えて丸織の土地に決まったのはどういう理由によるものなのか。あるいは担当課が事前に丸織の土地の発電希望事業所の公募を行っていた事実があるのかどうか。納得のいく説明を願いたい。

件名2「町として公式に太陽光発電を推進していないのになぜ突然建設が始まったのか。」です。要旨、昨年の名倉地区敬老会のあとで名倉地区区長会長から、丸織の土地を遊ばしておくのは知恵がない。太陽光発電に貸して金儲けして、その収入を地域のために自由に使えるようにした方がいいから会長の承諾がほしいと有力者から催促されたが、区長会は地元の土地財産を使って発電事業を経営する組織ではないので了承できない旨返事をしておいたと話があり、まあ妥当な線ではないかと思っていれば、この3月の名倉財産区の例会で、太陽光関連の2社が現地で建設中の事業の説明に来訪されて名倉小学校にも災害時用の発電設

備を寄贈するという話をして帰られたと伝えられており、正直驚いております。誰が建設を承認したのか。

3「契約内容はどのような内容か。」、このデイトナという会社は7月の町長の名倉地区懇談会でオートバイの会社だという説明があり、本業とは別のベンチャービジネスとして事業推進をしているものと思われるが、何年契約で賃借料がいくらで、事業更新あるいは廃止の時の建造物の撤去等に関する取り決めはどのようなになっているのか。また、財産貸付に関して田原市の議会だよりにあった認定こども園事業で学校法人に6,586㎡を30年間無償で貸し付けている事例がNo.72、7月号に掲載してありました。山下政良市長提出、議案第61号、件名「財産の無償貸付けについて」となっております。もちろん議決案件であり、全員承認であります。議決は前回の議会で済んでいるという案件です。財産の無償貸し付けと30年の長期にわたる貸し付けにつき、田原市財務規則第157条及び借地借家法（事業用借地権等）第23条に基づき議会対応がなされている。非常に明快であります。契約内容の説明を求めます。

4「大規模な開発、しかも民間企業による町有地の指定管理によらない事業に使用貸借を認めたこの決定はどこが行ったものか説明を求めます。」、町有財産の運用、処分について、設楽町でも当然、条例、規則があるはずで、案件の処理に関してどのような法的処理がなされたのか、担当部署の説明を求めます。町長部局で決定という話を小耳に挟んだが、そういう名称で呼ばれている部署があるのかどうか、お尋ねします。

5「町有地の使用貸借、売買には議会への報告ないし承認または議決を必要と考えるべきだが適切に処理されているといえるのかどうか。」、田原市の案件のように、大企業を抱えた自治体は法治主義を貫かないと行政が機能不全に陥ることになり、風通しのよい行政が求められることは必然の理でもあります。他方、設楽町のように、町長の個人としての経営手腕の間われる自治体では、特定の関係者以外に情報が流れにくくなる傾向が散見されます。適切に処理されているとするならばその根拠を示していただきたい。以上で1回目の質問を終わります。

総務課長 それでは総務課から、太陽光発電施設建設までの経緯についてお答えします。太陽光発電施設の建設要望については、正式な申出ではありませんでしたが、昨年度あたりから少し耳に入ってきました。正式な町有地の借用願として、平成31年1月の4日付で、事業者から申請書の提出がありました。町はこれに対して内容を確認いたしまして、再生可能エネルギー特別措置法に基づく事業計画の認定を条件に、1月7日付で貸与を承認いたしました。3月13日に、経済産業省から事業者に対し、再生可能エネルギー発電事業計画の認定通知がありました。これを受けまして、本年4月1日に土地貸借契約を事業者と締結いたしました。設楽町では、平成25年に策定いたしました「設楽町省エネルギー及び再生可能エネルギー基本条例」があります。ここでは、「エネルギーの安定的かつ適切な供給の確保及びエネルギーの供給に係る環境への負荷の低減を図り、

地域社会の持続的な発展に寄与する」、こういったことを目的と定めております。議員は「太陽光発電を推進しているわけではない」という見解をおっしゃいましたけれども、設楽町としては再生可能エネルギーの活用には、前向きに対応する姿勢であると理解しております。公募を行ったかという点についてお答えいたします。事業者からの申請に基づき契約を行ったものでありまして、公募は行っておりません。

2番目にあります「誰が建設を承認したか。」であります。まず、現地が奥まった土地であり、景観的にも目につきにくい土地であること。それから、普通財産として所有しており、過去に、食彩フェスタの駐車場として利用したことがありましたが、近年は活用実績がないこと。もう1点は、遊休土地であり、それを活用して収入が見込まれること。この、以上3点から、普通財産の管理担当であります総務課で内容を審査し、町として土地の貸与と施設建設の承認を行っております。

3番目の御質問、「契約内容について」です。使用の面積については、7,781㎡、貸借の期間です。電力売電を開始した日から20年間としております。賃貸借料ですけれども、年間金額で793,656円、㎡あたり8.5円になります。事業の更新については、別途協議することとなっております。廃止の時の撤去に関しては、契約終了後は相手方負担で原状復帰という契約内容になっております。質問のなかに、田原市の事例の報告がありました。私も確認いたしましたけれども、議員おっしゃった田原市財務規則ですけれども、150条から169条まで削除という形になっておりまして、157条は内容が確認できませんでした。また、借地借家法の23条は、事業用借地権に関する条項でありまして、議会議決とは関係ございません。田原市の場合は、地方自治法の第96条にあります「議会の議決事項」の中にですね、第1項第6号で「適正な対価なくして貸し付ける場合は、議決が必要」という条項があります。もう1点ですね、同法の第238条第2項では「条例又は議決によらなければ、適正な対価なくして貸し付けてはならない」と定められております。これを適用しまして議決を行ったものと理解できます。無償貸与ということで、適正な対価ではありませんので、議決をしているということです。設楽町の場合は、有料での普通財産の貸付でありまして、地方自治法第238条の5に「普通財産は、これを貸し付けることができる」という条文があります。これに基づき行っているものです。この場合は、議会の承認は必要とされていません。

4番目の質問でいただきました「町長部局」という名の部署はございません。一般的な話ですけれども、町長が指揮監督権を持つ課室を総じてそのような呼び方を、我々しております。議会や教育委員会は、指揮命令権が別でありますので、これには含まれておりません。町有の普通財産の管理を所管している総務課が起案いたしまして、設楽町として認めたという形になります。先ほど説明いたしましたが、普通財産の貸し付けには、適正な対価での貸し付けには議会の承認は必

要ありません。契約により貸借し、「設楽町行政財産特別使用に係る使用料条例」に準じて使用料を決定しております。

5番目の質問で、「適正に処理されていると言えるのか。」という点です。これは今まで説明してきておりますけれども、地方自治法に基づき処理しているもので、適正に処理されていると考えております。

なお、今回の案件については、契約後になってしまいましたけれども、4月の区長会で名倉地区の区長に、5月に名倉学園環境整備協議会、これはですね、名倉地区の区長、それから名倉の財産区管理委員会、名倉地区の議員、名倉小学校の校長・教頭・父母教師会長、それから名倉保育園長で構成しておりますが、ここに5月です。それから6月の議会の行政報告で議会に報告をさせていただきましたので、これを申し添えます。以上です。

- 11 高森 ただいま非常に具体的な説明、ありがとうございました。名倉地区では、過去3回大規模開発に近いような、そういう案件がきております。1つは宝珠会という宗教団体の参入。これは名大関係の先生方からクレームが入って、地元有力者が立ち上がってストップしました。もう1つは、今新城で問題になってます田中商事という産廃業者の参入。これも、やはり地元有力者が動きました。それでもう1つは、ドクターストップがかかった風車ですね。こうして、これらは全て非常に隠密に行われたんですが、今回は全く違法性のない、そういう立派な事業ですので、これも少し前回の7月、8月と、名倉地区町長地区懇談会なんかのときにですね、説明くださると、1、2、3、4だかその他という、そういう項目があったんですが、その他で実は名倉地区でこういう事業が行われているって、そういう説明してくださればそれで十分済んだと思うんですが、いっさいそういう説明がスルーになっちゃって、なんかできあがっているなって、そういう、地元の人がびっくりしたような、そういう内容になってしまったので、とりあえず、こういう公の場でその内容を確認して、それで事業が正当に行われているということ、やっぱり地元の住民に知ってほしいという、そういう案件で、私が質問しました。ですから、もし最初の第1回は、私と元議長が質問しましたが、2回目は私はもう1回質問したんですが、あのときに実は参加者は、ある程度丁寧な説明を望んでいたんですけど、ちょっとしょうがない、参加して質問ただけで終わってしまったので、具体的なその計画の概要が皆さんわからずに帰ってしまったという経緯があります。ですから、私がほんとは一般質問をするんじゃなくて、地区懇談会で、町長が現在のこの地区別のそういう事業の内容をきちっと説明していただくと、案外すんなりと皆が理解した。というのは、これからいろんな産廃が出てきて、それを処理するためのいろんな事業が設楽町に入ってきます。そのときに、こういう1つの秩序を作って、次は太陽光、次はバイオマス発電とか、そういうのが出てきますので、1つのこれ道しるべとなるのは、そういう事業にしてほしいと思いますので、そういう点で、もしもう一度こういう事業が起きるでしたら、産業課長、もう1回こういうふうな手順に関してですね、

地域の説明会をきちっと持っていただくと、そういうふうなひとつの第一歩の入り方を約束していただけないでしょうか。

総務課長 いろいろなケースがあると思いますので、早めの情報提供に心がけてまいります。以上です。

11 高森 失礼しました。それから、こういうすばらしい事業がこれから地域にどんどん入ってくる可能性がありますので、そのときは、きちっと住民の了解を得て、特に、やっぱり出しにくいときもあると思うのですね。実際問題。だけど、出す勇気がその住民の心を変える。勇気を持って動き出す。そこがやはり、私たち、もちろん議員もそうですが、役場の担当部署のトップの方が誠実にやっていけば、そのハートは通じますので、そういう意味で、これをいいモデルにして名倉地区のこれからの開発に取り組んでほしいと思いますので、町長いかがですか、一言。町長いかがですか、今後名倉地区に関しての開発とか導入に関して一言お願いします。

町長 こうしてですね、今回の場合は町有地の利用についてこうした申請、それに対応するというので、お聞きしていただいたように法手続き等、そういったことをきちっとそれに準じて進めておる、そういう事業事案です。今言われるようにですね、町内で新しい事業展開が起きる、またそういう話がある。また持ち上がってきた段階で、やはりこれは町民の皆さん方がそういうことの情報もきちっと聞いていただくなかでですね、我々はこうした事業展開を進めるというのは原則だというふうに思っております。何も秘密主義でやろうなんていうことは、これっぽっちも考えたこともありませんし、これからのそういったことはきちっと皆さんにお知らせするなかで、こうしたことを進めてまいります。いろいろ受け止め方でですね、合理的でない、納得のできない部分、そうしたものとするとするならば、そこに対してもきちっと説明をしながらですね、進めていくのが原則だと思っておりますので、そのように進めてまいります。

11 高森 議員必携では、あやまち、お詫びとか謝って御礼言っちゃあいかんって言いました。ありがとうございます。御礼言っておきます。とにかくモデルケースとして、こういう事業をきちっと情報を開示して、住民の納得のもとに進めていただく。それを大前提として頑張ってください。以上、終わります。

議長 これで高森陽一郎君の質問を終わります。

お諮りをします。休憩をとりたいと思いますが御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは14時50分まで休憩といたします。

休憩 午後2時38分

再開 午後2時49分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。日程第6、報告第8号「平成30年度健全化判断比率及び資金不足比率について」を議題とします。本案について、説明を求めます。



副町長 報告第8号「平成30年度健全化判断比率及び資金不足比率について」、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、8月6日両比率について監査委員の審査に付し、別添の意見書をつけて議会へ報告するものであります。第1の健全化判断比率については、財政状況の健全化を客観的に判断するものとして、法律に基づき4つの財政指標が定められ、下段括弧内に記載する数値は政令で定める早期健全化基準数値でいずれの比率とも下回っています。実質赤字比率は、一般会計と町営バス、つぐ診療所の特別会計をあわせた3会計が該当し、連結実質赤字比率は一般会計と財産区を除く特別会計が連結対象で、それぞれ赤字の程度を指標化するものですが、いずれの会計とも実質収支に赤字はありませんので算定数値はなく「-」で表示しています。実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金を標準財政規模で除して算出し、算定数値は平成28年度から30年度までの3ヶ年の平均値は7.7%で、前年度の8.9%より下がっており、基準数値を大きく下回っています。前年度より元利償還金が104,000千円減ったことによるものであります。将来負担比率は、現在抱えている借入金等の大きさを標準財政規模で除したもので、平成27年度から継続して算定数値はありません。

次に、第2の資金不足比率については、公益料の資金不足を事業規模と比較して指標化するものですが、簡易水道、農業集落排水及び公共下水道の3特別会計が該当しますが、いずれも資金不足はありませんので算定数値はなく、「-」で表示しています。以上であります。

議長 次に、監査委員の御意見を、黒柳さんをお願いをいたします。

代表監査委員 失礼します。まず最初に、平成30年度財政健全化審査意見書を読み上げたいと思います。1つ目、審査の概要についてですが、この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、令和元年8月6日火曜日に実施しました。

2 総合意見、(1)「総合意見」、審査に付された次の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。(2)「個別意見」、ア「実質赤字比率について」、早期健全化基準は15.0%及び財政再生基準は20.0%であるが、平成30年度の実質赤字額はありません。イ「連結実質赤字比率について」、早期健全化基準は20.0%及び財政再生基準は30.0%であるが、平成30年度の連結実質赤字額はありません。ウ「実質公債費率について」、平成30年度の実質公債費率は7.7%となっており、早期健全化基準の25.0%及び財政再生基準の35.0%と比較すると、それを下回っています。エ「将来負担比率について」、早期健全化基準は350.0%であるが、平成30年度の将来負担比率は算定されていません。(3)「是正改善を要する事項」、指摘すべき事項は、特にありません。

続いて、平成30年度公営企業会計経営健全化審査意見書を読み上げます。1

「審査の概要」ですが、この公営企業会計経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、令和元年8月6日火曜日に実施しました。

2「審査の結果」、(1)「総合所見」、審査に付された次の資金不足比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。先ほど副町長さんからありました、特別会計の名称3点のものです。(2)「個別意見」、ア「簡易水道等特別会計資金不足比率について」、経営健全化基準は20.0%であるが、平成30年度の資金不足額はありません。イ「農業集落排水特別会計資金不足比率について」、経営健全化基準は20.0%であるが、平成30年度の資金不足額はありません。ウ「公共下水道特別会計資金不足比率について」、経営健全化基準は20.0%であるが、平成30年度の資金不足額はありません。

(3)「是正改善を要する事項」、指摘すべき事項は、特にありません。以上報告終わります。

議長 ただいま、報告の説明と監査委員の審査意見の報告がありました。質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。報告第8号は終わりました。

---

議長 日程第7、同意第4号「設楽町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 同意第4号「設楽町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、次の者を設楽町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めます。候補者、後藤太延さんであります。本議案は、後藤委員の任期が令和元年11月9日で満了しますが、教育行政に関する経験と高い識見を有する方ありますので、引き続き教育委員会委員として任命するため、議会へ同意案件を提出するものであります。なお、任期は当該法律第5条第1項の規定に基づき、令和元年11月10日から4年間あります。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。同意第4号の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。同意第4号の採決をします。採決は起立によって行います。本案に同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。同意第4号は、同意することに決定をいたしました。

---

議長 日程第8、承認第5号「専決処分の承認について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 承認第5号「専決処分の承認について」、地方自治法第179条第1項の規定により別紙専決処分書のとおり、本年7月1日に令和元年度設楽町一般会計補正予算（第3号）を専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、議会へ報告し承認を求めるものであります。今回のプレミアム付商品券事業につきましては、5月の議会臨時会において一般会計補正予算第1号でお認めいただきましたが、利用者の利便性を考慮して東三河全市町村において使用期限を当初予定の2月末から年度末まで延長することに伴い、商工会による商品券の換金事務の年度内完了が困難となりましたので、地方自治法第213条第1項の規定により繰越明許費として予算に定める必要が生じたので専決処分したものであります。補正内容は、一般会計補正予算（第3号）の第1条として、第1表繰越明許費28,305千円を新規計上するものであります。なお、予算現額に増減はございません。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。承認第5号の質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。承認第5号の採決をします。

採決は起立によって行います。本案を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。承認第5号は、承認されました。

---

議長 日程第9、議案第51号「町道路線の認定について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第51号「町道路線の認定について」、令和元年8月9日付で国土交通省設楽ダム工事事務所長から下記に記載する路線について、設楽町町道採択条例第9条の規定に基づき町道採択申請書が提出されましたので、道路法第8条第2項の規定により、新たに町道路線として認定するため議会の議決を求めるものであります。議案及び別添の位置図をごらんください。該当する路線及び内容としましては、県道小松田口線において設楽ダム建設工事に係る大型工事車両を通行可能にするため、国において狭小箇所を仮設で橋梁を整備されましたが、今回公道として一般交通の用に供する道路とするため、川向字東貝津2番3を起点とし、

川向字南ヶ岳 2 番 63 を終点とする延長 45.9m、平均路面幅員 8 m の小松田口線を新たな町道として認定するものであります。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第 51 号の質疑を行います。質疑はありますか。

5 金田 橋を使えることになるということは、大変便利なことでいいと思いますが、現道といいますか、認定されれば旧道は取扱いはどうなるのでしょうか。

建設課長 旧道部分につきましては、現道の県道の小松田口線としてそのまま使用します。今回お願いしています仮設部分は、町道として認定をしていただきまして、道路といたしましては県道から町道に入って、また県道へ行くというような流れになるかと思っております。以上です。

議長 ほかにありませんか。

10 田中 これが認定されますと、小松田口線が複数できるということですか。

建設課長 名称としては、町道の小松田口線ということで今回付けさせていただきました。県道の田口小松線というのは現在ありますので、県道と町道という形で路線名は同じですけども、頭に県道、町道つきますので、見わけはつくかと思っております、このような名前にしております。以上です。

議長 ほかに質疑ありますか。

(なし)

議長 質疑を終わります。議案第 51 号を総務建設委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 51 号を総務建設委員会に付託します。

議長 日程第 10、議案第 52 号「設楽町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 52 号「設楽町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について」、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出するものであります。本議案は、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正され、本年 11 月 5 日から旧氏を住民票及び印鑑登録証に併記することが可能となることから、本条例において旧氏に係る印鑑の登録に関する事項、印鑑登録証明書に関する事項等について所要の改正を行うものであります。なお、条例の施行期日は国の事務処理要領の実施期日である令和元年 11 月 5 日であります。改正の詳細については、町民課長から説明します。

町民課長 今回の改正は、社会において旧姓を使用しながら活動する女性が増加しているなかで、さまざまな活動の場面で旧姓を使用しやすくするといったことで、この改正がなされております。では、新旧対照表のほうごらんください。ページ

1/4 となっている部分ですが、ここの第5条第2項第1号をごらんください。ここで新しく「氏名、氏、名」の後に「旧氏」をここに表記追加しております。

次に、次のページをごらんください。こちらのほうでも、上から3行目のところで「氏名」の次に「旧氏」をここで追加しております。それから、第6条の第3項をごらんください。新のほうで見ますと、下から2行目に「該当旧氏」ということが追加されております。それから、同じく第5号をごらんください。旧のほうでは「男女の別」とありますが、今回この「男女の別」というものを削除するものであります。以下は、特に字句の訂正になっておりますので、今回は先ほど副町長が説明申し上げましたとおり、旧氏を印鑑証明のほうに追加する内容となっております。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第52号の質疑を行います。質疑はありますか。

11 高森 すみません。1/4 ページの一番最初の第2条の2番目の42年なんとかというところに「本町の住民」と「本町が備える住民」この差はなんですか。

町民課長 これは単なる字句の訂正だけでありまして、特に大きな意味はございません。法律とかですね、施行規則だとか、そちらのほうでもこのような改正があるもんですから、単なる字句を「備える」というのを、なんちゅうのかな、丁寧に加えただけという内容です。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 これで質疑を終わります。議案第52号を文教厚生委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第52号を文教厚生委員会に付託します。

---

議長 日程第11、議案第53号「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴う関係条例の整備に関する条例について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第53号「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴う関係条例の整備に関する条例について」、地方自治法第96条第1項の規定により別紙のとおり提出するものであります。本議案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布により、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項、その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るものであります。よって今回の改正により、成年被後見人等を資格、職種、業務等から一律に排除

するのでなく、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、それぞれ資格等に必要な能力の有無を判断することになります。この一括整備法において、地方公務員法も改正されたことより、地方公務員法第 16 条の欠格条項から成年被後見人等は職員になることや、または競争試験もしくは選考を受けることができないとする規定が削除されたことに基づきまして、地方公務員法第 28 条第 4 項においても、成年被後見人等に該当した場合、「その職を失う」とする規定から削除されたことにより、関係する以下の 3 条例について非常勤特別職である消防団員を含め所要の改正を一括で行うものであります。条例の施行期日は、一括整備法と同日の令和元年の 12 月 14 日であります。改正の詳細については、総務課長から説明します。

総務課長 それでは説明させていただきます。新旧対照表をごらんいただきたいと思えます。このなかで見ていきますと、変更になっている点については「法第 16 条第 1 項に該当して法第 28 条第 4 項の規定により失職し」というような表現が削除になっているという部分が、同じ内容とする部分が何ヶ所も出てまいります。では、ちょっと若干説明をいたします。関連して地方公務員法が改正になっておるわけですけれども、この 16 条第 1 項というのは、成年被後見人または被保佐人という号になっております。で、16 条では、次の各号に該当するものは、「競争試験若しくは選考を受けることができない。」。まず、成年被後見人または被保佐人は試験を受けられないという内容になっています。で、この部分が削られました。成年被後見人または被保佐人という項が削除になっております。ですので、受けれるようになったという。それに関連して 28 条ですけれども、その 16 条に該当するに至ったときはその職を失うというふうに、28 条では規定をされております。ということで、試験も受けれるし途中でそういう状態になっても職を失うことはない、という内容の改正になっております。で、新旧対照表のほうに戻っていただくと、表現が若干全般的に違う部分もありますけれども、言っている内容は全て同じです。そういう関連する条項がなくなっているという、そういうことですのでよろしく申し上げます。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第 53 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

11 高森 職員がどのような状況で、その成年後見あるいはその、これを予定しているのはたぶん禁治産、準禁治産だと思うんですけど、そういうふうな状況になる例はどういうことでしょうか。認知症とか、なんでしょうか、この、こういう地位に入るっていう。

総務課長 以前はそういう名前と呼ばれていた時期ありましたけれども、現在は成年被後見人または被保佐人という言葉になっております。で、内容としては、いろんな状態もあろうかと思えますけれども、精神的な原因によって判断がつかない。判断ができない。例えば契約した場合に、その契約が有効でないとみなされるような状態になった場合をいいます。以上です。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 これで質疑を終わります。議案第 53 号を総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 53 号を総務建設委員会に付託します。

---

議長 日程第 12、議案第 54 号「設楽町保育料の徴収に関する条例の一部を改正する条例について」と日程第 13、議案第 55 号「設楽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を一括議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 54 号及び第 55 号は本年 10 月からの幼児教育・保育の無償化に伴う条例改正でありますので、一括で説明させていただきます。地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、それぞれ別紙のとおり提出するものであります。

議案第 54 号「設楽町保育料の徴収に関する条例の一部を改正する条例について」、本議案は全ての満 3 歳以上児及び 3 歳未満児のうち、階層区分 2 の町民税非課税世帯の有償児童について保育料を徴収しないため、別表「保育料基準額表」を改正するものであります。

議案第 55 号「設楽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、本議案は関係法令の一部改正に伴い、内閣府令、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正において、特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が追加され、令和元年 5 月 31 日に公布されたことにより、本条例において所要の改正を行うものであります。改正の主な事項は、第 1 に内閣府令にあわせて題名及び目次の改正、第 2 に食事の提供に要する費用の取扱いの変更、第 3 に内閣府令で定める基準の新設であります。

施行期日は、2 議案とも国の保育の無償化とする令和元年 10 月 1 日です。詳細は、町民課長から説明します。

町民課長 それではまず、議案第 54 号のほうからお願いします。これも新旧対照表のほうをお願いします。6 ページにわたっておりまして、別表の保育料基準額表の改正です。基準額表のうち、3 歳以上児と 3 歳未満児の町民税非課税世帯の部分の基準額を 0 円とする内容になっております。ということで、6 ページ中 1 を見ていただきますと、3 歳児未満の町民税非課税世帯というところのみ、今回金額が表示されるといった内容の改正であります。第 54 号議案については以上であります。

次に、第 55 号議案です。こちらのほうも新旧対照表をお願いします。かなりのボリュームになっておりますけども、よろしくお願いします。こちら新旧対照

表のほう、39 ページ中 1 ページをごらんください。こちらのほうでまず題名を改めるということで、従来の条例の名称に「並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」というものが新たに加わっております。特定子ども・子育て支援施設というのは、いわゆる放課後児童クラブとか一時預かり事業とか病児保育事業とか、通常の保育園で行うもの以外の子育ての支援に関するものを新たに追加するといったことで、題名がこのように変更されるものです。で、以下、2 ページ以降なんですけども、例えば「支給認定」という文言を「教育・保育給付認定」ということで、用語を改めるものがずっと続いております。実際に、今回の保育の無料化に関しましては、8/39 ページをごらんください。こちら 13 条があるんですけども、13 条の 3 段目のところを見ていただきますと、「教育・保育給付認定保護者(満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」ということになっておりまして、ここで 3 歳未満児の認定保護者に限るということで、この部分については保育料を現行どおりいただいて、それ以外は保育料はないといった規定になっております。次が 10/39 ページをお願いします。ここでは食事の提供に要する費用に関しての規定になっております。で、3 号のアを見ていただきますと、「次の 1 号又は 2 号に掲げる満 3 歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ 1 号、2 号に定める金額未満であるものに対する副食の提供」ということで、1 号のほうはこれ幼稚園です。法第 19 条第 1 項第 1 号というのは、1 号認定といわれているもので、これは幼稚園に係るものです。2 号のほうは 2 号認定、法第 19 条第 1 項第 2 号ということで、これ 2 号認定で、保育園に係るものになっております。で、さきの上の方の 3 号にありますけども、「食事の提供に要する費用(次に掲げるものを除く。)に要する費用」ということで、このような規定になっております。で、次の 11/39 ページ見ていただきますと、こちらの 1 号のほうも幼稚園の関係の規定で、2 号のほうは保育園です。ここでは年収 360 万円未満相当世帯、それでもう 1 つ所得階層にかかわらず、第 3 子以降の子供については副食費はとらないという規定であります。以降、とんでいただきまして、21/39 ページをお願いします。ここで「第 3 節特定地域型保育事業の運営に関する基準」となっております。この「特定地域型保育事業」というのは、小規模保育、利用定員が 6 人以上 19 人以下、それと家庭的保育、利用定員が 5 人以下、それから居宅訪問型保育、利用定員が 1 人というものに関しての規定がここに規定されておるわけなんですけども、設楽町においては該当はありませんので、こういうものが例えば民間でできたときのために改正するものでありまして、直接該当はありません。ずっととんでいただきまして、新たに追加された部分です。冒頭でいいました題名を変えた部分に係るものですが、33/39 ページ、うしろのほうになるんですけども、ここを見ていただくと、「第 2 章特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」ということで、これを新設されるものであります。とりあえず、



今の設楽町の運用のほうでは、こちらはまだちょっと該当をするものがないので、今後該当する施設については検討をさせていただくというものでありまして、とりあえずは新設で、このようなものを追加する内容となっております。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑は1件ごとに行います。議案第54号「設楽町保育料の徴収に関する条例の一部を改正する条例について」の質疑を行います。質疑はありませんか。

10 田中 保育料基準徴収表ですけど、3歳以上は無料になって、つまりこの表でいうと右半分は0円になります。で、もう集めないんだから、3歳児以上に対しては基準徴収表がなくてもいいわけですよ。それをあえて0円として、このような形式で残すのはどういう意味があるのでしょうか。

町民課長 すみません。0円ですので、確かに残す必要はないと思うんですが、とりあえず国から示された準則でこのような表記にさせていただいております。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 ないようですので質疑を終わります。議案第54号を文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第54号を文教厚生委員会に付託します。

---

議長 議案第55号「設楽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。議案第55号を文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第55号を文教厚生委員会に付託します。

---

議長 日程第14、議案第56号「設楽町農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例及び設楽町農業集落排水処理施設等分担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例について」と日程第15、議案第57号「設楽町簡易水道事業給水条例及び設楽町簡易水道事業分担金条例の一部を改正する条例について」を一括議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第56号及び第57号は、本年10月1日から施行される消費税8%から10%への引上げに伴い、農業集落排水処理施設及び簡易水道の関係条例における

使用料と分担金にかかる消費税率を改正するもので、地方自治法第96条第1項の規定により別紙のとおり提出するものであります。議案第56号「設楽町農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例及び設楽町農業集落排水処理施設等分担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例について」、具体的な改正内容としましては、第1条の使用料については、条例第12条中別表第2に定める額に加算する額について算出するための消費税率を「100分の8」から「100分の10」に改めるもので、第2条の分担金については、条例第5条中別表に定める額に乗ずる消費税率を「100分の108」から「100分の110」に改めるものであります。

議案第57号「設楽町簡易水道事業給水条例及び設楽町簡易水道事業分担金条例の一部を改正する条例について」、改正内容としましては、第1条の水道料金及び第2条の分担金については、いずれも条例中の表及び規定で定める額に乗ずる消費税率を「100分の8」から「100分の10」に改めるものであります。また、第1条の給水条例の第26条の表においては、水道料金を算出するための用途の区分を変更する改正であります。施行期日は2議案とも令和元年10月1日であります。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑は1件ごとに行います。議案第56号「設楽町農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例及び設楽町農業集落排水処理施設等分担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例について」の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。議案第56号を文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第56号を文教厚生委員会に付託します。

---

議長 議案第57号「設楽町簡易水道事業給水条例及び設楽町簡易水道事業分担金条例の一部を改正する条例について」の質疑を行います。質疑はありますか。

3加藤 すみません。先ほどの条例もそうだったんですが、ここに、一番最初のところが条例第何号というのは、これ後ほど入るといふふうに理解してよろしいのでしょうか。

総務課長 ここに入る番号はですね、令和元年の10月1日施行ということで、これ施行するというのを、今度公布するんですけども、公布の段階で順番に番号が入っていきます。なので今は空欄でなってます。

3加藤 了解しました。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 これでは質疑を終わります。議案第 57 号を文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 57 号を文教厚生委員会に付託します。

---

議長 日程第 16、議案第 58 号「工事請負契約の締結について」から日程第 18、議案第 60 号「工事請負契約の締結について」までの 3 議案を一括議題とします。本案について提案の理由を説明を求めます。

副町長 それでは、議案第 58 号から 60 号までの「工事請負契約の締結について」の 3 議案を一括して説明します。本年度の簡易水道配水管更新工事の請負契約の締結については、設楽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の 50,000 千円以上の工事契約に該当するため、事後審査型一般競争入札により、それぞれの落札者と仮契約を締結しましたので、本契約の締結にあたり議会の議決を求めるものであります。それぞれ入札にかかる参考資料を添付してありますのでごらんください。議案第 58 号「工事請負契約の締結について」、本議案の簡易水道配水管更新工事(R1-1)については、8 月 22 日に 3 社による電子入札の結果、工事請負金額を 138,050 千円として、落札者のカネハチ建設株式会社と仮契約を締結しました。なお、入札の執行状況は税抜き 126,980 千円の予定価格に対し、落札価格は税抜き 125,500 千円で、落札率は 98.83%であります。3 件の工事につきましては、震災時に飲料水を安定供給するため、いずれも老朽化した配水管を耐震管に更新する工事で、水源地域対策措置法に基づく事業であります。この事業については、施工位置図で示すとおり、国道 257 号沿いの設楽警察署南の信号から三菱UFJ 銀行前までを更新区間として施工し、管路の総延長は 1,117.9m であります。

続きまして、議案第 59 号「工事請負契約の締結について」、本議案の簡易水道配水管更新工事(R1-2)については、8 月 22 日 4 社による電子入札の結果、工事請負金額を 108,240 千円として、落札者の株式会社遠山建設と仮契約を締結しました。入札の執行状況は税抜き 99,880 千円の予定価格に対し、落札価格は税抜き 98,400 千円で、落札率は 98.52%であります。工事概要につきましては、議案第 58 号と同様の配水管更新工事で、国道 257 号沿いの上原地内から設楽警察署南の信号までを更新区間として施工し、管路の総延長は 1,224.7m であります。

続きまして、議案第 60 号「工事請負契約の締結について」、本議案の簡易水道配水管更新工事(R1-3)については、8 月 22 日に 4 社による電子入札の結果、工事請負金額を 81,290 千円として、落札者の設楽建設株式会社と仮契約を締結したものであります。入札の執行状況は税抜き 75,110 千円の予定価格に対し、落札価格は税抜き 73,900 千円で、落札率は 98.39%であります。工事概要につきましては、町道井戸入小西谷下線のほかの配水管更新工事で、設楽中学校グラウン

ド横から役場前までを更新区間として、管路の総延長は1,152.1mであります。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑は1件ごとに行います。議案第58号「工事請負契約の締結について」の質疑を行います。質疑はありませんか。

2 原田 この工事請負契約の締結については特に意見があるものではありませんけれども、水道管を入れると同時に下水道管も入れていくという状況だと思うんですけども、下水道管が入らないと工事ができないというふうに思うんですけども、そのへんの締結の状況はどうなってるのか教えていただきたいなと思います。

生活課長 議員御指摘のとおり、昨年度もそうでしたが、同じ施工箇所を水道で掘ってまた下水で掘ってということ、なるべく住民に負担をかけないように、同時期に両施設の更新、下水については新設をやるという計画でおりますので、この、水道の、先に締結させてもらっておりますが、すでに県のほうで発注して同地域を発注しとるところもありますし、町のほうで50,000千円以下の金額で発注しているものありますので、今、議員お尋ねのとおり水道と下水と、昨年同様に、同時期に、同じ施工区間を施工するように調整しております。以上です。

議長 ほかにありませんか。

10 田中 議会はこういう工事請負契約について議決するわけですが、議決機関への説明でありますので、もう少しわかりやすい資料をお願いしたい。特にですね、この地図ですね、ぱっと見ただけでよくわからないんで、できれば工事箇所はカラーにしてもらって出していただくと非常にわかりやすい。

で、もう1点は、Rというのはどういう意味。R1-1、R1-2、R1-3と、これはどういう意味ですか。

生活課長 資料については、総務課と調整しながら、今後、議員さんたちにわかりやすい資料ということでカラーが必要であればカラーも検討して、資料とさせていただきますので、よろしくをお願いします。

それから、工事のR1というのは、令和元年です。令和元年の1本目の工事、令和元年の2本目の工事、令和元年の3本目の工事ということで、R1-1、R1-2、R1-3ということで付けさせていただきました。以上です。

9 山口 1つお尋ねいたしますけど、この257の配水管と上下水道管の布設ですけど、以前からここ、安神散の前から警察署まで、極端にいうと旧役場までですけど、歩道が全然傾斜になってて車椅子また足の悪い、電気自動車っていうんですか、がほとんど通れなく、普通の健常者でも斜めに歩くという現況は、もう土木にも言ってますけど、この配水管の移設のときに利便性図って平らにしていきたいという要望をいただいて、夏目元議員が「私が言って、やってきましたですぐ直ります。」なんて新聞にも載ったことがあると思いますけど、あれからもう4、5年経ってますけど、いよいよ本格工事になりましたので、そのへんの調節は、建設課と国のほうとうまく調節ができておりますでしょうか。

建設課長 今、山口議員からお話ありました件につきましては、私たちも承知してお

りまして、県のほうと調整を今やっております。水道、下水が終わりましたら、あの部分の舗装の打ち替えという計画がダム関連事業ということで入っておりますので、そのなかで歩道部分の横断勾配の具合の悪いとこの調整もしてくということで、今県のほうで検討をさせていただいている最中でございます。

9 山口 国道と普通の側溝ですか、高低差がきっと 30 cm くらいあると思うんですよ。削っちゃうか、段子つけるか、どっちかになるかと思うんですけど、大変な工事になると思いますので、そのへん綿密な調整をされながら、利便性のいい国道改造をしていただきたいと思うんですけど、そのへんよろしく願いいたします。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 ないようですので、これで質疑を終わります。議案第 58 号を文教厚生委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 よろしいですか。異議なしと認めます。議案第 58 号を文教厚生委員会に付託します。

---

議長 議案第 59 号「工事請負契約の締結について」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 よろしいですか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。議案第 59 号を文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 59 号を文教厚生委員会に付託します。

---

議長 議案第 60 号「工事請負契約の締結について」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。議案第 60 号を文教厚生委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 60 号を文教厚生委員会に付託します。

---

議長 日程第 19、議案第 61 号「令和元年度設楽町一般会計補正予算（第 4 号）」から日程第 24、議案第 66 号「令和元年度設楽町津具財産区特別会計補正予算（第 1 号）」までの 6 議案を一括議題とします。本案についての説明を求めます。

副町長 それでは、議案第 61 号から第 66 号までの一般会計及び 5 特別会計の補正内容について、一括で説明させていただきます。議案第 61 号「令和元年度設楽町一般会計補正予算（第 4 号）」について説明します。今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ 68,142 千円を追加し予算総額を 7,226,703 千円とするものであります。第 2 条の繰越明許費については、3 ページの第 2 表をお開きください。道路橋梁費の町道笹平奴田小松線改良事業は、のちほど歳出補正でも説明しますが、本町道改良工事区域内の大量の家庭ごみ等処理に時間を要し、工事の発注時期が遅くなり、年度内完了が見込まれないことから 70,000 千円を繰越明許費の限度額として、本議会の議決を経て次年度に繰り越して執行するため提出するものであります。第 3 条の地方債の補正につきましては、4 ページの第 3 表地方債補正における臨時財政対策債については、本年度の額の確定により当初予算より 35,327 千円を減額し 91,149 千円を起債限度額とする補正であります。今回の補正は、一般会計、簡易水道、つく診療所特別会計において、人件費補正を計上してはいますが、主に本年 4 月の職員人事異動に伴う給与補正でありますので、詳細な説明は省略させていただきます。なお、例年同様、8 月 7 日に人事院から給与改定の勧告が出されましたので、秋に開催予定の臨時国会で給与法案が結審され次第、所要の条例改正及び給与の補正予算を上程させていただきますので、御承知おきをよろしく申し上げます。

それでは歳出から説明しますが、補正予算に関する説明書 12、13 ページをお開きください。2 款総務費 5 項 1 目統計費は、初めての全国家計構造調査に係る県委託金の交付内示額が 1,023,404 円と示されましたので、当初予算額に不足する額を補正予算として計上するものであります。1 節統計調査員報酬は、指導員及び調査員による基本調査及び簡易調査の基準単価で積算しますと 690,880 円となり 441 千円の増額補正です。8 節報償費は、24 調査世帯への基本調査及び簡易調査に係る記入者報償費で、それぞれ県から示された所定の単価で、新規に 158 千円追加する補正であります。11 節需用費は交付内示額との調整額です。3 款民生費 1 項 2 目障害者福祉費は、平成 30 年度障害者自立支援給付費等負担金、障害者医療費負担金等の実績額の確定に基づき、超過交付分の国庫支出金等を過年度分返還金として 2,735 千円新規計上するものです。7 目国民健康保険費は、特別会計の人件費補正に係る職員給与等の操出金補正であります。14、15 ページ、2 項児童福祉費 2 目保育園費は、本年 10 月の国の保育料無償化に伴う措置によるもので、11 節需用費の賄材料費は、従来各保育園で処理していた主食費を一般会計の処理に変更することにより、公立 3 保育園の園児及び職員の主食費分に係る費用を追加するものです。19 節保育所給食費補助金は、3 歳以上児及び 3 歳未満児のうち町民税非課税世帯保育料が無償化となりましたが、これまで保育料に含まれていた副食費は国の無償化の対象外であるので、議会全員協議会で説明しましたように、本来、低所得者家庭及び一人親家庭を除く各保護者から徴収するところではありますが、10 月以降は主食費のみ徴収し、副食費は全額町が補助する

ために新規に計上したものであります。また、民間保育所の田口宝保育園に対しましても、副食費の全額を給食費補助金として交付しますので、民間保育所措置費から同額の648千円を減額し振り替える補正であります。17 ページ4 款衛生費 1 項保健衛生費 3 目つぐ診療所費は、特別会計の人件費補正に係る操出金の追加補正です。6 目簡易水道費は、特別会計の人件費補正 1,853 千円の減額と導水管移設工事及び配水管更新工事に要する費用 49,500 千円の財源として 47,647 千円を増額する補正であります。19 ページ5 款農林水産業費 1 項 1 目農業委員会費は、農業振興地域整備計画の基礎調査に関するアンケート調査の通信費を計上するものであります。2 目農業振興費の 19 節負担金、補助及び交付金の山間地営農等振興事業補助金は、名倉高原生産組合の五平餅成形機設置に係る補助金で、県補助金に町補助金分を加算して新規に 13,751 千円を計上し、産地パワーアップ事業は、国制度の事業実施を見送り、県制度のあいち型産地パワーアップ事業として、水稻育苗ハウスへ転換したことから、それぞれ明確に予算管理をする観点から国の制度分を全額減額し、県制度の補助金として新規に 4,856 千円計上する補正であります。2 項林業費 2 目林業振興費の 8 節鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業報償は、県内各地における豚コレラの発生によりウイルスの拡散抑制のため、愛知県における野生イノシシの捕獲強化の取り組みとして、有害捕獲されたイノシシに対し、従来の国の交付金 7 千円のほか、1 頭 13 千円として、350 頭を全額愛知県負担として新たに上乘せして交付する補正であります。なお、この補助金については、4 月 1 日に遡及して適用されるようです。21 ページ3 目林道事業費は、7 月の梅雨前線豪雨被害に関する補正予算として、11 節の一般修繕費は、3 路線の舗装路面陥没や 8 路線の路肩決壊に対応するため、所要額 2,000 千円を計上するものです。14 節重機借上料は、路面の洗掘被害、倒木処理、崩土除去に要する費用として追加補正であります。15 節工事請負費は、林道油戸 2 号線の既設護岸の決壊に対応するため、護岸復旧工事として林道改良工事費を追加する補正です。6 款商工費 1 項 2 目観光費の 19 節観光協会補助金は、観光協会ホームページのアクセス数をよりいっそう伸ばし、情報発信力を高めるため、特集記事の作成等による機能充実に要する費用として補助金を 416 千円増額するものであります。23 ページ7 款土木費 2 項 2 目道路維持費の 12 節廃棄物処分手数料は、町道笹平奴田小松線工事实施区域内に大量の家庭ごみ等が散乱していることから、撤去しなければ工事に支障が生じるため処分手数料を新たに計上するものです。25 ページ3 項河川土木費 1 目河川総務費は、名倉地内の横萩川河岸崩落に対し、需用費へ 4,000 千円流用し緊急復旧修繕を実施したため、当初予算の護岸復旧工事田代川に係る予算の不足分 4,000 千円を計上する補正であります。4 項住宅費 1 目住宅費は、本年の設楽町空家対策協議会において、特定空家に認定された 3 件の危険空家の解体に対する補助金を新規に計上するものであります。制度内容は、解体工事費に 3 分の 2 の補助率を乗じて、上限は 500 千円であります。今回は、清崎 1 件、名倉 2 件に対して補助するものであります。26、27 ページ9 款教育費 1

項2目事務局費の13節スクールバス運行業務委託料は、町営バス宇連長江線を利用している児童が路線バス経路から外れている区域に居住しており、バス停まで保護者が送迎するなどの負担がかかっていますので、町営バス運行形態の検討にあわせて、該当児童の居住地をスクールバス経路として試行運行するため、業務委託として315千円を計上する補正であります。続いて、備品購入費から2項1目の小学校管理費5項3目学校給食調理場費までの補正内容についてまとめて説明します。まずもって、お詫びを申し上げなければならないことでありまして、昨年12月議会の補正予算により、調理場の停電対策として単相式の発電機を5台購入しましたが、所有する冷凍冷蔵庫三相式との規格不一致により適合せず、非常時に稼働できないという事態が発覚しました。職員の基本的な知識不足や甘さ、慎重さに欠けた取組みから生じた規格不一致という結果を招き、再度購入するということに対しまして、誠に申し訳ありませんでした。今後は、より厳密かつ的確な物品の精査に努めるとともに、無駄のない予算執行を図ってまいりますので、御理解をよろしくお願いします。以上のことから、適正な停電対策を再度図るため、田口共同調理場、津具共同調理場及び名倉小において適合する三相単相発電機を3台設置し、非常時に備えるため補正するものであります。なお、今回の買換えにより、昨年買って残った単相式発電機3台は、各小中学校における非常時用または避難所等の停電対策として、有効活用できるように転用し、配備します。次に小学校管理費及び学校給食調理場費の11節一般修繕費は、上記の機器の運用に際しましては、調理場外で発電時と接続可能な状態となるよう、電灯盤、動力盤の改修が不可欠であることを認識したことから、5ヶ所の調理場の電灯盤、動力盤を改修するため、それぞれ修繕費を補正するものであります。小学校管理費は清嶺小、名倉小、田峯小で、学校給食調理場は田口、津具の共同調理場であります。

続きまして、歳入について説明しますので、説明書4ページ、5ページをお開きください。11款地方交付税1項1目1節地方交付税の普通交付税は、本年度の交付額が確定したため、当初予算との差額を増額する補正であります。16款県支出金2項県補助金1目総務費県補助金1節市町村振興事業費補助金は、チャレンジ枠として設楽ダムカレー作成推進事業の内示があったため1,175千円を追加する補正です。4目農林水産業費県補助金2節農業振興費補助金は、歳出で説明しましたように、五平餅成形機の山間地営農等振興事業補助金として8,823千円を新規計上し、産地パワーアップ事業補助金は、国制度から県制度に転換したことに伴い国の分を皆減し、県制度の分2,428千円を新規計上したものです。4節林業振興費補助金は、豚コレラ対策に係る野生イノシシ捕獲のための鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業補助金として、イノシシ350頭の捕獲に要する上乗せ費用の全額を県補助金として新規計上するものであります。3項県委託金1目総務費県委託金5節統計費委託金は、全国家計構造調査委託金の交付内示に伴う増額補正です。19款繰入金2項基金繰入金4目1節財政調整基金繰入金は、歳出額の



68,142千円の増額補正はあるものの、普通交付税及び繰越金の大幅な増、臨時財政対策債の35,327千円の減などによる歳入歳出補正額の調整額であります。20款繰越金1項1目1節繰越金は、前年度決算額の確定に伴い当初予算額との差額を増額補正するものであります。21款諸収入4項雑入4目雑入10節保育園費収入は、園児の主食費を直接町が徴収することにより、職員給食代を新たに創設する5目給食事業収入に収納科目を振り替えることにより、全額を減額する補正です。14節農業振興費収入は、本町も出えん金を出している公益社団法人魚アラ処理公社が清算事務を進めたところ、残余財産が発生し、出えん金額に応じて構成団体に対して残余財産寄附金を執行することになったので、新規に206千円を計上するものです。5目給食事業収入は、本年10月からの保育の無償化に伴い副食費は徴収せず町が全額負担するものの、主食費については従来どおり保護者が負担し、町が直接徴収する方法に変更するもので、この目の内訳は3公立保育園の10月以降における園児の主食費と副食費及び保育士、調理員の10月以降の主食分と年間の副食費分であります。なお、園児の副食費分は、全額が歳出補正による町保育所給食費補助金であります。22款町債3項1目1節臨時財政対策債は、国による発行限度額が確定したため、当初予算額との差額を減額補正するものであります。

続きまして、議案第62号「令和元年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」について説明します。今回の補正予算は、歳入歳出額にそれぞれ2,289千円を追加し、予算総額を544,890千円とするものであります。補正予算に関する説明書、歳出ですが6、7ページをお開きください。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費の2節給料は、異動した職員の人件費の減額補正です。8款基金積立金1項1目基金積立金は、前年度の決算繰越金が当初予算額を上回っていますので、その差額を新規に国民健康保険運営基金へ積立てる補正であります。

続きまして、歳入について4ページ、5ページをお願いします。7款繰入金1項1目一般会計繰入金の2節職員給与等繰入金は、職員の人事異動に係る人件費の減額補正であります。8款繰越金1項1目繰越金の1節前年度繰越金は、決算による実質収支額の確定により、当初予算計上額を上回る額を補正するものであります。

続きまして、議案第63号「令和元年度設楽町簡易水道特別会計補正予算(第1号)」について説明します。今回の補正は、歳入歳出額にそれぞれ47,647千円を追加し、予算総額を1,043,109千円とするものであります。第2条の繰越明許費については、3ページの第2表をお開きください。施設整備費の導水管移設工事は、付替県道設楽根羽線を中心とした導水管移設工事において、ダム工事事務所との公共補償調整に不測の日時を要したため、工事発注に遅れが生じ、年度内完了が困難になったことにより181,500千円を繰越明許費の限度額として、今議会の議決を経て次年度へ繰り越して執行するものであります。歳出から説明しますので、補正予算に関する説明書4ページ、5ページをお開きください。1款総務

費 1 項 1 目総務管理費の 2 節給料は、職員の人事異動に伴う人件費補正です。2 款事業費 2 項 2 目施設整備費の 15 節工事請負費は、導水管移設工事 22,000 千円と前年度繰越明許費に係る配水管更新工事の追加に要する費用 27,500 千円の補正であります。

続きまして、歳入について説明します。4 ページ、5 ページをお願いします。5 款繰入金 1 項 1 目 1 節の一般会計繰入金は、歳出の職員人件費及び配水管等更新工事費の補正財源として、一般会計から繰り入れる補正であります。

続きまして、議案第 64 号「令和元年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第 1 号）」について説明します。今回の補正は、歳入歳出それぞれ 596 千円を追加し、総額を 96,887 千円とするものであります。歳出から説明しますので、説明書 6 ページ、7 ページをお開きください。1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費の 3 節職員手当等は、住居移転に伴う通勤手当の増額補正です。

続きまして、歳入、4 ページ、5 ページをお願いします。3 款繰入金 1 項 1 目 1 節一般会計繰入金は、歳出補正の通勤手当の増額に伴う一般会計繰入金の補正であります。

続きまして、議案第 65 号「令和元年度設楽町名倉財産区特別会計補正予算（第 1 号）」について説明します。今回の補正は、歳入歳出額にそれぞれ 241 千円を追加し、予算総額を 578 千円とするものであります。歳入から説明しますので、補正予算の説明書 4 ページ、5 ページをお願いします。3 款繰越金 1 項 1 目繰越金は、決算繰越金額の確定により当初予算額を上回る額を補正するものであります。2 款繰入金 1 項 1 目財政調整基金繰入金は、前年度繰越金が基金繰入金予算を、繰入金 325 千円を上回るので、1 千円を残して 324 千円を減額する補正であります。続きまして、歳出について 6 ページ、7 ページをお願いします。2 款諸支出金 1 項 1 目積立金は、歳入の繰越金及び基金繰入金の増額、減額補正に伴う差額を財政調整基金へ積立てる補正であります。

議案第 66 号「令和元年度設楽町津具財産区特別会計補正予算（第 1 号）」について説明します。今回の補正予算は、歳入歳出額にそれぞれ 1,285 千円を追加し、予算総額を 7,427 千円とするものであります。歳入から説明しますが、説明書の 4 ページ、5 ページをお開きください。1 款財産収入 2 項 1 目財産売払収入 1 節財産区生産物売払収入は、ヒノキバラヤマ地内の間伐面積の 4 ha 増に伴う立木売払収入の増額であります。桧原山でした。失礼しました。3 款繰越金 1 項繰越金 1 目財産区繰越金は、決算繰越金額の確定により当初予算計上額を上回る額を補正するものであります。

続きまして、歳出について説明しますので、6 ページ、7 ページをお開きください。2 款財産区事業費 1 項 1 目財産区事業費の 13 節実施委託料は、県からの要望により桧原山地内の間伐実施面積が 4 ha 追加したことによる増額補正であります。25 節積立金は、桧原山地内の立木売払収入から補正の実施委託料を差し引いた額 196 千円に、歳入の繰越金補正額 304 千円を加え、500 千円を増額して

積立てる補正であります。

以上、6会計の説明を終わらせていただきます。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑は1件ごとに行います。議案第61号「令和元年度設楽町一般会計補正予算（第4号）」の質疑を行います。質疑はありますか。

10 田中 先ほど来、保育料の無料化の補正が予算のなかに、いろんな面で登場してくるわけですが、歳入のなかで保育料の収入がこれでなくなるわけですから、10月1日に向けてこの補正予算で減額補正、負担金ですね、負担金の減額補正をやっとかなければいけないんじゃないかなというふうに思うんですが、今回やらずに決算かなんかでやってしまうのか。それから歳出のほうでいうと、財源構成を変更する必要があるかとも思うんですが、その点はどんなふうに考えているか。

町民課長 当初予算のほうで、一応9月末までの分の保育料計上して、10月以降のは計上してないので、特に補正の必要はございません。

議長 ほかにありませんか。

2 原田 鳥獣被害防止のですね、捕獲に対する補助金の上乗せがされるということなんですけども、それは豚コレラ対策ということで説明をいただいたんですけど、それはそれとして、獲った後ですね、町のイノシシのあれをコレラがあるか、保有しとるか、してないかというのは、調査は出すんですか。

産業課長 設楽町から今豚コレラの、イノシシに対しての豚コレラの、県からの補助が1人2件までということになっておりますが、この対策で獲れたものについては、なるべく出せるようにしたいと思っておりますが、なかなかですね、猟師さんから即連絡があるとかないとかっていうところになってきますので、そのところを猟友会も含めてですね、説明させていただいて豚コレラを所有してるかっていうところの検体は出したいと思っております。

議長 ほかにありませんか。

5 金田 25ページの土木費の住宅費ですけども、特定空家解体で500千円が上限ということで3棟分、1,500千円みたるわけですけども、町として特定空家何件くらい把握しておりますか。

建設課長 特定空家として認定したものは、今回あげました3件だけでございます。そのほかにまだ特定空家にはまだ指定はされておられませんけれども、危険な空家ということで観察をしているものが数件ございます。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。議案第61号は所管ごとに分けて総務建設委員会と文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第61号を所管ごとに分けて総務建設委員会と文教

厚生委員会に付託します。

---

議長 議案第 62 号「令和元年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）」の  
質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。議案第 62 号を文教厚生委員  
会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。議案第 62 号を文教厚生委員会に付託します。

---

議長 議案第 63 号「令和元年度設楽町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）」の質疑  
を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。議案第 63 号を文教厚生委員  
会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。議案第 63 号を文教厚生委員会に付託します。

---

議長 議案第 64 号「令和元年度つぐ診療所特別会計補正予算（第 1 号）」の質疑を行  
います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。議案第 64 号を文教厚生委員  
会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。議案第 64 号を文教厚生委員会に付託します。

---

議長 議案第 65 号「令和元年度設楽町名倉財産区特別会計補正予算（第 1 号）」の質  
疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。議案第 65 号を総務建設委員  
会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。議案第 65 号を総務建設委員会に付託します。

---

議長 議案第 66 号「令和元年度設楽町津具財産区特別会計補正予算（第 1 号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。議案第 66 号を総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。議案第 66 号を総務建設委員会に付託します。

---

議長 日程第 25、認定第 1 号「平成 30 年度設楽町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、日程第 36、認定第 12 号「平成 30 年度設楽町津具財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」の 12 議案を一括議題とします。本案についての提案理由の説明を求めます。

なお、すでに決算書が配布されており、議員各位におかれましては十分に精査されていると思いますので、要点を簡潔に説明を願います。

副町長 認定第 1 号「平成 30 年度一般会計」から認定第 12 号「津具財産区特別会計」までの歳入歳出決算の認定について、その概要を一括して説明しますので、各々の認定議案の朗読につきましては省略させていただきます。

認定第 1 号「平成 30 年度設楽町一般会計歳入歳出決算の認定について」、決算書の 9 ページ、実質収支に関する調書をお開きください。一般会計は歳入総額 6,342,631,049 円、歳出総額 6,184,057,215 円で、その差引額は 158,573,834 円であります。なお、翌年度へ繰り越す財源として繰越明許費繰越額を除いた実質収支額は 80,372,834 円であります。また、13 ページの財産に関する調書の 13 件の基金につきましては、年度内増減総額は 98,327,875 円の減で、前年度の増減額比較では 93,786,908 円減少し、基金の年度末現在高は 3,886,857,387 円あります。まず、一般会計の歳入から説明しますので、15、16 ページをお開きください。平成 29 年度と比較して差額の大きいものを中心に説明します。1 款町税については、296 千円の増の軽自動車税以外の町税は、いずれも前年度より減少しており、全体では前年度比較 15,902 千円の減であります。なお、町税の不納欠損額は 214,020 円で、8,162 千円の減額であります。これは 29 年度における個人町民税の高額滞納者 1 名の影響によるものであります。6 款地方消費税交付金は前年度比 2,401 千円、8 款自動車取得税交付金は 3,239 千円のそれぞれ増額であります。10 款地方交付税は、普通交付税の算定において人口減少、合併算定替特例の段階的縮減及び算定単位の改正等により、前年度比 30,811 千円の大幅減であります。12 款分担金及び負担金については前年度比 5,610 千円の減です。主な要因は、養護老人ホーム宝泉寮への町外からの入所者数の減に伴う措置費収入が減少したことによるものです。17、18 ページの 13 款使用料及び手数料につ

いて、主な増加要因は特定公共賃貸住宅の入居者が増加したことにより住宅使用料が増加したため、前年度比 3,598 千円の増であります。14 款国庫支出金については 24,675 千円の減です。主な要因は、田口宝保育園建設費補助金が平成 29 年度で終了したことによるものであります。15 款県支出金については、558,390 千円の大幅な増であります。主な要因は、歴史民俗資料館建設事業をはじめ、町営住宅建設事業、田口公共下水道事業及び簡易水道管更新事業など、設楽ダム関連事業が大きく増加したことに伴い、水源地域整備事業負担金の 835,977 千円の交付によるものであります。16 款財産収入については 18,862 千円の減で、主な要因は前年度のダム関連事業に係る江ヶ沢町有林の土地立木の売払収入等の皆減によるものです。17 款寄附金については、一般寄付金はなくふるさと寄附者数の減に伴い 3,509 千円の減額であります。18 款繰入金については、特別会計繰入金 は田口財産区特別会計からの民間保育所運営費補助金の皆減により、前年度比で 8,249 千円減の一方、合併振興基金等の各種基金からの繰入金は、基金残高を踏まえ 6,216 千円の増で、全体では 2,033 千円の減であります。19 款繰越金については、前年比 109,252 千円の大幅な増であります。主な要因は、道の駅清嶺及び歴史民俗資料館建設事業について入札不調を踏まえて継続費繰越金の該当があったことによるものであります。20 款諸収入は、全体で前年度比 163,220 千円の増であります。その要因は、道の駅清嶺建設事業の財源として、豊川水源基金助成金が増加したこと及び平成 29 年度末における介護保険特別会計繰越金と介護保険運営基金の精算金 68,197 千円を収納したことによるものであります。21 款町債については、前年度比で 110,837 千円の増であります。主な増減要因は、設楽ダム関連事業が増加したことによる財源措置として過疎債の発行額が 120,800 千円増加したことと、臨時財政対策債の 10,163 千円の減によるものです。特徴的な取組みとしては、小中学校への外国語講師派遣事業及び中学生海外派遣事業について、平成 30 年度以降過疎債の発行により財源の確保を図るものであります。以上の歳入合計は、前年度比 848,208,183 円の増額で、県支出金、繰越金、諸収入及び町債の大幅な伸びによるものであります。

続きまして、歳出の概要について款別に特徴を簡略に説明しますので、21、22 ページをお開きください。1 款議会費は 67,091,602 円で歳出総額の 1.1%を占め、主に職員等の人件費が 95.2%で、前年度比は 906 千円の微増であります。その要因は、2泊3日の行政視察旅費のほか、平成 29 年度は議員辞職に伴う 1 名の欠員期間により、議員報酬が定数全員分の支給でなかったことによるものであります。2 款総務費は 872,039,365 円で全体の 14.1%を占め、前年度比 32,704 千円の増であります。その要因は、愛知県知事選挙の執行、旧下津具小学校の解体工事のほか、前年度繰越明許費の旧名倉中学校講堂解体工事及び矢崎部品田口の住宅の浄化槽等設置工事などによるものであります。3 款民生費は 933,045,304 円で全体の 15.1%を占め、前年度比 146,720 千円の減で、これは田口宝保育園改築事業補助金が 29 年度で終了したことによるものであります。このほか、介護保

険事業について、平成30年度から保険者が東三河広域連合へ移行したことにより、介護保険特別会計への操出金から一般会計の執行となったことに伴い、東三河広域連合への負担金を新たに計上しています。また、30年度の新たな取組みについては、戦没者追悼式を発展的に解消し平和記念式典を開催したことであります。4款衛生費は710,738,369円で全体の11.5%を占め、前年度比145,738千円の増で、これは簡易水道配水管等更新事業の増加に伴い、特別会計への操出金148,278千円の増加が主なものであります。また、30年度の特徴的な取組みとしては、老朽化した清崎斎苑及び津具斎苑の更新として設楽斎苑、仮称ですが、建設事業を進め、令和3年度の供用開始をめざし用地買収、立木伐採、造成設計等を実施しました。5款農林水産業費は769,507,533円で全体の12.4%を占め、前年度比239,852千円の大幅な増で、その要因は、道の駅清嶺建設事業について、建物建築工事の着工や林道事業費124,960千円の増であります。6款商工費は111,533,240円で全体の1.8%を占め、前年度比21,760千円の減で、主な要因は、29年度で観光まちづくり基本計画策定支援業務及びグリーンパークのバンガロー修繕工事の終了によるものです。新たな取組みは、きららの森ビジターセンター基本設計及び地質調査を実施したことです。7款土木費は928,506,378円で全体の15.0%を占め、前年度比270,023千円の大幅な増で、その増加要因は田口公共下水道整備事業の管渠布設工事の増加による特別会計の操出金111,120千円の増のほか、町営杉平南住宅建設工事に伴い住宅費が156,977千円増になったものであります。30年度の特徴的な取組みとしては、町道田内清崎線の鮎美橋の整備があり一部を令和元年度へ繰り越したため、本年度決算は工事費の一部のみの計上ですが、本年7月に供用開始となりました。8款消防費は298,725,735円で全体の4.8%を占め、前年度比32,081千円の増で、主な要因は、設楽分署への消防広報車、津具分遣所へ資器材搬送車と小型動力ポンプ付積載車が配備されたことにより、新城市への広域消防事務委託金が24,662千円の増になったことによるものであります。そのほか特徴的な取組みは、防災行政無線電波伝搬改善事業や移動系のデジタル化実施設計業務委託があり、本年度に約2億円規模のデジタル工事を実施します。また、昨年台風等による災害を教訓として防災行政無線や避難所の停電対策として発動発電機を備品で購入しました。23ページ9款教育費は800,876,207円で全体の13.0%を占め、前年比310,928千円の大幅な増で、その主な要因は歴史民俗資料館建設工事に着手したことによるものです。30年度の特徴的な取組みとしては、井戸入教員住宅取壊し工事をはじめ名倉小まるねホール天井改修工事、田峯観音地狂言舞台屋根修理補助金、津具スポーツ広場講堂解体工事及び公衆トイレ建築工事、つぐグリーンプラザのトップライト等改修工事などがあります。また小中学校空調設備整備工事については、令和元年度へ全額繰り越したため決算への計上はありませんが、本年7月にすべての小中学校の整備が完了しています。10款災害復旧費は20,618,133円で全体の0.3%を占め、前年比18,965千円の増です。増加要因は、昨年7月の梅雨前線豪雨被害による

町道名倉津具線復旧工事の実施で、一部を翌年度に繰り越して本年7月に全線整備が完了しています。11款公債費は578,675,861円で全体の9.4%を占め、前年比103,999千円の減であります。主な要因は、過疎債について平成17年許可債、合併特例債について平成19年許可債が、平成29年度をもって償還完了になったことによるものであります。12款諸支出金は92,699,488円で全体の1.5%を占め、前年度比80,750千円の大幅な増であります。その増加要因は、今後の公共施設管理費の増加に備え、公共施設等総合管理基金への積立てや公債費の増加に対応するため、減債基金への積立てを行ったことによるものであります。以上、一般会計の歳出の概要ですが、前年度と比較して総額で16.1%、859,468千円の増であります。内訳は、民生費、公債費で250,759千円の大幅な減はあるものの、衛生費、農林水産業費、土木費及び教育費で966,541千円の大幅な増によるものであります。なお、翌年度への繰越明許費は393,659千円で前年度の継続費及び繰越明許費と比較しますと、327,513千円の減であります。繰越明許費のみでは、前年度の約倍増であります。

続きまして、各特別会計の決算概要について説明しますので、1、2ページの予算総覧をお開きください。最初の国民健康保険特別会計につきましては、歳入総額591,788,115円、歳出総額587,098,909円で、その差引額は4,689,206円であります。なお、歳出総額の前年度比は62,167千円の減であります。主な減少要因は、被保険者数の減少はあるものの平成30年度から新たに県と市町村が保険者となり一体となって事業運営することとなったため、一部事務について県が行うことによるものであります。また、特別会計の財政状況に基づき運営基金へ11,380千円を積立てることができたことが特徴的であります。

後期高齢者医療保険特別会計につきましては、歳入歳出総額ともに201,033,910円で、歳出総額の前年度比は7,099千円であります。主な減少要因は、一般管理費のシステム改修委託918千円の皆増があるものの、75歳以上被保険者数の減少に伴い、広域連合へ納付する療養給付費負担金及び保険料等負担金が8,110千円減少したことによります。

簡易水道特別会計につきましては、歳入総額777,309,729円、歳出総額777,256,689円で、その差引額は53,040円です。田口地区の水道管更新事業が新たに開始したことに伴い、歳出総額の対前年度比は339,320千円の大幅な増であります。なお、水道管移設工事及び更新工事の一部60,007千円については、繰越明許費として翌年度へ繰り越しています。

公共下水道特別会計につきましては、歳入歳出総額とも同額の301,447,268円であります。令和3年度の一部供用開始をめざし、平成29年度からの造成工事に加え本格的な管渠工事の着工に伴い、管渠工事費103,194千円の皆増や下水道事業県代行負担金の65,213千円の増により、歳出総額の対前年度比は157,667千円の大幅な増であります。なお、管渠布設工事費の一部192,868千円については、簡水と同様繰越明許費として翌年度へ繰り越しています。



農業集落排水特別会計につきましては、歳入歳出総額とも同額の 128,722,101 円であります。歳入総額の前年度比は 2,294 千円の増で、その要因は農業集落排水施設固定資産台帳整備事業委託 7,999 千円の皆増のほか、一般修繕費 5,577 千円の減によるものであります。

町営バス特別会計につきましては、歳入歳出総額とも同額の 37,073,816 円です。経常費用はほぼ同様に執行していますが、歳出総額は前年度比 2,174 千円の増額で、バス停待合所修繕費 1,760 千円、町営バス運行委託料 409 千円の増が主な要因であります。

つぐ診療所特別会計につきましては、歳入歳出総額とも同額の 93,797,315 円です。主な増減要因は、郡地域医療連携ネットワークシステム負担金の皆減、人件費、超音波診断装置及び薬剤自動分包機等の増によるもので、歳出総額は前年度比 3,949 千円の増額であります。

田口、段嶺、名倉、津具の各財産区特別会計の決算状況につきましては、それぞれ財産の適正な管理運営に努めましたので、本日は決算書をごらんいただくことで説明は省略させていただきますが、田口財産区特別会計及び段嶺財産区特別会計は、地区集会施設改修事業について、田口財産区は 1 件 142 千円、段嶺財産区は 2 件 1,118 千円を申請団体へ補助するため一般会計に繰り出しています。

最後に、のちほど監査委員の決算審査意見書で説明をされますが、その中に津具財産区特別会計における改善を要する事項として、「歳入歳出の記載の一部不備、正確明瞭な記載に努めること」が指摘されていますので、その内容について私から説明と謝罪をさせていただきたいと思っております。具体的に申し上げますと、田原分収育林事業における予算執行について、本来であれば分収契約に基づき森林組合から収納する立木売払収入の 80%を歳出の分収林収益交付金として田原市へ交付するところではありますが、今回の施業の完了と精算が 3 月末日であったことから分収林収益交付金の予算現額を補正できず、現予算額の全額で支出し、分収林収益交付金のその不足額は直接森林組合から田原市へ振り込んだため、結果的に歳入の立木売払収入額と収益交付金が同額となっています。誠に不適切な財務処理であったことをお詫び申し上げます。誠に申し訳ありませんでした。また、町の収入にあたる 20%分の立木売払い収入も、本来であれば 2 目田原分収育林売払収入の歳入科目で処理するところ、誤って 1 目財産売払収入 1 節財産区生産物売払収入で収納決算を行い、これもまた的確な予算の執行でなかったことを深く反省しています。なお、田原市における交付済額に誤りはありません。森林組合から田原市へ振り込まれた状況については、書類と通帳で確認させていただいています。この金額的な詳細につきましては、決算特別委員会で担当課長から説明しますのでよろしく申し上げます。

以上、11 特別会計全体の歳出総額は 2,137,371,334 円で、対前年度比は 422,201 千円の減額であります。これは簡易水道及び公共下水道の整備事業において大幅な増額があったものの、東三河広域連合が 30 年度から介護保険の保険者になっ

たことに伴い、介護保険特別会計を 29 年度末をもって廃止したことにより、平成 29 年度介護保険特別会計決算額 851,881 千円の皆減によるものであります。昨年に引き続き、地方自治法第 233 条第 5 項に規定する主要な施策を説明する書類として、ピンク色の決算成果報告書を作成し提出していますので、よろしくお願ひします。先ほどの補正予算とあわせまして、この財産区の決算について不備がありましたことを誠に申し訳ありませんでした。よろしくお願ひいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

お諮りをします。午後 5 時を過ぎても引き続き会議を続けたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。午後 5 時を過ぎても引き続き会議を続けます。

次に、監査委員の決算審査の意見を、黒柳代表監査委員にお願ひをいたします。

代表監査委員 それでは、決算審査の結果を御報告します。地方自治法第 233 条第 2 項及び第 241 条第 5 項の規定により決算審査に付された、平成 30 年度設楽町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに各基金の運用状況等について意見書により説明します。審査は令和元年 8 月 6 日から 8 月 9 日までの 4 日間で、山口監査委員と実施しました。審査の対象は「平成 30 年度設楽町一般会計及び各特別会計並びに各基金」です。一般会計及び特別会計 11 の歳入歳出に係る決算総額は、歳入総額 8,487,994,251 円、歳出総額 8,321,428,549 円、差引額 166,565,702 円で、その内訳は表 1 「一般会計」及び表 2 「特別会計」のとおりです。また、一般会計 12 及び特別会計 8 の計 20 基金に係る決算年度中の増減高及び決算年度末の現在高の合計額は、前年度末現在高 4,387,870,379 円、決算年度中の増減高 91,503,352 円の減です。決算年度末現在高 4,296,367,027 円であり、その内訳は表 3 「各基金の総括表」のとおりです。ただし、介護保険運営基金に関しては、平成 30 年 4 月 1 日基金を廃止し、残額の 20,116,222 円を平成 30 年度一般会計へ入れました。その後、介護保険特別会計繰越金と合わせて、東三河広域連合へ負担金として支出しています。

審査にあたっては、決算書附表、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況調書を対象として、計数上の誤りの有無、財政運営の健全性、財産管理の的確性、さらに予算の執行については、関係法令に従い正確かつ効率的に実施されたか等に主眼を置き、例月出納検査及び定例監査の結果も参考にして、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類との照合、その他必要と認める審査手続きを実施しました。

審査の結果、決算係数について、審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書並びに各基金の運用状況調書の計数は、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、計数については適正と認められました。

財政状況として、平成30年度の決算規模は、一般会計では歳入総額6,342,631,049円、歳出総額6,184,057,215円、差引額158,573,834円となっており、特別会計、歳入総額2,145,363,202円、歳出総額2,137,371,334円、差引額7,991,868円となっています。一般会計の歳出面での決算規模は、平成29年度との比較において約16.1%増加しました。歳入面でも、約15%増加となりました。これは平成30年度設楽ダム建設関連事業の事業費増加及び町営杉平南住宅建設工事等の大型工事の実施により決算規模が平成29年度と比較して大きくなったことが主な要因です。歳出については、歴史民俗資料館及び道の駅清嶺建設事業の着工、水道管更新事業及び公共下水道整備事業の事業量増加など、設楽ダム建設関連事業全体で前年比811,520千円が増額し、1,449,050千円となったことなどにより、歳出全体では対前年度比859,470千円の増の6,184,060千円となりました。歳入については、設楽ダム建設事業等の増加に伴うダム対策費負担金（県支出金）が対前年比522,150千円増額し835,980千円となったことなどにより、歳入全体では対前年比848,210千円増により、6,342,630千円となりました。翌年度に繰り越すべき財源78,200千円は対前年比63,910千円の減額となりました。主な要因は、平成30年度は継続費繰越がないことによるものです。平成29年度は道の駅清嶺（仮称）建設事業及び歴史民俗資料館建設事業に係る継続費充当繰越金104,670千円がありました。11特別会計の歳出決算総額は、平成29年度と比較して、16.5%の減額となりました。減少要因としては、介護保険特別会計において平成30年度から東三河広域連合が介護保険の保険者となることに伴い平成29年度をもち介護保険特別会計が廃止されたことから、同会計への繰出金が不要になったことによるものです。また、国民健康保険特別会計は歳入が被保険者の減少等により保険料が減少したこと、国庫支出金が廃止されたことなどにより、総額で対前年比77,070千円、11.5%減少し、591,790千円となりました。歳出は療養給付費のうち入院費が増加したことで一人あたりの費用が高額となったことによる増加要因はありますが、共同事業など町が行っていた事務を県が行うことになったため、その費用が減少し、総額で対前年比62,170千円9.6%減額の587,100千円などがあげられます。また、簡易水道特別会計では、歳入は分担金及び使用料収入、現年度分が対前年比6,380千円、4.7%減少しました。歳出は、田口地区における水道管更新事業が新たに始まったことはあるものの、塩津地区の水道管移設工事などにより歳出全体では、対前年比339,320千円、77.5%増加しました。財政全体として、歳入及び歳出にかかる予算と執行は、概ね効率的かつ効果的に配分され、適正に執行されたものと認められます。

財政運営について、当町においては水源地域整備事業負担金と水源地域振興事業助成金の財源によって、道の駅清嶺（仮称）建設事業や歴史民俗資料館（仮称）建設事業の大型事業が執行されています。また今後も、設楽ダム関連事業等が計画、執行されていることから、それらの事業の進捗経過について、町民や議会に報告説明するなどし、今後とも健全で適切かつ的確な将来を見据えた財政運営を

望みます。

道の駅清嶺（仮称）並びに歴史民俗資料館（仮称）の事業については、本年度建設に着手することができました。今後は、施設が町の南の玄関口として、観光、商業、農業、文化の発展や情報の発信に対する重要施設として機能するように英知を結集していくこと、また改善を要する事項として、津具財産区特別会計において歳入歳出の記載に一部不備が認められました。町会計の歳入歳出については、今後とも全て正確明瞭な記載に努めていただきたいと思います。本年度の一般会計では、次年度繰越事業が多くみられました。予算の執行にあたっては事業の遂行状況を把握し、議会等に詳細な報告説明を行い、計画的な実施に努めていただきたいと思います。決算審査の結果は以上です。失礼しました。

議長 監査委員の審査結果の報告がありました。監査委員の審査意見についての質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。お諮りします。認定第1号から認定第12号までの12議案については、慎重審査の必要があると認められますので、議長を除く11名で構成する決算特別委員会を設置して審査したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。認定第1号から認定第12号までの12議案については、11名による決算特別委員会を設置し、付託して審査することに決定いたしました。お諮りします。決算特別委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、七原剛君、原田直幸君、加藤弘文君、今泉吉人君、金田敏行君、金田文子君、伊藤武君、土屋浩君、山口伸彦君、田中邦利君、高森陽一郎君を指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。決算特別委員はただいま指名したとおり選任することに決定をいたしました。決算特別委員会の方は、次の休憩中に委員会を開催し、正副委員長互選を行い、その結果を報告願います。

お諮りします。ここで暫時休憩とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。暫時休憩をいたします。

休憩 午後5時06分

再開 午後5時14分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。決算特別委員会の正副委員長互選について報告がありました。委員長に11番高森陽一郎君、副委員長に4番今泉吉人君が選任されましたので御承知おきください。

なお、決算特別委員会は、9月5日午前9時から総務建設委員会所管、9月9日午前9時から文教厚生委員会所管です。よろしく願いをいたします。

---

議長 以上で、本日の日程はすべて終了しました。本日はこれで散会といたします。  
お疲れさまでした。

散会 午後 5 時 15 分